

平成 22 年度

柏市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

鈴木 信一



# 目 次

## 下水道事業の財務に関する事務の執行

<b>第1</b>	<b>監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1.	監査の種類 .....	1
2.	特定の事件（監査のテーマ） .....	1
3.	監査対象年度 .....	1
4.	監査対象部局 .....	1
5.	包括外部監査人及び補助者 .....	1
6.	特定の事件の選定理由 .....	2
7.	監査の要点 .....	2
8.	監査手続 .....	3
9.	利害関係 .....	3
<b>第2</b>	<b>柏市下水道事業の概要</b> .....	<b>4</b>
1.	下水道事業の概要 .....	4
2.	下水道事業の役割及び種類 .....	6
3.	下水道整備状況 .....	7
4.	下水道の維持管理の概要 .....	12
5.	財政の概要 .....	14
6.	組織と職員数の推移 .....	22
7.	今後の計画 .....	25
8.	下水道事業の経営分析 .....	29
<b>第3</b>	<b>監査の結果及び意見</b> .....	<b>46</b>
1.	使用料の徴収及び回収状況について .....	46
2.	使用料水準と今後の課題について .....	55
3.	一般会計繰出金について .....	62
4.	下水道事業債について .....	66
5.	受益者負担金について .....	68
6.	水洗便所改造資金貸付金 .....	76
7.	排水設備修繕事業補助金 .....	80
8.	契約について .....	84
9.	人件費について .....	95
10.	流域下水道負担金について .....	104
11.	財産管理について .....	105

1 2.	システム管理について .....	116
1 3.	将来の事業見通しについて .....	122
1 4.	地方公営企業法の適用について .....	129

**保健福祉部（高齢者支援課及び保健福祉総務課）の補助金に係る財務に関する事務の執行**

**第1 監査の概要 ..... 138**

1.	監査の種類 .....	138
2.	特定の事件（監査のテーマ） .....	138
3.	監査対象年度 .....	138
4.	監査対象部局 .....	138
5.	包括外部監査人及び補助者 .....	138
6.	特定の事件の選定理由 .....	138
7.	監査の要点 .....	139
8.	主な監査手続 .....	139
9.	利害関係 .....	139

**第2 監査の結果及び意見 ..... 140**

1.	軽費老人ホームサービス提供費補助金 .....	140
2.	社会福祉協議会運営費補助金 .....	145
3.	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金 .....	151

凡例

- ① 本書における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示している。したがって、表中の金額を合計しても、合計欄の金額に一致しない場合がある。
- ② 比率（％）は、少数点以下第2位を四捨五入して第1位までを表示している。

下水道事業の財務に関する事務の執行



## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

### 2. 特定の事件（監査のテーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行

### 3. 監査対象年度

平成21年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

### 4. 監査対象部局

土木部(下水道整備課・下水道維持管理課)

### 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

鈴木 信一 公認会計士

補助者

小出 健治 公認会計士

植田 茂 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

伊原 嘉伸 公認会計士

林 広隆 公認会計士

藤田 晃士 公認会計士

赤井 雄一 公認会計士

## 6. 特定の事件の選定理由

市は、昭和 35 年から下水道事業に着手し、平成 21 年度末においては 87.4%とかなり高い普及率となっている。下水道は、市民の清潔で快適な生活を支える重要なライフラインであることや、これまでその普及のために国庫補助金、一般会計繰入金、下水道債の発行、市民よりの下水道使用料等によって調達した多くの資金を投下していることから、市民の関心もかなり高い。

また、下水道の普及率が高いことから、今後は、下水道の幹線整備、既存設備の老朽化に対する将来的な対策も含め、多額の資金が維持・管理等のために必要になると考えられる。

このように市民の関心が高く、また、今後多額の資金を必要とすると考えられる下水道事業について、それに係る財務に関する事務の執行が、関係諸法令等に準拠して適正に行われているか、かつ、経済的、効率的に行なわれているかを検証することは市財政の改善に寄与し、市民への有益な情報提供につながるものと考え、監査テーマとして選定した。

## 7. 監査の要点

### (1) 使用料の徴収事務の適正性

使用料徴収事務は法令等に基づき、かつ効率的に行われているか。

使用料水準は市の財政状態や市民負担の観点から適切であるか。

### (2) 契約事務の適正性

契約事務は法令等に基づき、かつ効率的に適切に行われているか。

委託について、民間事業者を有効に活用しているか。

### (3) 将来の事業見通しについて

将来の事業見通し及び計画策定は適切か。

### (4) 財産管理の適切性

施設、物品等の財産の管理は法令等に基づき、かつ効率的に行われているか。

### (5) 人件費の適切性

各種手当を含む人件費について、支給内容及び支給額は法令等に基づき、かつ妥当といえるものか。

### (6) 地方公営企業法の適用について

地方公営企業法の適用について適切に検討されているか。



## 8. 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、関係施設について現場視察を実施した。
- (2) 使用料徴収事務及び使用料水準について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (3) 契約事務について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (4) 将来の事業見通しについて、担当者への質問及び関係書類との照合及び閲覧を行った。
- (5) 施設及び物品の管理状況を確認するため、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (6) 人件費について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (7) 地方公営企業法の適用について、担当者への質問及び関係書類の閲覧を行った。

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 柏市下水道事業の概要

### 1. 下水道事業の概要

#### (1) 沿革

市の公共下水道は、昭和 35 年に柏駅を中心とした単独公共下水道（合流式）に着手したのが始まりである。その後、昭和 42 年に十余二工業団地を対象とした特定公共下水道を実施した。

こうした中、急激な都市化に伴い、公共用水域の汚濁が著しく生活環境を悪化させ、自然環境の破壊も急速に進んできたため、昭和 42 年に公害対策基本法（現:環境基本法 平成 5 年制定）が制定された。そこでこの対策の一環として、千葉県起業による手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道計画が樹立され、数市町にわたる都市の汚水を広域的に集めて処理したうえ、利根川や東京湾に放流することになり、柏市の大部分がそれらの計画区域となった。

これに基づき、昭和 47 年度に手賀沼流域の計画区域を対象とした「柏市下水道基本計画」を立案した。昭和 55 年度には手賀沼流域の原単位等の見直しと、江戸川左岸流域と北部地域（手賀沼流域下水道調査区域）を含めた市域全体 5,815ha の基本計画の策定を行い、その後行った数回の計画見直しを経て、平成 16 年度に沼南町（基本計画面積 1,761ha）と合併した。

柏市の下水道整備の基本的な考え方は、手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道による流域関連公共下水道として整備を図るものである。

単独公共下水道として稼働していた柏処理区は、平成 9 年度に手賀沼流域下水道へ編入する事業認可を取得し、平成 11 年度に手賀沼流域下水道に接続した。また、十余二処理区については平成 14 年度に手賀沼流域下水道へ編入の認可を取得し、平成 21 年 4 月に手賀沼流域下水道に切替えた。

雨水整備については、集中豪雨での被災防止に向け雨水幹線整備を早期に図る計画である。

なお、平成 21 年度末における下水道計画概要は次のとおりである。

(2) 計画概要表

① 污水計画概要表

平成 22 年 3 月 31 日現在

処 理 区		全体計画		計画決定		事業認可	
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
旧柏市 区域	手賀沼	5,498	350.0	4,159	329.5	4,161	326.2
	江戸川左岸	317	20.0	261	19.3	244	18.1
	計	5,815	370.0	4,420	348.8	4,405	344.3
旧沼南 町区域	手賀沼	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
	計	1,761	56.4	967	49.0	831	46.3
合 計		7,576	426.4	5,387	397.8	5,236	390.6

(注) 柏処理区は平成 9 年度、十余二処理区は平成14年度に手賀沼処理区に編入

② 雨水計画概要表

平成 22 年 3 月 31 日現在

排水区		全体計画(ha)	計画決定(ha)	事業認可(ha)
旧柏市 区域	大堀川	2,580.0	2,388.0	2,265.3
	大津川	1,696.0	1,212.0	841.0
	利根川	776.6	182.0	176.4
	利根運河	411.8	122.0	—
	富士川	218.0	181.0	—
	坂川	132.6	122.0	—
	計	5,815.0	4,207.0	3,282.7
旧沼南 町区域	手賀沼	300.8	59.0	18.0
	大津川	262.2	169.0	16.2
	上大津川	120.5	120.0	58.2
	染井入落	436.5	134.0	72.7
	金山落	469.6	319.0	—
	鎌ヶ谷	3.7	—	—
	柏	8.5	9.0	—
	松戸	36.1	36.0	32.7
	沼南台北部	108.0	106.0	97.2
	沼南台南部	14.7	15.0	14.7
	計	1,761.0	967.0	309.9
合 計		7,576.0	5,174.0	3,592.6

(市資料より)

## 2. 下水道事業の役割及び種類

### (1) 下水道事業の役割

市の下水道事業は、市民に対して次の役割を果たしている。

- ・生活環境の改善

生活又は生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊・蠅等の発生源となり、伝染病の発生の可能性も増大する。下水道の整備により、汚水の速やかな排除、周辺環境の向上が図られる。

- ・便所の水洗化

くみ取り式便所がもたらす非衛生的な臭気等を水洗化により除去することができる。

- ・浸水の防除

わが国の特徴的な気候である降水量の多さがもたらす浸水の被害に対処するため、都市内に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うこと、すなわち内水対策が重要な役割の一つとなっている。

- ・公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質汚濁源としては、工場排水、生活排水等があげられ、工場排水は排水基準により規制されるが、生活排水はなじみ難いものである。下水道は、生活排水を中心とする汚水を管渠で終末処理場に集め、適切に処理するので水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、豊かな自然環境を保全するのに大きく寄与する。

## (2) 下水道事業の種類

下水道事業の種類は、大きく分けて公営企業として実施されているものと一般会計・特別会計で実施されているものに分けられる。柏市の下水道事業は特別会計で実施されている下水道法上の下水道事業である。なお、下水道法上の下水道以外のものとして、浄化槽や団地などに見られるコミュニティプラントが含まれる。

### 下水道の種類

種類	概要
公共下水道	市街地の下水の排除・処理のために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場や流域下水道で最終処理を行なう。
流域下水道	河川や湖沼等の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善を図るために、2以上の市町村区域にわたり整備される。管理は原則として都道府県が行なう。
各集落排水施設	農業、漁業、林業など特定集落におけるし尿、生活雑排水等の污水、又は雨水を処理する。
都市下水路	市街地の雨水による浸水被害を解消するために設置し、雨水をすみやかに河川に排除する。
コミュニティプラント	公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置され、し尿と生活排水を処理する。
浄化槽	下水道のない地域で水洗便所を使用する場合、污水を浄化して河川等に放出するために個人が設置する。

## 3. 下水道整備状況

### (1) 汚水処理区別整備状況

平成21年度末現在

項目	単位	旧柏市区域		旧沼南町区域
		手賀沼処理区	江戸川左岸処理区	手賀沼処理区
着手時期	—	S48.12	S63.3	S47.3
供用開始年月	—	S56.4	H3.1	S56.5
全体計画面積	ha	5,498	317	1,761
整備面積	ha	3,531	212	653
処理面積	ha	3,402	212	645
整備延長	km	644.4	38.5	136.1
計画人口	人	350,000	20,000	56,400
処理区内定住人口	人	324,564	18,858	46,454
処理人口	人	289,130	16,527	38,823

(市資料より)

(2) 汚水年度別整備状況

項目	単位	平成 21 年度	20 年度	19 年度
行政区域面積	ha	11,490	11,490	11,490
市街化区域面積	ha	5,406	5,406	5,406
行政区域人口 A	人	394,188	390,227	385,823
行政世帯	世帯	162,946	160,109	156,627
全体計画面積	ha	7,576	(旧 柏) 5,815	(旧 柏) 5,815
			(旧 沼南) 1,761	(旧 沼南) 1,761
全体計画人口	人	426,400	(旧 柏) 370,000	(旧 柏) 370,000
			(旧 沼南) 56,400	(旧 沼南) 56,400
認可面積	ha	5,236	(旧 柏) 4,405	(旧 柏) 4,405
			(旧 沼南) 831	(旧 沼南) 831
認可人口	人	390,610	(旧 柏) 344,300	(旧 柏) 344,300
			(旧 沼南) 46,310	(旧 沼南) 46,310
整備面積	ha	4,395.73	4,318.22	4,242.13
整備人口 B	人	346,667	340,714	340,768
処理面積	ha	(4月1日付) 4,257.95	(3月31日付) 4,207.40	(3月31日付) 4,082.08
			(4月1日付) 4,216.08	(4月1日付) 4,163.67
処理人口 C	人	(4月1日付) 344,480	(3月31日付) 336,750	(3月31日付) 326,590
			(4月1日付) 337,260	(4月1日付) 330,373
処理世帯	世帯	(4月1日付) 141,622	(3月31日付) 136,638	(3月31日付) 132,256
			(4月1日付) 137,406	(4月1日付) 133,313
水洗化人口 D	人	(3月31日付) 311,995	(3月31日付) 304,406	(3月31日付) 299,339
水洗化世帯	世帯	(3月31日付) 128,276	(3月31日付) 123,854	(3月31日付) 121,194
普及率(C/A)	%	(4月1日付) 87.4	(4月1日付) 86.4	(4月1日付) 85.6
水洗化率(D/C)	%	(3月31日付) 90.6	(3月31日付) 90.3	(3月31日付) 91.7

(市資料より)

(注) 1.人口は住民基本台帳によるもの。

2.平成 19 年度は水洗化人口の算出方法を変更したことから水洗化率が変動した。

(3) 汚水下水道事業業務量

項 目		単位	平成 21 年度	20 年度	19 年度
公共下水道	年間処理水量	千 m <sup>3</sup>	47,105	47,348	44,925
	年間汚水量A	千 m <sup>3</sup>	46,518	46,922	44,520
	年間有収水量B	千 m <sup>3</sup>	38,048	37,736	36,812
	年間不明水量	千 m <sup>3</sup>	8,470	9,186	7,708
	有収率(B/A)	%	81.79	80.42	82.69
	使用料単価	円/ m <sup>3</sup>	141.09	136.42	139.12
	処理原価	円/ m <sup>3</sup>	157.92	155.82	158.82
		維持管理費分	円/ m <sup>3</sup>	75.84	75.45
	資本費分	円/ m <sup>3</sup>	82.08	80.38	84.73
特定公共下水道	年間処理水量	千 m <sup>3</sup>	—	1,051	1,152
	年間汚水量A	千 m <sup>3</sup>	—	1,051	1,152
	年間有収水量B	千 m <sup>3</sup>	—	723	899
	年間不明水量	千 m <sup>3</sup>	—	328	253
	有収率(B/A)	%	—	68.79	78.04
	使用料単価	円/ m <sup>3</sup>	—	230.08	228.67
	処理原価	円/ m <sup>3</sup>	—	206.25	189.11
		維持管理費分	円/ m <sup>3</sup>	—	206.25
	資本費分	円/ m <sup>3</sup>	—	—	—
特定環境保全公共下水道	年間処理水量	千 m <sup>3</sup>	385	392	394
	年間汚水量A	千 m <sup>3</sup>	385	392	394
	年間有収水量B	千 m <sup>3</sup>	319	311	323
	年間不明水量	千 m <sup>3</sup>	66	81	71
	有収率(B/A)	%	82.86	79.34	81.98
	使用料単価	円/ m <sup>3</sup>	272.86	252.59	259.15
	処理原価	円/ m <sup>3</sup>	182.40	195.53	193.43
		維持管理費分	円/ m <sup>3</sup>	89.05	88.04
	資本費分	円/ m <sup>3</sup>	93.36	107.49	102.63

(市資料より)

- (注) 1. 特定公共下水道とは、公共下水道の一種であるが、工場等の排水が多いため下水道の建設費を一部排水を出す工場等を設置する事業者負担させて事業を行うものをいう。  
 なお、当該事業は、平成 20 年度末で廃止している。
2. 特定環境保全公共下水道とは、公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道をいう。

(4) 雨水整備状況(幹線)

平成21年度末現在

流域名	雨水幹線の延長(m)		整備率 (%)
	計画	整備	
大堀川排水区	36,203	28,970	80.0
大津川排水区	33,307	15,561	46.7
富士川排水区	3,015	485	16.1
坂川排水区	120	0	0.0
利根川排水区	11,663	7,222	61.9
利根運河排水区	6,660	3,690	55.4
手賀沼排水区	5,421	0	0.0
染井入落排水区	8,138	178	2.2
金山排水区	8,431	0	0.0
松戸排水区	96	96	100.0
沼南台排水区	2,215	2,215	100.0
計	115,269	58,417	50.7

(市資料より)

(注) 雨水の整備状況は、下水道事業認可区域の内外に関わらず整備している。



(5) 千葉県の下水道普及率

◇普及率ランキング 20

順位	市 町 名	普及率
1	浦 安 市	99.3
2	千 葉 市	97.1
3	八 千 代 市	92.2
4	佐 倉 市	91.5
5	酒 々 井 町	90.8
6	四 街 道 市	90.1
7	白 井 市	87.5
8	柏 市	87.4
9	習 志 野 市	85.3
10	栄 町	84.3
11	我 孫 子 市	80.3
12	印 西 市	79.5
13	松 戸 市	78.9
14	成 田 市	72.2
14	茂 原 市	72.2
16	流 山 市	71.5
17	船 橋 市	70.1
18	市 川 市	68.3
19	袖 ヶ 浦 市	67.0
20	市 原 市	58.2

◇人口 20 万人以上の市別

順位	市 町 名	普及率
1	千 葉 市	97.1
2	柏 市	87.4
3	松 戸 市	78.9
4	船 橋 市	70.1
5	市 川 市	68.3
6	市 原 市	58.2

◇東葛飾地区別

順位	市 町 名	普及率
1	浦 安 市	99.3
2	柏 市	87.4
3	我 孫 子 市	80.3
4	松 戸 市	78.9
5	流 山 市	71.5
6	船 橋 市	70.1
7	市 川 市	68.3
8	野 田 市	56.5
9	鎌 ヶ 谷 市	53.9

◇千葉県内普及率 68.2

(市資料より)

(注) 普及率(%)は平成 21 年度末の数字であり、普及率のみを基準にランク付けしたもの。

#### 4. 下水道の維持管理の概要

市の主な設備の維持管理の概要は次のとおりである。

##### (1) 管路施設の維持管理

市の公共下水道管路延長は、21年度末で約819kmある。

管路は、中にゴミ等がたまると、異臭や、流れに支障を起こす原因となる。そのため、定期的に管路の清掃、調査、点検、補修工事などを実施し、適正な維持管理を図っている。

また、長寿命化計画を策定し、老朽化した下水道管、人孔等の計画的な修繕を目指している。

##### (2) 公共下水道台帳の整備

下水道法第23条に基づき、公共下水道台帳の整理を行うとともに、平成18年度より地理情報システム（GIS）を導入している。

##### (3) 施設の維持管理

篠籠田貯留場は、平成11年6月末に廃止した「柏終末処理場」を一部改造し、平成12年7月から柏駅周辺の合流区域から流れる初期雨水の貯留施設及びゴミ取り施設として稼働している。

十余二終末処理場は、平成21年3月までは終末処理場として稼働していたが、同年4月1日に廃止した。現在遊休状態となっている。

篠籠田貯留場の概要は、次のとおりである。

- a 所在地 柏市篠籠田字篠塚 599
- b 敷地面積 9,237 m<sup>2</sup>
- c 建設年次 昭和46年3月～昭和48年9月  
(平成11年7月～平成12年6月：改造)
- d 施設概要

沈砂池	巾3.8m×長9.0m×水深0.4～0.6	2池
揚水ポンプ	φ250mm×7m <sup>3</sup> /分×19kw.	3台
	φ400mm×23m <sup>3</sup> /分×50kw.	2台
沈澱能力	5,680 m <sup>3</sup>	
本館	地下1階, 地上2階建	1棟

(4) 施設の維持費の推移

管渠関係

(単位:千円)

年度	汚水管清掃	不明水調査	止水工事 (管更生)	計
19	26,102	3,250	0	29,352
20	17,898	12,290	0	30,188
21	29,005	0	0	29,005

(市資料より)

篠籠田貯留場関係

(単位:千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
19	1,908	126	4,707	0	72	27,609	0	0	34,422
20	2,044	133	6,153	0	219	26,683	8,978	0	44,210
21	1,916	118	5,040	0	158	26,678	11,025	0	44,935

(市資料より)

十余二終末処理場関係

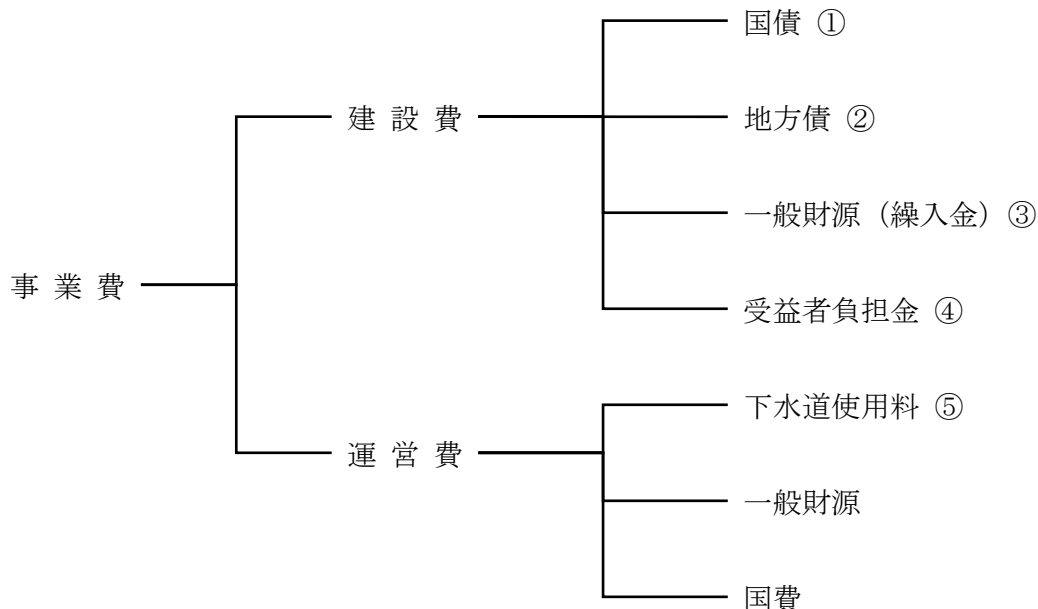
(単位:千円)

年度	電気	水道	修繕	消耗品	役務	委託	工事	備品	計
19	8,540	230	20,825	241	167	123,454	0	0	153,457
20	9,792	221	1,570	90	16	122,089	0	0	133,778
21	3,235	132	179	0	16	17,408	935	0	21,905

(市資料より)

## 5. 財政の概要

### (1) 財源の仕組み



#### ① 国費

下水道事業は、都道府県、市町村等地方公共団体が行うものであるが、その建設には多額の費用が必要であり、かつ、下水道を緊急に整備することが、国家的見地からしても急務であるという認識から、国が下水道を建設する地方公共団体に対して、国庫補助金を交付している。

#### ② 地方債

下水道事業は建設時に財政負担が集中し、建設後は施設の長期的な利用が可能となる。建設時の利用者がその費用のすべてを負担することは、後年からの利用者との間に世代間の不公平を生むこととなる。この建設財源に地方債を充てることで、建設時の財政面の負担を減らし、その返済に下水道使用料を充てることで、後年の利用者も建設費の一部を負担することとなり、世代間の公平を確保することができる。

#### ③ 一般財源 (繰入金)

下水道事業 (汚水) はその利便を受ける者が限定されており、受益者負担の原則から下水道利用者による使用料収入によって賄うものとされている。一方で、下水道は河川環境の保全等、公共の利益に資するものでもあるため、一般財源からも一部経費を負担している。また、下水道事業 (雨水) については、その効果が広く一般市民に及ぶため、全額を一般財源で負担している。

④ 下水道事業受益者負担金

ア. 制度の概要

根拠法令 都市計画法第 75 条 (受益者負担金)

地方自治法第 224 条 (分担金)

柏市公共下水道事業受益者負担条例

条例制定年月日

昭和 56 年 3 月 30 日 (柏市条例)

受益者 事業により築造される公共下水道の排水区域内の土地  
所有者又は権利者

(汚水に関する下水道整備により、直接利益を受ける住民(受益者)が下水道建設費の一部を負担するものであり、雨水に関するものは対象外である。)

賦課方法 年度当初に賦課対象区域として公告した区域

徴収方法 5 年分割 (年 4 回) 納付又は一括納付

(沼南町で賦課をしたものについては 3 年分割『年 4 回』納付又は一括納付)

納期 第 1 期 7 月 16 日～ 7 月末日

第 2 期 9 月 16 日～ 9 月末日

第 3 期 11 月 16 日～11 月末日

第 4 期 2 月 16 日～ 2 月末日

負担区の様況

負担金の区分	負担区の様称	設定年月日	負担区面積	1 m <sup>2</sup> 当りの単 位負担金額
受益者負担金	柏第一負担区	S.44. 4. 1	233ha	110 円
	柏第二負担区	S.56. 4. 1	336ha	464 円
	柏第三負担区	S.59. 4. 1	622.8ha	479 円
	柏第四負担区	S.62. 4. 1	3,058.2ha	530 円
	沼南第一負担区	S.56.10. 1	31.74ha	364 円
	沼南第二負担区	S.59. 6. 7	24ha	484 円
	沼南第三負担区	S.62. 1. 5	30.73ha	615 円
	沼南第四負担区	H. 3. 6. 1	69.66ha	700 円
	沼南第五負担区	H. 5. 4. 1	138.57ha	700 円
	沼南第六負担区	H.11. 7. 1	12.777606ha	700 円
	沼南第七負担区	H.14. 9. 6	19.553028ha	700 円
	沼南第八負担区	H.18. 4. 1	174ha	530 円
分担金	柏第一分担区	H.10. 4. 1	5.14ha	1,050 円

(市資料より)

(注) 柏第一負担区は建設省令により徴収。

受益者負担金、分担金

(単位:円;%)

年 度		調 定 額	収 入 額	収 納 率
19	分担金	53,640	22,680	42.3
	受益者負担金	156,797,939	113,311,311	72.3
20	分担金	38,160	22,680	59.4
	受益者負担金	154,630,694	111,708,906	72.2
21	分担金	22,680	22,680	100.0
	受益者負担金	107,087,580	68,632,042	64.1

(市資料より)

⑤ 使用料

ア. 公共下水道使用料

a. 制度の概要

根拠法令 下水道法第 20 条  
柏市下水道条例

条例制定年月日

昭和 48 年 6 月 30 日 (柏市条例)

汚水排除量の算定

- ・ 水道水による汚水  
水道の使用量 (下水道使用料算定基準別表)
- ・ 水道水以外による汚水
  - (1) 家事用の使用水量 (下水道使用料算定基準別表)
    - 1 世帯 1 人のときは 1 か月につき 10 m<sup>3</sup>を汚水排除量とみなし、1 世帯 1 人を超えるときは 1 か月につき 6 m<sup>3</sup>を加えた量を汚水排除量とみなす。ただし、1 世帯 4 人を超えるときは 1 か月につき 28 m<sup>3</sup>を汚水排除量とみなす。
  - (2) その他 (下水道使用料算定基準別表)
    - 事業所による井戸水の使用は、水道水による汚水区分と同一の水量区分に改定された。(21 年度改定)

徴収方法

- ・ 水道水を使用する場合  
水道部へ徴収を委託し、水道料金と同時に徴収する。
- ・ 水道水以外の水を使用する場合  
土木部下水道維持管理課で検針 (業者委託) ・ 徴収 (一部業者委託) を行なう。

b. 下水道使用料算定基準（1 か月）

区 分			基 本 料 金	従 量 料 金
一 般 汚 水	水道水による汚水		525 円	10 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 42.00 円
				10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 113.40 円
				20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 136.50 円
				30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 191.1 円
				50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 244.65 円
				100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 306.60 円
				500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 368.55 円
				1,000 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 422.1 円
	水道水 以外 による 汚水	一 般 家 庭	1 人世帯	10 立方メートルと認定 945 円
			2 人世帯	16 立方メートルと認定 1,625 円
3 人世帯			22 立方メートルと認定 2,352 円	
4 人世帯以上			28 立方メートルと認定 3,171 円	
その他		水道水による汚水区分と同じ		
公衆浴場の汚水			汚水排除量 1 立方メートルにつき 12.6 円	

平成 21 年 5 月 1 日改定  
(市資料より)

## イ. 特定公共下水道使用料

### a. 制度の概要

根拠法令 下水道法第 20 条  
柏都市計画特定公共下水道条例

条例制定年月日  
昭和 44 年 10 月 1 日

#### 汚水排除量の算定

- ・水道水を使用する場合は、その使用水量
- ・水道水以外の水を使用する場合は、その揚水量

使用料の額 1 m<sup>3</sup>につき 231 円の従量制（平成 18 年～）

#### 徴収方法

- ・水道水を使用する場合  
水道部で検針、土木部下水道維持管理課で徴収
- ・水道水以外の水を使用する場合  
土木部下水道維持管理課で検針(業者委託)・徴収

#### 特定公共下水道使用料の推移

昭和 44 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	13 円
昭和 46 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	25 円
昭和 56 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	65 円
昭和 61 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	100 円
(平成元年 4 月 1 日からは、103 円)	
平成 4 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	136.99 円
平成 9 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	186.9 円
平成 18 年～1 m <sup>3</sup> 当たり	231 円
平成 21 年～手賀沼流域下水道接続により廃止	



(2) 財務状況

平成 19 年度から 22 年度までの歳入歳出の推移は次のとおりである（平成 19 年度から 21 年度は決算額、22 年度は当初予算額を記載）。

(単位:千円)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度予算
(歳入)				
分担金及び負担金	694,961	778,178	252,297	416,229
使用料及び手数料	5,410,797	5,393,051	5,455,054	5,579,283
国庫補助金	692,080	656,688	516,248	481,000
県支出金	—	—	—	—
繰入金	3,900,000	3,850,000	3,550,000	3,500,000
繰越金	1,123,018	1,091,682	1,009,278	430,000
延滞金及び過料	1,360	543	561	500
市預金利子	—	—	—	—
貸付金元金収入	6,920	5,808	3,609	4,118
雑入	7,942	7,006	27,392	470
市債	3,535,100	4,554,900	4,604,800	1,171,400
歳入計①	15,372,181	16,337,859	15,419,241	11,583,000
(歳出)				
一般管理費	2,903,766	3,100,808	3,097,856	—
管渠管理費	147,380	135,286	128,231	—
処理場管理費	162,547	142,945	36,642	—
維持管理費計	3,218,074	3,381,610	3,264,540	3,585,826
下水道整備費	2,528,874	2,397,016	2,128,728	2,369,228
貸付金	4,380	2,570	1,810	433
公債費	8,533,548	9,549,954	9,366,349	5,527,946
予備費	—	—	—	100,000
歳出計②	14,280,498	15,328,581	14,759,618	11,583,000
収支①－②	1,091,682	1,009,278	659,622	—

(市資料より)

(3) 財源構成

下水道建設の財源構成

下水道建設費には施設、管渠等の建設費・改良費が含まれる。これらの財源には国庫補助金、市債、その他（受益者負担金、一般財源等）が充当されている。

平成 21 年度の下水道建設費及び維持管理費の財源構成

(単位:千円)

	財源構成			
	国庫補助金	事業債	一般財源等	受益者負担金
(補助対象建設費)				
管渠、ポンプ場	515,688	392,900	139,083	—
処理場	—	—	—	—
(地方単独建設費)				
管渠、ポンプ場	—	386,800	502,408	68,632
処理場	—	—	—	—
合計	515,688	779,700	641,491	68,632
(維持管理費)				
雨水	—	—	66,715	—
汚水	560	—	2,443,727	—
合計	560	—	2,510,442	—

(市資料より)

(4) 事業債の概要

事業債の償還状況

(単位:千円)

年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成 19 年度	3,535,100 (2,787,000)	6,190,932 (2,787,000)	64,514,121	2,342,617	3.22%
平成 20 年度	4,554,900 (3,880,000)	7,551,927 (3,880,000)	61,517,095	1,998,028	2.96%
平成 21 年度	4,604,800 (3,756,000)	7,579,149 (3,756,000)	58,542,746	1,787,201	2.61%

(市資料より)

(注) ( )は内数で、借換の金額である。

下水道事業債は平成 26 年頃までは毎年 35 億円以上の元金を償還する予定である。一方、新規起債については現在の元金償還額 35 億円の 3 分の 1 程度に抑える方針とし、起債残高の縮減を行っている。

また、高金利の事業債に対しては借り換えを行うことにより、償還利子額の圧縮を行っている。平成 21 年度末では対象となる高金利借入の残高が 975,319 千円あるが、平成 23 年度にこれを借り換えることで、高金利借入の借換えが完了する予定である。

平成 21 年度末における事業債の引受先別・利率別残高は次のとおりである。

(単位:千円)

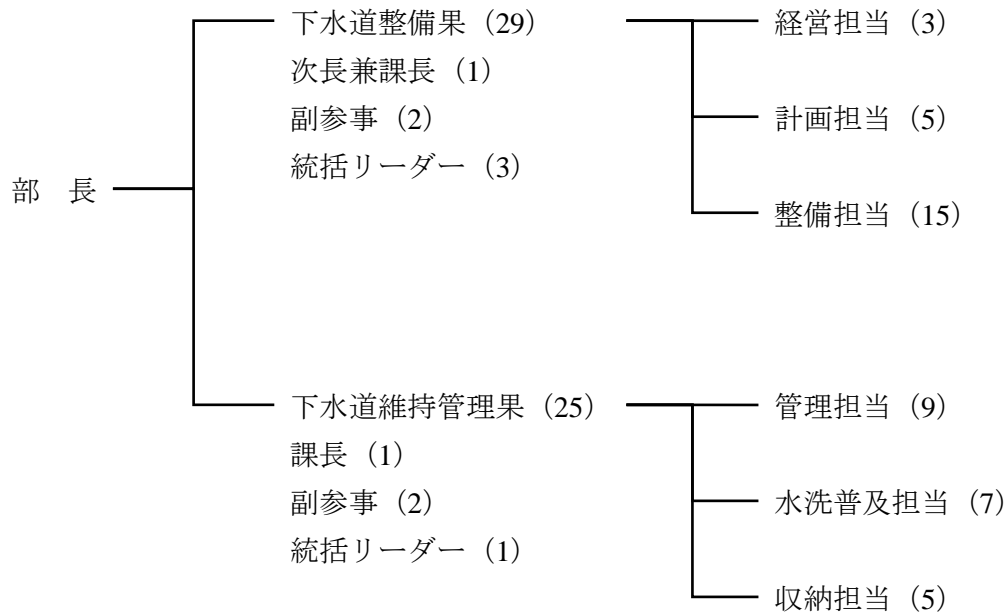
引受先 利率	財政融資資金	簡易生命保険	金融機構	市中銀行	計	構成比
1.0%未満	360,621	79,066	374,021	4,953,119	5,766,827	9.9%
1.0%以上 2.0%未満	3,878,841	2,926,559	1,594,041	1,513,924	9,913,365	16.9%
2.0%以上 3.0%未満	12,100,358	3,969,648	9,328,770	—	25,398,776	43.4%
3.0%以上 4.0%未満	2,616,559	192,707	2,348,631	—	5,157,897	8.8%
4.0%以上 5.0%未満	6,038,882	2,139,084	3,152,596	—	11,330,562	19.4%
5.0%以上 6.0%未満	—	—	—	—	—	—
6.0%以上 7.0%未満	—	975,319	—	—	975,319	1.7%
計	24,995,261	10,282,383	16,798,059	6,467,043	58,542,746	100.0%
構成比	42.7%	17.6%	28.7%	11.0%	100.0%	

(市資料より)

## 6. 組織と職員数の推移

### (1) 組織

土木部では、下水道整備課、下水道維持管理課の2課で公共下水道事業を行っている。平成21年度の組織は次のとおりである。



事務系職員	16名
技術系職員	38名
合計	54名

(市資料より)

課名	担当名	分 掌 事 務
下水道整備課	下水道経営担当	1 下水道経営に関すること。 2 柏市公共下水道事業審議会に関すること。 3 流域下水道協議会に関すること。 4 治水及び公共下水道に係る予算及び決算の調整に関すること。 5 治水及び公共下水道に係る事業調整及び庶務に関すること。
	計画担当	6 治水の総合企画に関すること。 7 治水及び公共下水道に係る国、県等との調整に関すること。 8 治水及び公共下水道に係る調査、計画及び調整に関すること。 9 関係法令等の認可に関すること。
	整備担当	10 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事に係る用地の取得、借地、補償、登記事務及び損失補償に関すること。 11 下水道工事に係る私道の承諾に関すること。 12 排水施設及び公共下水道の新設工事に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 13 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の設計に関すること。 14 排水施設及び公共下水道の新設及び改良工事の進行管理及び監督に関すること。 15 排水施設及び公共下水道の災害復旧工事に関すること。 16 軽易な工事の検査に関すること。
下水道維持管理課	管理担当	1 公共下水道の維持管理に関すること。 2 下水道施設等の移管に関すること。 3 公共下水道の補修に関すること。 4 軽易な工事に関すること。 5 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。 6 ひ管の維持管理に関すること。 7 水路等に係る占用許可に関すること。 8 水質管理に関すること。 9 篠籠田貯留場の運営及び維持管理に関すること。 10 除外施設及び特定施設の指導監督に関すること。 11 供用開始区域内の開発行為等の協議に関すること。 12 公共下水道の接続等に関すること。
	水洗普及担当	13 公共汚水ますの設置に関すること。 14 水洗化普及に関すること。 15 水洗便所改造資金貸付け等に関すること。 16 指定排水設備工事業者に関すること。 17 排水設備等の施工計画の確認及び完了検査に関すること。
	収納担当	18 公共下水道事業の受益者負担に関すること。 19 下水道使用料の調定及び徴収に関すること。

(市資料より)

(2) 職員数の推移

平成 19 年度以降における職員数の推移は次のとおりである。

(単位:人)

年 度	平成 19 年度		20 年度		21 年度	
	下水道 事業	治水 事業	下水道 事業	治水 事業	下水道 事業	治水 事業
人件費負担予算	下水道 会計	一般 会計	下水道 会計	一般 会計	下水道 会計	一般 会計
下水道部長及び次長	1	—				
下水道総務課	15	—				
下水道建設課	20	—				
下水道維持課	16	—				
維持課再任用	2	—				
下水道整備課			26	5	27	2
下水道維持管理課			20	5	19	2
維持管理課再任用			4	—	4	—
合計	54	—	50	10	50	4

(市資料より)

## 7. 今後の計画

### (1) 財政計画

平成22年度から26年度までの今後5年間の財政計画（平成22年8月時点）は次のとおりである（全事業合計ベース）。

（単位：千円）

項目	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1 収益的収支	(1) 総 収 益 (A)	7,845,977	7,906,287	8,151,800	8,235,487
	ア 営 業 収 益 (B)	5,813,667	5,875,949	6,106,135	6,171,371	6,236,378
	(ア) 料 金 収 入	5,579,283	5,635,076	5,860,479	5,919,084	5,978,275
	(イ) 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0
	その他	234,384	240,873	245,656	252,287	258,103
	(ウ) その他の内訳	233,961	240,450	245,233	251,864	257,680
		423	423	423	423	423
	イ 営 業 外 収 益	2,032,310	2,030,338	2,045,665	2,064,116	2,133,385
	(ア) 他 会 計 繰 入 金	2,031,750	2,025,338	2,020,665	2,014,116	2,008,385
	(イ) そ の 他	560	5,000	25,000	50,000	125,000
	(2) 総 費 用 (D)	4,796,153	4,929,158	5,026,703	5,161,641	5,280,007
	ア 営 業 費 用	3,273,255	3,437,009	3,646,957	3,829,395	4,020,956
	(ア) 職 員 給 与 費	187,713	194,926	202,416	210,194	218,271
	(イ) そ の 他	3,085,542	3,242,083	3,444,541	3,619,201	3,802,685
	イ 営 業 外 費 用	1,522,898	1,492,149	1,379,746	1,332,246	1,259,051
	(ア) 支 払 利 息	90,621	82,887	76,643	74,005	69,939
		1,432,277	1,409,262	1,303,103	1,258,241	1,189,112
	うち一時借入金利息	0	0	0	0	0
	(イ) そ の 他	0	0	0	0	0
	(3) 収 支 差 引 (A) - (D) (E)	3,049,824	2,977,129	3,125,097	3,073,847	3,089,756
2 資本的収支	(1) 資 本 的 収 入 (F)	4,257,927	4,306,934	4,150,289	3,429,760	3,579,375
	ア 地 方 債	1,703,100	2,041,391	1,195,047	1,093,600	1,193,300
	イ 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	ウ 他 会 計 補 助 金	1,234,289	1,234,212	1,184,102	1,184,020	1,133,935
	エ 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	オ 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	600,000	0	0
	カ 国 庫 ( 県 ) 補 助 金	481,000	842,650	870,000	871,000	967,000
	キ 工 事 負 担 金	808,398	157,541	270,000	250,000	254,000
	ク そ の 他	31,140	31,140	31,140	31,140	31,140
	(2) 資 本 的 支 出 (G)	7,315,148	7,530,267	6,763,542	6,597,746	6,749,800
	ア 建 設 改 良 費	3,309,540	2,769,632	2,925,956	2,824,772	2,996,796
	うち職員給与費	238,425	237,302	236,184	235,071	233,963
	イ 地 方 債 償 還 金 (H)	4,003,798	4,758,825	3,835,776	3,771,164	3,751,194
	ウ 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0
	エ 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0
	オ そ の 他	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
	(3) 収 支 差 引 (F) - (G) (I)	△ 3,057,221	△ 3,223,333	△ 2,613,253	△ 3,167,986	△ 3,170,425
3 収 支 再 差 引 (E) + (I) (J)		△ 7,397	△ 246,204	511,844	△ 94,140	△ 80,669
4 積 立 金 (K)		0	0	0	0	0
5 前年度からの繰越金 (L)		659,063	651,666	405,463	917,307	823,167
6 前年度繰上充用額 (M)		0	0	0	0	0
7 形 式 収 支 (N)		651,666	405,463	917,307	823,167	742,498
8 翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		0				
9 実 質 収 支 黒 字 (P)		651,666	405,463	917,307	823,167	742,498
(N) - (O) 赤 字 (Q)						
10 赤 字 比 率 (Q) / ((B) - (C)) × 100						
11 収 益 的 収 支 比 率 (A) / ((D) + (H)) × 100		89	82	92	92	93
12 地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 (R)						
13 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B) - (C) (S)		5,813,667	5,875,949	6,106,135	6,171,371	6,236,378
14 資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)) × 100		0	0	0	0	0
地 方 債 残 高		56,242,048	53,524,614	50,883,884	48,206,320	45,648,427

（市資料より）

平成22年度から26年度までの今後5年間の一般会計繰入金(平成22年8月時点)は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収益的収支分		2,265,711	2,265,788	2,265,898	2,265,980	2,266,065
うち基準内繰入金		2,250,074	2,250,151	2,250,260	2,250,342	2,250,426
うち基準外繰入金		15,637	15,637	15,638	15,639	15,639
うち料金収入に計上すべき繰入等						
うち赤字補てん的なもの						
資本的収支分		1,234,289	1,234,212	1,184,102	1,184,020	1,133,935
うち基準内繰入金		392,448	466,455	375,979	369,645	367,688
うち基準外繰入金		841,841	767,757	808,123	814,374	766,246
うち赤字補てん的なもの		841,841	767,757	808,123	814,374	766,246

(市資料より)



(2) 整備計画

① 千葉県流域下水道の計画及び整備状況

平成 21 年度までの整備実績の状況は次のとおりである。

平成 22 年 3 月 31 日現在

項 目		手 賀 沼 流 域 下 水 道			江 戸 川 左 岸 流 域 下 水 道		
計 画	処理面積	12,731ha			21,036ha		
	処理人口	721.1 千人			1, 430.0 千人		
	処理水量	392.8 千m <sup>3</sup> /日最大			774.0 千m <sup>3</sup> /日最大		
	事業年度	昭和 46 年度～平成 29 年度			昭和 47 年度～平成 29 年度		
	関係市町	○柏市, ○我孫子市, ○流山市, ○松戸市 ○鎌ヶ谷市, ○印西市, ○白井市 (○印供用開始市)			○市川市, ○松戸市, ○流山市, ○野田市 ○柏市, ○船橋市, ○浦安市, 鎌ヶ谷市 (○印供用開始市)		
整 備 状 況 等		全体計画	平成 21 年度末	整備率	全体計画	平成 21 年度末	整備率
	管渠	87.8 km	83.7 km	95%	115.6 km	90.3 km	78%
	ポンプ場	1 ヶ所	1 ヶ所	100%	2 ヶ所	1 ヶ所	50%
	処理場	8 系列	5.5 系列	69%	17 系列	8.5 系列	50%
	処理能力	392.8 千m <sup>3</sup> /日	314.0 千m <sup>3</sup> /日	80%	774.0 千m <sup>3</sup> /日	464.0 千m <sup>3</sup> /日	60%
	事業費	2,310 億円	1,921 億円	83%	3,820 億円	2,829 億円	74%
	単年度事業費	12 億円			39 億円		
維 持 管 理	処理面積	6,780ha			9,197ha		
	処理人口	551.8 千人			965.5 千人		
	水洗化人口	501.8 千人			897.0 千人		
	処理水量	68,579. 8 千m <sup>3</sup> /年(約 188 千m <sup>3</sup> /日)			121,265 千m <sup>3</sup> /年(約 332 千m <sup>3</sup> /日)		
用 本 市 状 況 利	水洗化人口(注)	298,649 人			14,414 人		
	水洗化世帯数	122,889 世帯			6,073 世帯		
	処理水量	44,918 千m <sup>3</sup> /年(約 123.1 千m <sup>3</sup> /日)			1,925 千m <sup>3</sup> /年(約 5.3 千m <sup>3</sup> /日)		

(市資料より)

(注) 外国人登録者を含む。

② 柏市の社会資本整備計画

平成23年度から平成27年度までの整備計画は次のとおりである。

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）										
計画の名称	柏市における下水道普及率の向上及び浸水対策を推進させることによる快適な生活循環整備									
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）			交付対象	柏市					
計画の目標	下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。									
計画の成果目標（定量的指標）										
①下水道による都市浸水対策達成率を37.4%（H23）から40.4%（H27）に増加させる。 ②下水道処理人口普及率を87.4%（H23）から90.2%（H27）に増加させる。 ③下水道管渠の長寿命化率を0.0%（H23）から46.2%（H27）に増加させる。										
定量的指標の定義及び算定式				定量的指標の現況値及び目標値			備考			
				当初現況値 （H23当初）	中間目標値 （H25末）	最終目標値 （H27末）				
①下水道による都市浸水対策達成率 浸水対策完了済み面積（ha）／浸水対策を実施すべき面積（ha）				37.0%	37.8%	40.4%				
②下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口（人）／総人口（人）				87.4%	88.8%	90.2%				
③下水道管渠の長寿命化率 下水道管渠を長寿命化した延長（km）／長寿命化すべき管渠延長				0.0%	23.1%	46.2%				
全体事業費	合計 （A+B+C）	8,788	A	8,443	B	0	C	345	効果促進事業費の割合 C／（A+B+C）	3.9%

交付対象事業														
A1 下水道事業														
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	事業 及び 施設 種別	省略 工種	要素となる事業名	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
手賀沼処理区														
A1-1-1	下水道	一般	柏市	汚水	新設	柏北部第2-1号汚水幹線整備事業（普及促進）	柏市						200	
A1-1-2	下水道	一般	柏市	汚水	新設	沼南中央汚水第3号幹線整備事業（普及促進）	柏市						110	
A1-1-3	下水道	一般	柏市	汚水	新設	沼南中央汚水第1号幹線整備事業（普及促進）	柏市						65	
A1-1-4	下水道	一般	柏市	汚水	新設	手賀沼処理区汚水枝線整備事業（普及促進）	柏市						1,357	
江戸川左岸処理区														
A1-2-1	下水道	一般	柏市	汚水	新設	江戸川左岸処理区汚水枝線整備事業（普及促進）	柏市						73	
雨水														
A1-3-1	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大津川左岸第4号幹線整備事業（浸水対策）	柏市						2,407	
A1-3-2	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大堀川左岸第2-7号幹線整備事業（浸水対策）	柏市						480	
A1-3-3	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大堀川右岸第8号幹線整備事業（浸水対策）	柏市						1,100	
A1-3-4	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大堀川左岸第10号幹線整備事業（浸水対策）	柏市						250	
A1-3-5	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大堀川左岸第2排水区枝線整備事業（浸水対策）	柏市						282	
A1-3-6	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大津川左岸第3排水区枝線整備事業（浸水対策）	柏市						200	
A1-3-7	下水道	一般	柏市	雨水	新設	大堀川左岸第10排水区枝線整備事業（浸水対策）	柏市						319	
A1-3-8	下水道	一般	柏市	雨水	新設	利根川第6-1排水区枝線整備事業（浸水対策）	柏市						700	
A1-3-9	下水道	一般	柏市	雨水	改築	大堀川右岸第7号－1幹線改築事業（長寿命化）	柏市						900	長寿命化 支援制度
合計											8,443			
C 効果促進事業														
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	省略 工種	要素となる事業名	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	備考	
							H23	H24	H25	H26	H27			
手賀沼処理区														
C-1-1	下水道	一般	柏市	汚水	新設	手賀沼処理区汚水枝線整備事業	柏市						327	
江戸川左岸処理区														
C-2-1	下水道	一般	柏市	汚水	新設	江戸川左岸処理区汚水枝線整備事業	柏市						18	
合計											345			

（市資料より）

## 8. 下水道事業の経営分析

### (1) 事業実績

#### ① 最近3年間の推移

市下水道事業の主要な事業実績及び指標の平成19年度から21年度までの推移は次のとおりである。

#### (公共下水道事業)

項目	平成 19年度	20年度	21年度
行政区域内人口(千人)A	392	396	400
現在処理区域内人口(千人)B	330	340	348
現在水洗便所設置済人数(千人)C	298	303	311
①普及率 B/A	84.2%	85.9%	87.0%
②水洗化率 C/B	90.5%	89.1%	89.5%
年間汚水処理量(千 $\text{m}^3$ )D	44,992	47,657	45,943
年間雨水処理量(千 $\text{m}^3$ )E	332	353	514
年間有収水量(千 $\text{m}^3$ )F	36,812	37,736	38,048
③有収率 F/D	81.8%	79.2%	82.8%
終末処理場数	—	—	—
ポンプ場数(ヶ所)	—	—	—
職員数(人)(3月31日現在)	48	42	45
損益勘定(維持管理を行う)所属職員数G	19	17	19
資本勘定(建設整備を行う)所属職員数	29	25	26
④職員1人当たり処理区域内人口(人)B/G	17.34	20.03	18.33
⑤職員1人当たり年間汚水処理量(千 $\text{m}^3$ )D/G	2,368	2,803	2,418
⑥一般家庭用下水道使用料(20 $\text{m}^3$ /月、円)	2,079	2,079	2,079
⑦使用料単価(円/ $\text{m}^3$ )H	139	136	141
⑧汚水処理単価(円/ $\text{m}^3$ )I	159	156	158
うち維持管理費J	74	75	76
うち資本費	85	80	82
⑨原価回収率 H/I	87.6%	87.5%	89.4%
⑩原価回収率(維持管理費分)H/J	187.7%	180.8%	186.1%

## (特定公共下水道事業)

項目	平成 19年度	20年度	21年度
行政区域内人口(千人) A	392	396	—
現在処理区域内人口(千人) B	—	—	—
現在水洗便所設置済人数(千人) C	—	—	—
①普及率 B/A	—	—	—
②水洗化率 C/B	—	—	—
年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D	1,153	1,051	—
年間雨水処理量(千 $m^3$ ) E	—	—	—
年間有収水量(千 $m^3$ ) F	899	723	—
③有収率 F/D	78.0%	68.7%	—
終末処理場数	—	1	—
ポンプ場数(ヶ所)	—	—	—
職員数(人)(3月31日現在)	3	3	—
損益勘定(維持管理を行う)所属職員数 G	3	3	—
資本勘定(建設整備を行う)所属職員数	—	—	—
④職員1人当たり処理区域内人口(人) B/G	—	—	—
⑤職員1人当たり年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D/G	384.20	350.47	—
⑥一般家庭用下水道使用料(20 $m^3$ /月、円)	—	—	—
⑦使用料単価(円/ $m^3$ ) H	229	230	—
⑧汚水処理単価(円/ $m^3$ ) I	189	206	—
うち維持管理費 J	189	206	—
うち資本費	—	—	—
⑨原価回収率 H/I	120.9%	111.6%	—
⑩原価回収率(維持管理費分) H/J	120.9%	111.6%	—

## (特定環境保全公共下水道事業)

項目	平成 19年度	20年度	21年度
行政区域内人口(千人)A	392	396	400
現在処理区域内人口(千人) B	2	2	2
現在水洗便所設置済人数(千人) C	2	2	2
①普及率 B/A	0.6%	0.5%	0.5%
②水洗化率 C/B	73.2%	76.9%	77.4%
年間汚水処理量(千 $m^3$ )D	395	392	385
年間雨水処理量(千 $m^3$ )E	—	—	—
年間有収水量(千 $m^3$ ) F	323	311	319
③有収率 F/D	81.9%	79.3%	82.8%
終末処理場数	—	—	—
ポンプ場数(ヶ所)	—	—	—
職員数(人)(3月31日現在)	1	1	1
損益勘定(維持管理を行う)所属職員数 G	1	1	1
資本勘定(建設整備を行う)所属職員数	—	—	—
④職員1人当たり処理区域内人口(人) B/G	2.18	2.09	2.05
⑤職員1人当たり年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D/G	395	392	385
⑥一般家庭用下水道使用料(20 $m^3$ /月、円)	2,037	2,037	2,079
⑦使用料単価(円/ $m^3$ ) H	259	253	273
⑧汚水処理単価(円/ $m^3$ ) I	193	196	182
うち維持管理費 J	91	88	89
うち資本費	103	108	93
⑨原価回収率 H/I	133.9%	129.2%	149.6%
⑩原価回収率(維持管理費分) H/J	285.4%	286.9%	306.5%

(市資料より)

(注)1.資本費は事業債利息等と事業債償還金を指す。

2.指標の意義は次のとおりである。

指標	意義
①普及率	行政区域における下水道の普及状況を示し(人口ベース)、高いほど普及が進んでいることを示す。
②水洗化率	下水道の普及区域における水洗化の状況であり、高いほど多くの区域内住民が水洗便所を設置していることを示す。
③有収率	年間汚水処理量のうち実際に料金徴収の対象となる水量(有収水量)の割合であり、高いほど処理水量が料金収入に結びついている。一般的に、合流式の比率が高いと、雨水の流入が多くなり有収率は低くなる。
④職員1人当たり 処理区域内人口	職員(建設改良に携わる者を除く)1人当たりの処理区域内人口であり、職員の効率性を示す。
⑤職員1人当たり 年間汚水処理量	職員(建設改良に携わる者を除く)1人当たりの年間汚水処理量であり、職員の効率性を示す。
⑥一般家庭用 下水道使用料(20 m <sup>3</sup> /月)	一般家庭における1箇月の下水道使用料を示す。
⑦使用料単価	有収水量1 m <sup>3</sup> 当たりの使用料であり、高いほど料金水準が高いことを示す。
⑧汚水処理単価	有収水量1 m <sup>3</sup> 当たりの原価であり、高いほど原価水準が高いことを示す。原価は大きく維持管理費と資本費で構成され、資本費の内容は事業債利息と事業債償還金(もしくは減価償却費)であり、維持管理費はそれ以外の費用を指す。
⑨原価回収率	使用料による原価の回収割合であり、高いほど原価が使用料でまかなわれていることを示す。
⑩原価回収率 (維持管理費分)	使用料による維持管理原価の回収割合であり、100%未満の場合、使用料で維持管理原価を賄えないことを示す。

市においては事業の中心となる公共下水道事業についてみると、平成20年度においてD(年間汚水処理量)が大きく増加している。市の担当者に確認したところ、不明水量が増加したためであるとの回答を得た。

② 他都市との比較

総務省の「地方公営企業年鑑」（最新版の平成 20 年度分）を基礎に、主要な事業実績及び指標について、40 万人以上都市平均（法非適用都市）、県内の類似規模都市や近隣都市との比較を行った。

(公共下水道事業)

項目	柏市	40 万人以上 都市平均 (法非適用都 市 10 事業者)	千葉市 (県内政令 指定都市)	松戸市 (県内類似 規模都市)	市川市 (県内類似 規模都市)	船橋市 (県内類似 規模都市)
行政区域内人口(千人) A	396	492	948	489	474	602
現在処理区域内人口(千人) B	340	359	858	382	308	367
現在水洗便所設置済人数(千人) C	303	328	845	358	281	331
①普及率 B/A	85.9%	72.9%	90.5%	78.1%	65.0%	61.0%
②水洗化率 C/B	89.1%	91.3%	98.5%	93.8%	91.1%	90.2%
年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D	47,657	47,247	110,961	47,678	40,164	51,707
年間雨水処理量(千 $m^3$ ) E	353	3,661	4,397	303	344	4,333
年間有収水量(千 $m^3$ ) F	37,736	37,222	88,758	37,164	31,460	36,366
③有収率 F/D	79.2%	78.8%	80.0%	77.9%	78.3%	70.3%
終末処理場数	—	2	3	2	1	2
ポンプ場数	—	12	87	4	2	3
職員数(人)	42	86	177	55	42	99
損益勘定所属職員数 G	17	46	84	28	30	33
資本勘定所属職員数	25	40	93	27	12	66
④職員 1 人当たり処理区域内 人口(人) B/G	20.03	7.80	10.21	13.63	10.27	11.13
⑤職員 1 人当たり年間汚水 処理量(千 $m^3$ ) D/G	2,803	1,027	1,321	1,703	1,339	1,567
⑥一般家庭用下水道使用料 (20 $m^3$ /月、円)	2,079	2,198	1,879	2,356	2,446	1,884
⑦使用料単価(円/ $m^3$ ) H	136	152	139	157	151	152
⑧汚水処理単価(円/ $m^3$ ) I	156	206	143	189	197	152
うち維持管理費 J	75	71	49	79	73	59
うち資本費	80	136	94	110	124	93
⑨原価回収率 H/I	87.5%	73.7%	97.5%	83.5%	76.4%	100.0%
⑩原価回収率(維持管理費分) H/J	180.8%	214.7%	283.5%	199.0%	205.7%	256.9%

## (特定公共下水道)

項目	柏市	市原市 (県内近隣 都市)
行政区域内人口(千人) A	396	285
現在処理区域内人口(千人) B	—	0
現在水洗便所設置済人数(千人) C	—	0
①普及率 B/A	—	—
②水洗化率 C/B	—	—
年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D	1,051	325
年間雨水処理量(千 $m^3$ ) E	—	—
年間有収水量(千 $m^3$ ) F	723	248
③有収率 F/D	68.7%	76.5%
終末処理場数	1	1
ポンプ場数	—	1
職員数(人)	3	4
損益勘定所属職員数 G	3	4
資本勘定所属職員数	—	—
④職員1人当たり処理区域内人口(人) B/G	—	—
⑤職員1人当たり年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D/G	350.47	81.25
⑥一般家庭用下水道使用料(20 $m^3$ /月、円)	—	2,040
⑦使用料単価(円/ $m^3$ ) H	230	213
⑧汚水処理単価(円/ $m^3$ ) I	206	213
うち維持管理費 J	206	108
うち資本費	—	106
⑨原価回収率 H/I	111.6%	100.0%
⑩原価回収率(維持管理費分) H/J	111.6%	198.4%



## (特定環境保全公共下水道事業)

項目	柏市	40万人以上 都市平均 (法非適用都 市5事業者)	我孫子市 (県内近隣 都市)	白井市 (県内近隣 都市)	印西市 (県内近隣 都市)
行政区域内人口(千人) A	396	704	136	60	65
現在処理区域内人口(千人) B	2	6	0	5	1
現在水洗便所設置済人数(千人) C	2	5	0	4	0
①普及率 B/A	0.5%	0.9%	0.3%	8.4%	0.9%
②水洗化率 C/B	76.9%	73.4%	73.3%	71.9%	75.0%
年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D	392	535	50	572	57
年間雨水処理量(千 $m^3$ ) E	—	—	—	—	—
年間有収水量(千 $m^3$ ) F	311	519	38	455	41
③有収率 F/D	79.3%	97.0%	76.2%	79.6%	72.2%
終末処理場数	—	2	—	—	—
ポンプ場数	—	—	—	—	—
職員数(人)					
損益勘定所属職員数 G	1	3	—	2	—
資本勘定所属職員数	—	2	—	1	—
④職員1人当たり処理区域内人口(人) B/G	2.09	2.45	—	2.54	—
⑤職員1人当たり年間汚水処理量(千 $m^3$ ) D/G	392	206	—	286	—
⑥一般家庭用下水道使用料(20 $m^3$ /月、円)	2,037	2,525	2,079	2,100	2,079
⑦使用料単価(円/ $m^3$ ) H	253	162	134	140	118
⑧汚水処理単価(円/ $m^3$ ) I	196	391	134	203	187
うち維持管理費 J	88	189	74	108	101
うち資本費	108	202	60	95	86
⑨原価回収率 H/I	129.2%	41.4%	100.0%	69.2%	63.3%
⑩原価回収率(維持管理費分) H/J	286.9%	85.8%	181.0%	129.8%	117.0%

(市資料より)

市においては事業の中心となる公共下水道事業についてみると、①普及率、②水洗化率及び③有収率は比較的高い水準にあると言える。

④職員1人当たり処理区域内人口及び⑤職員1人当たり年間汚水処理量からは、職員の効率性も比較的高いことがわかる。

また、⑥一般家庭用下水道使用料や⑦使用料単価の水準も比較的軽い水準に収まっている。

⑧汚水処理単価及び⑨原価回収率についても比較的効率的な水準にあり、⑩原価回収率(維持管理費分)も比較的低いものの100%は超えている。

(2) 財務状況

① 最近3年間の推移

下水道事業の収益的収支（主に維持管理に係る収支）及び資本的収支（主に建設改良に係る収支）の平成19年度から21年度までの推移は次のとおりである。

ア. 収益的収支の推移

(公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	平成 19年度	20年度	21年度
<b>営業収益 A</b>	5,471,259	5,475,582	5,757,525
下水道使用料	5,121,347	5,147,977	5,368,013
雨水処理負担金(注1)	349,739	327,432	389,089
その他	173	173	423
<b>営業費用 B(注2)</b>	2,991,043	3,155,544	3,134,547
職員給与費 C	172,677	155,822	175,423
その他	2,818,366	2,999,722	2,959,124
<b>営業収支差引</b>	2,480,216	2,320,038	2,622,978
<b>営業外収益 D</b>	1,872,869	1,666,474	1,789,598
他会計繰入金 E	1,872,869	1,666,474	1,789,038
その他	0	0	560
<b>営業外費用 F</b>	2,331,456	1,987,390	1,777,093
支払利息 G	2,331,456	1,987,390	1,777,093
<b>総収支差引</b>	2,021,629	1,999,122	2,635,483
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	148,760	332,648	846,445
(財務指標)			
①営業収支比率 A/B	182.9%	173.5%	183.7%
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	138.0%	138.9%	153.7%
③実質収支比率 (A+D-E)/(B+F)	102.8%	106.5%	117.2%
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	25.5%	23.3%	23.7%
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	43.8%	38.6%	36.2%
⑥職員1人当たり給与費(百万円) C/損益勘定職員数	9,088	8,201	9,233

## (特定公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	平成 19 年度	20 年度	21 年度
<b>営業収益 A</b>	205,570	166,345	—
下水道使用料	205,570	166,345	—
雨水処理負担金(注)1	—	—	—
その他	—	—	—
<b>営業費用 B(注)2</b>	181,603	162,802	—
職員給与費 C	27,264	27,498	—
その他	154,339	135,304	—
<b>営業収支差引</b>	23,967	3,543	—
<b>営業外収益 D</b>	11,592	13,681	—
他会計繰入金 E	11,592	13,681	—
その他	—	—	—
<b>営業外費用 F</b>	—	—	—
支払利息 G	—	—	—
<b>総収支差引</b>	35,559	17,224	—
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	23,967	3,543	—
(財務指標)			
①営業収支比率 A/B	113.2%	102.2%	—
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	119.6%	110.6%	—
③実質収支比率 (A+D-E)/(B+F)	113.2%	102.2%	—
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	5.3%	7.6%	—
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	0.0%	0.0%	—
⑥職員 1 人当たり給与費(百万円) C/損益勘定職員数	9,088	9,166	—

## (特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	平成 19年度	20年度	21年度
<b>営業収益 A</b>	83,707	78,556	87,042
下水道使用料	83,707	78,556	87,042
雨水処理負担金(注1)	—	—	—
その他	—	—	—
<b>営業費用 B(注2)</b>	30,957	29,508	29,525
職員給与費 C	9,088	9,166	9,232
その他	21,869	20,342	20,293
<b>営業収支差引</b>	52,750	49,048	57,517
<b>営業外収益 D</b>	1,631	1,969	4,451
他会計繰入金 E	1,631	1,969	4,451
その他	0	0	0
<b>営業外費用 F</b>	11,161	10,638	10,108
支払利息 G	11,161	10,638	10,108
<b>総収支差引</b>	43,220	40,379	51,860
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	41,589	38,410	47,409
(財務指標)			
①営業収支比率 A/B	270.4%	266.2%	294.8%
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	202.6%	200.6%	230.9%
③実質収支比率 (A+D-E)/(B+F)	198.7%	195.7%	219.6%
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	1.9%	2.4%	4.9%
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	26.5%	26.5%	25.5%
⑥職員1人当たり給与費(百万円) C/損益勘定職員数	9,088	9,166	9,232

(市資料より)

(注)1.雨水処理負担金は公費という原則に基づいた、一般会計からの繰入金収入である。

2.柏市は地方公営企業法非適用のため、減価償却費は含まれていない。

3.指標の意義は次のとおりである。

指標	意義
①営業収支比率	営業収益による営業費用の回収割合であり、100%以上なら営業費用がすべて回収できていることを示す。
②総収支比率	総収益による総費用の回収割合であり、100%以上なら総費用がすべて回収できていることを示す。
③実質収支比率	他会計繰入金を除いた総収益による総費用の回収割合であり、100%以上なら雨水処理負担金以外の費用は全て下水道事業による収入のみで回収できていることを示す。
④総収益に対する他会計繰入金の割合	総収益に占める他会計繰入金の割合であり、高いほど原価の多くを他会計繰入金でまかなっていることを示す。
⑤総費用に対する支払利息の割合	総費用に占める支払利息の割合であり、高いほど支払利息負担が重いことを示す。
⑥職員1人当たり給与費(百万円)	職員(建設改良に携わる者を除く)1人当たりの給与費であり、大きいほど職員1人当たりの財政負担が重いことを示す。

イ. 資本的収支と事業債の発行・償還状況の推移

(公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	平成 19 年度	20 年度	21 年度
(資本的収支)			
<b>資本的収入 A</b>	6,594,423	7,837,176	6,766,857
事業債 B	3,535,100	4,554,900	4,604,800
他会計補助金	1,656,303	1,836,096	1,362,932
国庫補助金	692,080	656,689	515,688
その他	710,940	789,491	283,437
<b>資本的支出 C</b>	8,709,020	9,953,755	9,780,649
建設改良費	2,535,890	2,422,438	2,223,233
事業債償還金 D	6,168,750	7,528,747	7,555,606
<b>収支差引</b>	<b>△2,114,597</b>	<b>△2,116,579</b>	<b>△3,013,792</b>

科目・項目	平成 19 年度	20 年度	21 年度
(事業債の状況)			
事業債年度末残高	64,033,391	61,059,544	58,108,738
①処理人口 1 人当たり事業債残高(千円)	194,313	179,357	166,877
利子償還額	2,331,456	1,987,390	1,777,093
②平均利率(加重平均)	5.29	4.53	4.43
③資本的収入に占める事業債発行額の割合 B/A	53.6%	58.1%	68.0%
④資本的支出に占める事業債償還金の割合 D/C	70.8%	75.6%	77.3%

(特定公共下水道事業)

特定公共下水道事業について、施設の建設は既に完了し、事業債の償還も平成 6 年度に完了しているため、資本的収支及び事業債の発行は無い。

## (特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	平成 19 年度	20 年度	21 年度
(資本的収支)			
<b>資本的収入 A</b>	8,112	6,394	4,490
事業債 B	—	—	—
他会計補助金	7,866	4,348	4,490
国庫補助金	—	—	—
その他	246	2,046	0
<b>資本的支出 C</b>	25,258	28,944	27,697
建設改良費	3,076	5,764	4,154
地方債償還金 D	22,182	23,180	23,543
<b>収支差引</b>	<b>△17,146</b>	<b>△22,550</b>	<b>△23,207</b>

科目・項目	平成 19 年度	20 年度	21 年度
(事業債の状況)			
事業債年度末残高	480,730	457,551	434,008
①処理人口 1 人当たり事業債残高 (千円)	1,228	1,155	1,085
利子償還額	11,161	10,638	10,108
②平均利率(加重平均)	2.44	2.36	2.36
③資本的収入に占める事業債発行額の割合 B/A	—	—	—
④資本的支出に占める事業債償還金の割合 D/C	87.8%	80.1%	85.0%

(市資料より)

(注) 指標の意義は次のとおりである。

指標	意義
①処理人口 1 人当たり 事業債残高	処理人口 1 人当たりが負担する事業債残高であり、高いほど住民の負担が重いことを示す。一般的に、建設が新しい方が事業費が多額であることから、この数値も高くなる。
②平均利率 (加重平均)	事業債等の有利子負債に係る平均利率であり、大きいほど利息負担が重いことを示す。近年は低金利化により低下傾向にあるが、バブル期に発行した事業債が多く残っていると利率水準は高くなりやすい。なお、当該平均利率は償還事業債に係る利率に基づいて算定している。
③資本的収入に占める 事業債発行額の割合	主に新規の建設改良事業の財源のうち市債が占める割合であり、高いほど市債への依存が大きいことを示す。
④資本的支出に占める 事業債償還金の割合	資本的支出のうち事業債償還金が占める割合であり、高いほど事業債償還の負担が重い、もしくは建設改良費が減少してきていることを示す。

② 他都市との比較

総務省の「地方公営企業年鑑」（最新版の平成 20 年度分）を基礎に、平成 20 年度の収益的収支及び資本的収支について、県内の類似規模都市や近隣都市と比較を行った。

ア. 収益的収支の比較

(公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	40 万人以上 都市平均(法 非適用都市 10 事業者)	千葉市 (県内政令 指定都市)	松戸市 (県内類似 規模都市)	市川市 (県内類似 規模都市)	船橋市 (県内類似 規模都市)
<b>営業収益 A</b>	5,475,582	7,183,031	16,410,191	6,478,546	5,202,435	8,734,597
うち下水道使用料	5,147,977	5,657,093	12,365,858	5,825,521	4,744,726	5,513,443
うち雨水処理負担金	327,432	1,508,444	4,030,802	653,025	457,709	3,099,547
その他	173	16,294	13,531	—	—	121,607
<b>営業費用 B (注)</b>	3,155,544	3,151,857	12,705,871	3,194,928	2,849,591	2,885,659
職員給与費 C	155,822	380,657	不明	235,722	263,484	319,797
その他	2,999,722	2,771,199	不明	2,959,206	2,586,107	2,565,862
<b>営業収支差引</b>	2,320,038	4,031,174	3,704,320	3,283,618	2,352,844	5,848,938
<b>営業外収益 D</b>	1,666,474	2,366,240	4,177,905	1,215,144	817,639	898,210
他会計繰入金 E	1,666,474	2,304,546	4,119,946	1,214,170	813,419	708,524
その他	—	58,582	57,727	974	4,220	189,686
<b>営業外費用 F</b>	1,987,390	3,297,812	7,114,796	2,476,626	1,361,999	3,520,132
うち支払利息 G	1,987,390	3,228,508	6,998,216	2,264,367	1,361,999	3,520,132
<b>総収支差引</b>	1,999,122	3,099,601	767,429	2,022,136	1,808,484	3,227,016
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	332,648	795,056	△3,352,517	807,966	995,065	2,518,492
(財務指標)						
①営業収支比率 A/B	173.5%	227.9%	129.2%	202.8%	182.6%	302.7%
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	138.9%	148.1%	103.9%	135.7%	142.9%	150.4%
③実質収支比率(A+D-E)/(B+F)	106.5%	112.3%	83.1%	114.2%	123.6%	139.3%
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	23.3%	24.1%	20.0%	15.8%	13.5%	7.4%
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	38.6%	50.1%	35.3%	39.9%	32.3%	55.0%
⑥職員 1 人当たり給与費(百万円) C/損益勘定職員数	9,166	20,035	不明	12,406	13,868	16,831

## (特定公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	市原市 (県内近隣都市)
<b>営業収益 A</b>	166,345	83,741
うち下水道使用料	166,345	53,018
うち雨水処理負担金	—	30,723
その他	—	—
<b>営業費用 B (注)</b>	162,802	40,500
職員給与費 C	27,498	7,531
その他	135,304	32,969
<b>営業収支差引</b>	3,543	55,228
<b>営業外収益 D</b>	13,681	19,846
他会計繰入金 E	13,681	19,846
その他	—	—
<b>営業外費用 F</b>	—	7,859
うち支払利息 G	—	7,859
<b>総収支差引</b>	17,224	63,087
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	3,543	43,241
(財務指標)		
①営業収支比率 A/B	102.2%	206.8%
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	110.6%	255.8%
③実質収支比率(A+D-E)/(B+F)	102.2%	206.8%
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	7.6%	19.2%
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	0.0%	16.3%
⑥職員 1 人当たり給与費(百万円) C/損 益勘定職員数	9,166	9,166



## (特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	40万人以上都市平均(法非適用都市5事業者)	我孫子市(県内近隣都市)	白井市(県内近隣都市)	印西市(県内近隣都市)
<b>営業収益 A</b>	78,556	84,289	5,109	63,941	4,836
うち下水道使用料	78,556	83,938	5,109	63,933	4,836
うち雨水処理負担金	—	209	—	—	—
その他	—	142	—	8	—
<b>営業費用 B (注)</b>	29,508	87,225	3,131	51,283	4,451
職員給与費 C(注2)	9,166	21,788	—	19,695	—
その他	20,342	65,437	—	31,588	—
<b>営業収支差引</b>	49,048	△2,936	1,978	12,658	385
<b>営業外収益 D</b>	1,969	206,337	16,255	27,603	25,167
他会計繰入金 E	1,969	206,336	16,255	27,540	25,167
その他	—	1	—	63	—
<b>営業外費用 F</b>	10,638	97,117	8,226	31,109	12,443
うち支払利息 G	10,638	96,933	8,226	31,109	12,443
<b>総収支差引</b>	40,379	106,284	10,007	9,152	13,109
<b>実質収支差引(他会計繰入金を除く)</b>	38,410	△100,052	△6,248	△18,388	△12,058
(財務指標)					
①営業収支比率 A/B	266.2%	96.6%	163.2%	124.7%	108.6%
②総収支比率 (A+D)/(B+F)	200.6%	157.7%	188.1%	111.1%	177.6%
③実質収支比率(A+D-E)/(B+F)	195.7%	45.7%	45.0%	77.7%	28.6%
④総収益に対する他会計繰入金の割合 E/(A+D)	2.4%	71.0%	76.1%	30.1%	83.9%
⑤総費用に対する支払利息の割合 G/(B+F)	26.5%	52.6%	72.4%	37.8%	73.7%
⑥職員1人当たり給与費(百万円) C/損益勘定職員数(注2)	9,166	不明	—	19,695	—

(市資料より)

- (注)1.地方公営企業法適用企業(千葉市)については、比較のため減価償却費を除いて計算している。  
2.職員給与費がゼロの都市1事業者を含む。

市の特定環境保全公共下水道事業では、①営業収支比率、②総収支比率、③実質収支比率は相対的に高くなっている。市の担当者に確認したところ、これは、有収水量に応じて収益・費用を按分した結果であり、特定の原因は無いとのことであった。

イ. 資本的収支と事業債の発行・償還状況の比較

(公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	40万人以上 都市平均 (法非適用都 市10事業者)	千葉市 (県内政令 指定都市)	松戸市 (県内類似 規模都市)	市川市 (県内類似 規模都市)	船橋市 (県内類似 規模都市)
(資本的収支)						
<b>資本的収入 A</b>	7,837,176	12,323,765	19,626,008	7,717,792	1,943,878	15,366,610
事業債 B	4,554,900	8,439,200	8,858,300	4,607,200	1,362,800	8,750,400
他会計補助金	1,836,096	2,094,662	4,678,466	2,455,264	393,914	2,031,929
国庫補助金	656,689	1,521,297	5,272,450	454,416	133,480	3,978,562
その他	789,491	268,607	816,792	200,912	53,684	605,719
<b>資本的支出 C</b>	9,953,755	15,518,743	28,305,675	9,684,696	4,355,996	18,695,673
うち建設改良費	2,422,438	5,520,221	19,196,231	2,833,568	1,312,379	12,992,280
うち事業債償還金 D	7,528,747	9,990,890	9,077,884	6,851,128	3,037,623	5,645,396
<b>収支差引</b>	<b>△2,116,579</b>	<b>△3,194,977</b>	<b>△3,273,263</b>	<b>△1,966,904</b>	<b>△2,412,118</b>	<b>△3,329,063</b>
(事業債の状況)						
事業債年度末残高(注)	61,059,547	不明	240,356,350	不明	不明	不明
①処理人口1人当たり 事業債残高(千円)	179,357	不明	280,121	不明	不明	不明
利子償還額	1,987,390	3,408,389	6,998,216	2,264,367	1,361,999	3,520,132
②平均利率	—	—	—	—	—	—
③資本的収入に占める 事業債発行額の割合 B/A	58.1%	68.5%	45.1%	59.7%	70.1%	56.9%
④資本的支出に占める 事業債償還金の割合 D/C	75.6%	64.4%	32.1%	70.7%	69.7%	30.2%

(特定公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	市原市 (県内近隣都市)
(資本的収支)		
<b>資本的収入 A</b>	—	34,549
事業債 B	—	—
他会計補助金	—	34,549
国庫補助金	—	—
その他	—	—
<b>資本的支出 C</b>	—	89,777
うち建設改良費	—	34,485
うち事業債償還金 D	—	55,292
<b>収支差引</b>	<b>—</b>	<b>△55,228</b>
(事業債の状況)		
事業債年度末残高(注)	—	不明
①処理人口1人当たり 事業債残高(千円)	—	不明
利子償還額	—	7,859
②平均利率	—	—
③資本的収入に占める 事業債発行額の割合 B/A	—	—
④資本的支出に占める 事業債償還金の割合 D/C	—	61.6%

## (特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円)

科目・項目	柏市	40万人以上都市平均(法非適用都市5事業者)	我孫子市(県内近隣都市)	白井市(県内近隣都市)	印西市(県内近隣都市)
(資本的収支)					
<b>資本的収入 A</b>	6,394	520,158	6,834	72,340	1,162
事業債 B	—	241,080	—	14,300	—
他会計補助金	4,348	156,191	6,834	4,161	768
国庫補助金	—	104,516	—	16,700	—
その他	2,046	18,370	—	37,179	394
<b>資本的支出 C</b>	28,944	627,441	16,841	103,577	16,676
うち建設改良費	5,764	391,903	6,563	59,191	—
うち事業債償還金 D	23,180	235,538	10,278	44,386	16,676
<b>収支差引</b>	<b>△22,550</b>	<b>△107,283</b>	<b>△101,801</b>	<b>△114,379</b>	<b>△87,381</b>
(事業債の状況)					
事業債年度末残高(注)	457,552	不明	不明	不明	不明
①処理人口1人当たり事業債残高(千円)	1,155	不明	不明	不明	不明
利子償還額	10,638	96,933	8,226	31,109	12,443
②平均利率	—	—	—	—	—
③資本的収入に占める事業債発行額の割合 B/A	—	46.4%	—	19.8%	—
④資本的支出に占める事業債償還金の割合 D/C	80.1%	37.5%	61.0%	42.9%	100.0%

(市資料より作成)

市の特定環境保全公共下水道事業では、④資本的支出に占める事業債償還額の割合が比較的高い水準にある。市の担当者に確認したところ、これは繰り上げ償還を積極的に進めているという実績、及び新設の資本費投入額自体が少ないという状況が背景にあるとのことであった。

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1. 使用料の徴収及び回収状況について

##### (1) 収入事務の概要

##### ① 調定額の推移等

市の平成19年度から21年度の調定額の推移等は次のとおりである。

		平成19年度	20年度	21年度
調定額(千円)	現年分	5,235,328	5,215,659	5,447,082
	滞納分	250,617	258,653	232,372
	合計	5,485,946	5,474,312	5,679,455
収入額(千円)	現年分	5,082,480	5,085,078	5,324,335
	滞納分	122,573	141,454	114,038
	合計	5,205,054	5,226,533	5,438,374
還付未済額(千円)	現年分	860	729	274
	滞納分	48	27	49
	合計	908	756	323
不納欠損額(千円)	現年分	—	—	—
	滞納分	19,911	13,742	11,559
	合計	19,911	13,742	11,559
収入未済額(千円)	現年分	153,708	131,310	123,020
	滞納分	108,180	103,483	106,823
	合計	261,888	234,793	229,844
収納率(%)	現年分	97.1	97.5	97.8
	滞納分	48.9	54.7	49.1
	合計	94.9	95.5	95.8

(市資料より)

現年分の収納率は97%台と高い率となっているのに対し、滞納分のそれは48.9～54.7%と低い率となっている。

現年分と滞納分の合計で県内の近隣他市及び関東地方の中核市を比較すると次のとおりである。

(単位:%)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
柏市	94.9	95.5	95.8
県内の近隣他市			
野田市	93.3	94.5	95.0
松戸市	92.6	92.7	92.6
流山市	97.1	97.7	98.1
我孫子市	98.7	98.3	98.4
鎌ヶ谷市	92.3	93.0	92.4
関東地方の中核市(注)1.			
宇都宮市	97.7	97.6	97.6
前橋市(注)2.	98.2	98.4	98.4
川越市	84.0	83.8	83.3
船橋市	94.1	94.4	95.0
横須賀市	91.3	91.9	91.8
相模原市(注)3.	98.1	98.2	99.0

(市資料より)

(注)1.監査対象年度である平成 21 年度において中核市であった市を記載している。

2.前橋市は平成 21 年 4 月に特例市から中核市に移行している。

3.相模原市は平成 22 年 4 月に政令指定都市に移行している。

近隣他市と比較すると、松戸市を除き、市の収納率は野田市と同水準にある。ただし、流山市及び我孫子市との比較では収納率が低くなっている。関東地方の中核市と比較すると、市の収納率は中位の水準にある。

## ② 収入未済額の滞納年数別件数と金額 (平成 21 年度末現在)

(単位:千円)

経過年数	件数(注)1.	金額
1 年以内	34,770	123,020
2 年以内	5,152	31,053
3 年以内	4,726	21,391
4 年以内	3,781	31,857
5 年以内	3,511	12,732
5 年超	2,791	9,789
合計	54,731	229,844

(市資料より)

(注)1.件数は調定件数(以下同じ)。

2.「⑥ 不納欠損額事由別推移」とおり、下水道使用料の不納欠損は 5 年時効となっているが、上水道利用者の 3 月調定分の下水道使用料は翌年度の 4 月 20 日が納期限となる。このため、平成 21 年度における 5 年超の収入未済額は翌 22 年度に不納欠損処理が行われる。

③ 収入未済額の滞納原因別集計（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件数	金額
不明	54,731	229,844

（市資料より）

④ 収入未済額の現在の状況（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

状況	件数	金額(千円)
分納納付中	2	3,744
その他(注)	54,729	226,099
合計	54,731	229,844

（市資料より）

（注）上水道利用者の下水道使用料の分納件数については統計がないため、全て「その他」とした。

⑤ 高額滞納者の状況

（単位：千円）

	使用者(注)	未納額	利用手段
1	A	14,281	井戸水
2	B	10,766	井戸水
3	C	10,731	井戸水
4	D	7,056	井戸水
5	E	3,344	井戸水
6	F	3,310	水道水
7	G	2,498	井戸水
8	甲	2,429	水道水
9	H	1,375	井戸水
10	乙	923	井戸水
	合計	56,717	

（市資料より）

（注）アルファベットは法人、甲及び乙は個人である。

⑥ 不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事由	平成 19 年度	20 年度	21 年度
時効(5 年)	19,911	13,742	11,559
合計	19,911	13,742	11,559

（市資料より）

下水道使用料は、公の施設の利用に付き徴収される使用料（地方自治法第 225 条）であり、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（同第 240 条第 1 項）である。この権利は、他の法律に定めがある場合を除き、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する（同第 236 条第 1 項）。

下水道使用料の不納欠損は、上記のとおり 5 年時効によるもののみとなっている。

#### ⑦ 収入プロセス

市の下水道使用料の収入の流れは次のとおりである。収入の流れは上水道利用者と井戸水等利用者の 2 つに大別される。市は、定例検針を実施する範囲について、地区単位で奇数月、偶数月の 2 つに分けている。井戸水等利用者の中には専用水道と呼ばれている住宅団地（豊四季台、小田急、藤心及び葉貫台の 4 団地）内に敷設された水道の利用者が含まれる。

（上水道利用者）

定例検針（奇数月又は偶数月 1 日～10 日まで）



本調定（料金確定）



納付書発送（検針翌月初めの営業日）



納付書納期限（発送月の 20 日）

口座振替日（検針翌月の 10 日）



督促状発送（納付書発送翌月の 8 日頃）



督促状納期限（督促状発送月の 20 日頃）



滞納先の訪問（臨戸）



給水停止予告状発送



給水停止

(井戸水等利用者)

定例検針（奇数月又は偶数月 1 日～7 日まで）（注）



本調定（料金確定）



納付書発送（検針月の 15 日頃）



納付書納期限及び口座振替日（月末）



督促状発送（納付書発送翌月の 20 日頃）



督促状納期限（督促状発送後 14 日頃）



滞納先の訪問（臨戸）

（注）定例検針は事業所及び専用水道団地に対して実施している。それ以外の一般家庭については世帯人数ごとに使用料が決まっていることから、定例検針は実施しない。

## ⑧ 収入未済の防止策

市は収入未済の防止策として、次のような方策を採っている。

### ア. 上水道利用者

#### a. 督促状・催告状

上水道利用者の下水道使用料は納付書発送月の 20 日を納期限としている。納入が確認できない者に対して、納付書発送の翌月 8 日頃に督促状を送付して納付を促している。また、督促状を送付しても納付しない者に対しては年 2 回（7 月及び 12 月）催告状を送付し、納付を促している。

#### b. 臨戸

市では上水道利用者の下水道使用料は上水道料金と同時に納付してもらうこととしている。市は上下水道料金の徴収事務（受付、検針、開閉栓及び収納等）を民間会社に委託している。

当該民間会社は上下水道の検針等の際や、督促状及び催告状を送付しても納付しなかった滞納者宅を訪問し、納期限が過ぎている上下水道料金の額が記載された「柏市上下水道料金の納入について」を直接渡すか投かんし、納付を促している。



c. 給水停止

市は督促状及び催告状の発送、臨戸によっても納付しなかった者に対しては給水停止予告状を直接渡すか投かんしている。給水停止予告状に記載された納期限を経過しても納付しなかった場合、給水停止となる。

給水停止は市の採り得る最後の手段であり、収納率の低下を防ぐ極めて有用な手段である。

イ. 井戸水等利用者

a. 督促状

井戸水等利用者の下水道使用料の納期限は納付書発送月の月末となっている。納期限に納付しなかった者に対しては、翌月 20 日頃に督促状を送付して納付を促している。

b. 不着調査の実施

市は下水道使用料の納付書を発送したが不着となった場合、利用者の転居先を調査の上当該転居先に納付書を送付し旧住所分の使用料に未納があることを知らせ、納付書を送付して納付を促している。

c. 臨戸

滞納者の現況を把握するため、滞納者の一部（主に高額又は長期滞納者を中心）に対してではあるが臨戸を実施している。

(2) 延滞金の徴収について

市は「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」第 1 条において、市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（以下「諸収入」という。）を定期内に納めない者に対して課する延滞金及び督促手数料に関することを定めている。

下水道使用料はこの諸収入に該当することから、上記条例の適用を受けることとなる。市は当該条例の第 2 条において延滞金、第 3 条において督促手数料についてそれぞれ次のとおり定めている。

第 2 条 諸収入の納付義務者が、納期限後にこれを納付する場合においては、市税条例に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 市長は、前項の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金の額を減免することができる。

第3条 諸収入を定期内に納めないことに因り、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、督促手数料を納めなければならない。

2 督促手数料は、1件につき10円とする。

第2条第1項における市税条例に規定する延滞金の計算の例については、「柏市市税条例」第19条において、延滞金の計算方法が定められており、納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については7.3%）の割合を乗じて計算した金額を延滞金とすることとしている。

しかし、市は下水道使用料の滞納者に対し延滞金の徴収をしていない。また、延滞金の額を減免する手続についても特に行っていない。

さらに、市は下水道使用料を期限内に納付しない者に対し督促状を発送しているが、督促手数料についても徴収していない。

#### 【改善策】

市は柏市税外諸収入の徴収に関する条例に従い、延滞金を計算し、督促手数料を加算した額を下水道使用料と合わせて徴収する必要がある。延滞金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で減免の手続きを取る必要がある。

平成21年度末現在、下水道使用料の収入未済額は229,844千円もあり、多額の延滞金が発生しているものと想定される。

#### (3) 他部署との連携を通じた徴収業務の強化について

下水道維持管理課では平成22年度からではあるが、市税の収納及び滞納整理等を所管している財政部収納課主催の研修に参加する等の方法により、下水道使用料の徴収業務の強化に有用なノウハウの習得に努めている。

ただし、収納課への滞納者情報の提供及び収納課担当者による下水道使用料徴収の実施の検討については特に行われていない。

#### 【意見】

市税を初めとする市の収入項目については、複数の収入項目を同一の納税者（債務者）が滞納していることが少なくないと考えられる。この場合、滞納者への対応に際しては、収入項目を所管している課が別個に行うよりも、情報を特定の課に集約させ、一括して滞納整理に当たる方が効率的な徴収につながると考えられる。

下水道維持管理課では平成22年度から収納課主催の研修に参加する等の方法により、下水道使用料の徴収業務の強化に有用なノウハウの習得に努め始めたところであるが、この取り組みを発展させ、所管部署を超えた連携の構築が望まれる。例えば収納課職員への下水道使用料滞納者に関する情報の提供及び当該職員による下水道使

用料の滞納整理の実施が考えられる。

#### (4) 滞納処分について

市では上水道利用者に対しては下水道使用料を上水道料金と一括して徴収している。当該利用者が上下水道料金を滞納した場合、市の最後の手段として給水停止という手段があり、収納率の向上及び滞納の抑止に有用な手段となっている。

これに対し、井戸水等利用者が下水道使用料を滞納した場合、上水道と同様に下水道を停止させる方法が考えられるものの、停止による周囲への影響（悪臭の発生及びまん延等）からその実施は現実的ではなく、市もかかる措置は実施していない。

井戸水等利用者に対する下水道使用料については、滞納処分（差押）が給水停止に代わる手段となり得る。しかし、市は滞納処分を実施していない。また、市は督促状を発送しているが、催告書の発送は行っていない。市の説明によると、以前催告書を発送したことはあるが、その効果が芳しくなかったことから実施していないとのことである。

##### 【意見】

市は、下水道条例等の定めるところに従い下水道使用料を納付している使用者がいる一方、これらに従わずに下水道使用料を滞納し続ける使用者との間に不公平が生じていることを重要視すべきであると考えます。

前述のとおり、高額滞納者には井戸水等利用者が多い。特にこれら高額滞納者を中心に、督促状の発送を行っても納付のない滞納者に対し催告書を発送すべきと考えます。その上でなお納付のない滞納者に対しては滞納処分を実施すべきと考えます。

#### (5) 滞納原因の把握について

前述のとおり、下水道使用料の滞納件数は平成 21 年度末現在において 54,731 件と膨大な件数に上っている。このため、市では滞納者ごとの滞納原因は把握しているが、全ての滞納者に至るまで原因を把握しているわけではなく、統計は特にとっていない。

##### 【意見】

滞納件数が膨大であることから、全ての滞納案件について滞納に至った原因を把握し統計にまとめることは難しく、また少額の滞納案件についても原因を把握することはコストがかかるため効率的とは言えない。しかし、納付意識の欠如や所得の減少、行政への不満といった滞納原因を把握することは、滞納額を減らし、収納率を向上させるための方策を構築するには必要であると考えられる。

まずは滞納原因を調査する範囲を定め、この範囲内において滞納原因を統計にまとめるといった取り組みが望まれる。調査する範囲として例えば高額滞納者及び長期滞納者が考えられる。

## (6) 分納について

市では下水道利用者が所得の減少等の理由により下水道条例等の定めに従った納付ができない場合、分割納付（以下「分納」という。）による納付を認めている。分納は下水道条例等で定められている納付方法ではないが、実務上必要に応じて実施されている。しかし、分納の運用に当たっては、次のような問題がある。

### （ルールの明確化）

上水道利用者の場合、下水道使用料の分納期間は最長でも2年となっている。また、分納が中断した場合、中断から遅くとも3ヶ月以内に給水停止とすることとしている。

これに対し、井戸水等利用者の場合、下水道使用料の分納期間及び分納が中断した場合の取扱いを定めたものは特にない。平成21年度において分納中の利用者2件の納付計画を分納誓約書で確認したところ、最長でも分納期間は1年間となっていた。

### 【意見】

井戸水等利用者について分納のルールが無いことから、分納期間及び分納が中断した場合の取扱いや、市担当者の裁量により、2年を超えた納付計画が認められたり、分納が中断した場合の対応があいまいなまま時間が経過するといった状態が起こるおそれがある。したがって市は上水道利用者に対する分納ルールと平仄をとり、井戸水等利用者に対する分納のルールを早期に確立する必要があると考える。

### （分納誓約書の様式）

分納を行う際には、分納誓約書を入手する場合がある。分納誓約書には、分納理由、未納額（分納を受けようとする額）及び納付計画等が記載されている。しかし、分納誓約書の様式については市の規則等において定められていない。また、分納誓約書は必ず入手しなければならないものではないため、下水道使用料の一部には分納誓約書を入手していない場合がある。

### 【意見】

分納誓約書を入手しない場合には、口頭だけの約束となることから、例えば後日になって納付が分納の約束通り実施されずに滞った場合、トラブルの原因となるおそれがある。また、口頭だけのやり取りにて分納を認めることは、分納理由が記録に残らないため、分納理由があいまいなまま認められるおそれもある。結果として市担当者の裁量次第で分納が認められる場合もあれば、認められない場合もあるといったように滞納者間で不公平な扱いとなるおそれもある。さらに、分納誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなることから、規則等において分納誓約書の様式を定め、入手を義務付ける必要があると考える。

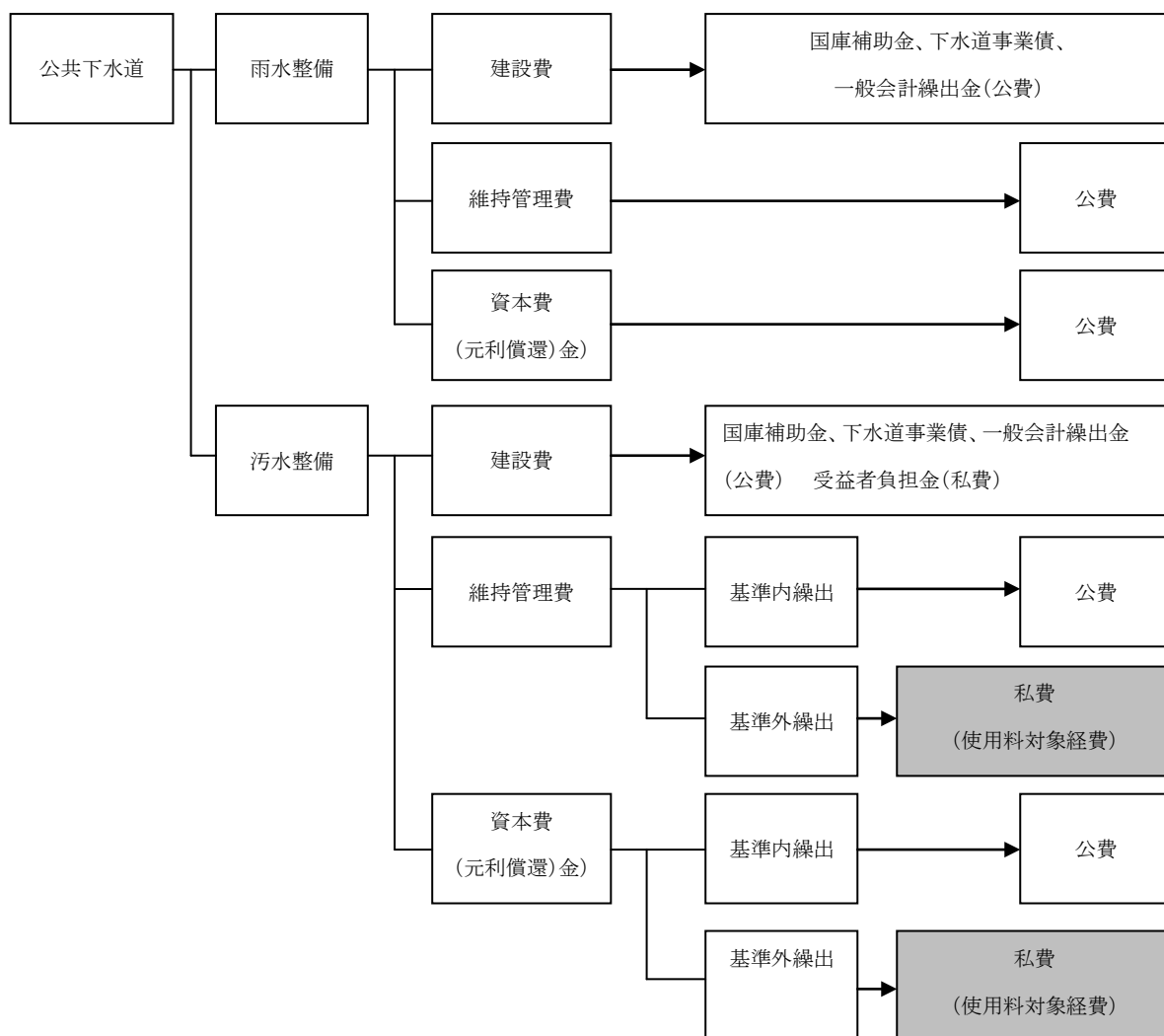
## 2. 使用料水準と今後の課題について

### (1) 基本的な考え方について

公共下水道事業は地方財政法施行令第 37 条により、公営企業と位置付けられている。公営企業は地方財政法第 6 条において「その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」と規定されており、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。つまり、①「性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」と②「当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」は公費として一般会計繰出金（一般会計から下水道特別会計への繰出金をいう。）を財源とし、それ以外の私費については使用料を財源とすることが求められている。下水道事業において公費・私費の区分については、「雨水公費・汚水私費の原則」をベースとしつつ社会環境の変化に伴い変遷しており、総務省自治財政局長通知により基本的な考え方が通知されている（3. 一般会計繰出金について参照）。

使用料は、この考えの下に、私費である使用料対象経費を合理的に求め、その経費を回収できるように算定することとなる。

公共下水道における公費・私費の内訳を図で示すと次のとおりである。



(市資料より)

(2) 市の使用料水準について

公共下水道事業における使用料は、上図の経費のうち私費の部分を負担するために、利用者から徴収するものである。市は「柏市下水道使用料算定要領」を定め、使用料算定の基本的な考え方を規定している。この要領において、使用料算定期間は3年間と定められており、直近においては平成21年5月より料金が改定されている。この改定で設定された使用料算定期間（平成21年から23年）における使用料と使用料対象経費及び使用料収入は次のとおりである。

使用料

水道水による汚水	基本料金	525 円	
	10m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 42.00 円	
	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 113.40 円	
	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 136.50 円	
	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 191.10 円	
	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 244.65 円	
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 306.60 円	
	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 368.55 円	
	1,000m <sup>3</sup> を超える分	1 m <sup>3</sup> につき 422.10 円	
水道水以外による汚水	一般家庭	1人世帯(10 m <sup>3</sup> と認定)	945 円
		2人世帯(16 m <sup>3</sup> と認定)	1,625 円
		3人世帯(22 m <sup>3</sup> と認定)	2,352 円
		4人世帯以上(28 m <sup>3</sup> と認定)	3,171 円
	事業所による井戸水使用	水道水による汚水区分と同じ	
公衆浴場の汚水		1 m <sup>3</sup> につき 12.60 円	

使用料算定の基礎となる経費及び使用料収入(前提数値)

(単位:千円)

		使用料対象期間			
		平成21年度	22年度	23年度	合計
維持管理費	維持管理費	892,383	912,048	928,793	2,733,224
	流域下水道維持管理負担金	2,155,200	2,202,100	2,243,250	6,600,550
	小計	3,047,583	3,114,148	3,172,043	9,333,774
資本費		5,488,152	5,438,292	5,324,470	16,250,914
使用料対象経費合計		8,535,735	8,552,440	8,496,513	25,584,688
有収水量(千m <sup>3</sup> /年)		38,627	39,353	40,065	118,045
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )		221	217	212	217
使用料収入		5,991,047	6,086,728	6,180,827	18,258,602
使用料単価(円/m <sup>3</sup> )		155	155	154	155
原価回収率		70.1%	71.4%	72.6%	71.4%

(市資料より)

この改定においては使用料収入により原価の約7割が回収されるように料金体系が設定されている。過去5年における使用料単価、汚水処理原価及び原価回収率の実績値の推移は次のとおりである。

使用料単価、汚水処理原価単価及び原価回収率の状況(実績値)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	136	140	142	139	142
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	214	212 (211)	201 (160)	196 (157)	199 (158)
うち維持管理費	76	79	77	78	76
うち資本費	137	133 (132)	124 (83)	118 (78)	123 (82)
原価回収率	63.8%	66.1% (66.5%)	70.8% (89.0%)	70.9% (88.6%)	71.5% (89.9%)

(市資料より)

(注) ( ) 内の数値は一般会計繰出基準の変更を反映したものである。

平成 18 年度に一般会計繰出基準が変更され、分流式下水道等に要する経費等が公費として認められるようになってきている。ただし、ここでは比較可能性を確保するため、変更前の数値を平成 18 年度以降も記載し、基準変更後の数値を ( ) 内に記載している。

平成 21 年度の使用料改定においては、原価回収率が 71.4%と想定されていたことから、平成 21 年度の実績値である 71.5%はおおむね想定通りの数値といえる。一方、実績値の推移から原価回収率が毎年改善していることがわかる。原価回収率の上昇は、分子である使用料単価の上昇と分母である汚水処理原価の下落が要因となる。使用料面においては、平成 18 年度と 21 年度の料金の改定により、使用料単価が上昇した影響によるものと思われる。汚水処理原価面では、下水道の普及が拡大したことに伴い、下水道利用者が増加し、有収水量ごとの原価負担が軽減された影響によるものと思われる。このことから、原価回収率を改善させる方法として、使用料の増加と下水道利用者の増加が有効であると思われる。

では、柏市の使用料金水準は近隣市の中でどのような水準となっているのか。同じ流域下水道に加入する近隣市の状況は次のとおりとなっている。ここでは、比較対象を平成 20 年度の公共下水道に限定して比較している。また、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道は重要性が乏しいため、ここでは省略している。



市名	加入流域下水道	普及率 (%)	家庭用使用料 (20 m <sup>3</sup> /月) (税込)	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	原価回収率 (%)
柏市	手賀沼・江戸川	86.4	2,079	136	156	87.5
鎌ヶ谷市	手賀沼	52.6	2,575	170	196	86.6
白井市	手賀沼	79.3	2,100	129	102	125.5
印西市	手賀沼	85.9	2,079	129	116	111.8
松戸市	手賀沼・江戸川	78.1	2,356	157	189	83.1
流山市	手賀沼・江戸川	68.8	2,100	135	156	86.8
我孫子市	手賀沼	78.5	2,079	133	140	94.9
船橋市	江戸川	61.0	1,884	152	152	100.0
野田市	江戸川	54.4	2,068	130	200	65.0
市川市	江戸川	65.0	2,446	151	197	76.4
浦安市	江戸川	99.1	1,462	102	114	88.9

(市資料より)

上表において、使用料水準では、一般的な家庭における使用料である家庭用使用料と、事業全体での平均値である使用料単価はいずれも柏市はほぼ標準的な位置にあるといえる。また、処理原価も近隣市の中でも標準的な位置にある。柏市より処理原価が大幅に低い白井市、印西市、浦安市は比較的都市開発の歴史が浅く、都市開発の中で公共下水道の整備が行われてきているため、整備にかかる経費負担が低くなっているものと思われる。

柏市は比較的早期より生活環境の保全や手賀沼等の水質保全の観点より公共下水道整備に努め、汚水に係る下水道の普及率が比較的高くなっているため、下水道利用者の増加により有収水量ごとの負担が軽減されているものと考えられる。

#### 【意見】

現在は、一般会計繰出基準が変更されたことに伴い公費として負担すべき金額が増加したことから、公共下水道事業全体での使用料による原価回収率は90%近くに達している。しかし、今後処理原価が増大した場合には悪化するおそれがある。また、原価回収率が100%に達していないということは、独立採算が成りたっていないということでもある。公共下水道事業が公営企業と位置付けられている趣旨を鑑み、今後は次のような課題も考慮に入れた上で使用料を検討することが望まれる。

#### 設備の老朽化

先述のとおり、柏市における公共下水道事業は開始から約50年が経過しており、普及率もある程度高い水準に達している。そのため、今後の汚水に係る下水道整備に必要なコストは低くなっていくものと思われる。一方、管渠をはじめとする設備の老朽化が進むこととなり、修繕や更新のコストが増加すると考えられる。また、現在市は終末処理場を保有しておらず、すべて流域下水道に接続しているが、今後は流域下

水道の設備についても老朽化や耐震性の問題により流域下水道負担金が増加することも考えられる。現在の使用料金の算定においてはこれらの計画が設定されていないため、使用料対象経費の中には織り込まれていない。今後これらのコストが発生した場合に、現在の使用料ではその財源が確保できないこととなる。将来の設備等の修繕計画をたて、それにより発生する費用を使用料金設定の際に合理的に反映させ、使用料金の算定を検討することが望まれる。

#### 使用料金の累進制について

市の使用料金は累進制がとられており、使用水量が増加するに伴い、使用料金の負担が大きくなっている。

市名	最低 10 m <sup>3</sup> 当たり料金	最高 10 m <sup>3</sup> 当たり料金	累進度(倍)
柏市	900 円	4,020 円	4.47
鎌ヶ谷市	900 円	3,200 円	3.56
白井市	900 円	2,300 円	2.56
印西市	900 円	2,030 円	2.26
松戸市	964 円	4,420 円	4.58
流山市	900 円	2,850 円	3.17
我孫子市	900 円	3,110 円	3.46
船橋市	895 円	3,800 円	4.25
野田市	900 円	3,070 円	3.41
市川市	900 円	4,100 円	4.56
浦安市	649 円	1,400 円	2.16

(市資料より)

- (注) 1. 柏市と船橋市は基本料金制を採用しており、その他の市は10 m<sup>3</sup>まで一律料金である。ここでは、比較のため、最高 10 m<sup>3</sup>当たり料金と最低 10 m<sup>3</sup>当たり料金の比率で累進度を算定している。  
2. 料金は平成 20 年度の料金を使用している。

現在の料金体系では、料金の一番高い区分の単価と低い区分の単価の比率である累進度が 4.47 となっており、近隣他市に比べても高く設定されている。

累進制を設定する根拠としては、

- ・ 大量排水するほど単位当たりの使用料対象経費が増加する傾向があるため
- ・ 大量排水者に対する需要抑制等のインセンティブが働くことから、資源問題、環境問題等の解決に寄与するため

というものが挙げられている。

累進制により負担の大きくなる下水道利用者は、企業等の大規模法人が多くなってくるが、現在市では、累進度を高く設定し、企業等の大規模利用者の負担を大きくすることにより一般家庭等の小規模な下水道利用者の負担を軽減している。しかし、昨今の経済環境の悪化等により企業の倒産等が生じた場合、使用水量も減少するものの、使用料収入も減少することとなり、原価回収率が悪化するおそれがある。また、料金の公平性の観点からも高い累進度を設定することは、大規模利用者に過度の負担を負わせるおそれがあり公平性に反することとなる。今後累進制についても適切な累進度

を見極めて見直しを行う必要がある。

#### 独立採算に向けて

汚水処理原価が使用料で回収できない場合は、市の一般会計からの負担となり、結果的には市民の税金による負担となる。汚水に係る下水道の普及率が高い場合において、汚水処理原価を使用料で回収するか税金で負担するかは、公平性の観点からの重要性は低くなり、政策的な問題となるかもしれない。しかし、一般会計の財源も潤沢ではない状況においては、一般会計から負担することにより他の必要な事業を縮小しなければならない状況も想定される。独立採算に向けて、原価回収率の改善に努めることが望まれる。具体的には次のような方策が考えられる。

##### ・普及率の上昇

下水道の普及率の上昇は、下水道利用者の増加につながり、使用料収入を増加させることや処理原価を低減することが期待できるため、未整備地区の下水道整備を進めることが望まれる。また、公共下水道に接続することにより追加的な経費負担が発生することを敬遠し意図的に接続しないといった世帯についても、公共下水道への接続の必要性を説明し、接続を促すことが望まれる。

##### ・使用料水準の見直し

使用料収入の増加のためには、使用料水準の改善が重要な課題となるが、昨今の経済状況の中で大幅な使用料上昇は、利用者の負担も大きいことから利用者の理解を得ることは困難である。しかし、適切な使用料を徴収しないことにより、将来大幅な使用料の上昇で、将来の利用者や市民に過度な負担がかかるおそれもある。今後の事業計画を合理的に見据えた上で、使用料水準の見直しを行う必要がある。また、その際には利用者に使用料見直しの必要性を十分理解してもらえよう、わかりやすく情報を公開し、説明する必要がある。

### 3. 一般会計繰出金について

#### (1) 一般会計繰出金について

一般会計からの基準内繰出金の範囲の考え方については、「雨水公費・汚水私費の原則」をベースとしつつ、社会環境の変化に伴い変遷しており、平成 21 年度においては基準内繰出金の具体的な項目が「平成 21 年度の地方公営企業繰出金について」(平成 21 年 4 月 24 日第 69 号 総務省自治財政局長通知)により以下のとおり通知されている。

1. 雨水処理に要する経費
2. 分流式下水道等に要する経費
3. 流域下水道の建設に要する経費
4. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
5. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
6. 不明水の処理に要する経費
7. 高度処理に要する経費
8. 高度資本費対策に要する経費
9. 広域化・共同化の推進に要する経費
10. 地方公営企業法の適用に要する経費
11. 普及特別対策に要する経費
12. 緊急下水道整備特定事業に要する経費
13. 農業集落排水緊急整備事業に要する経費
14. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
15. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
16. 下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費
17. 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
18. 臨時財政特例債等の償還に要する経費
19. 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

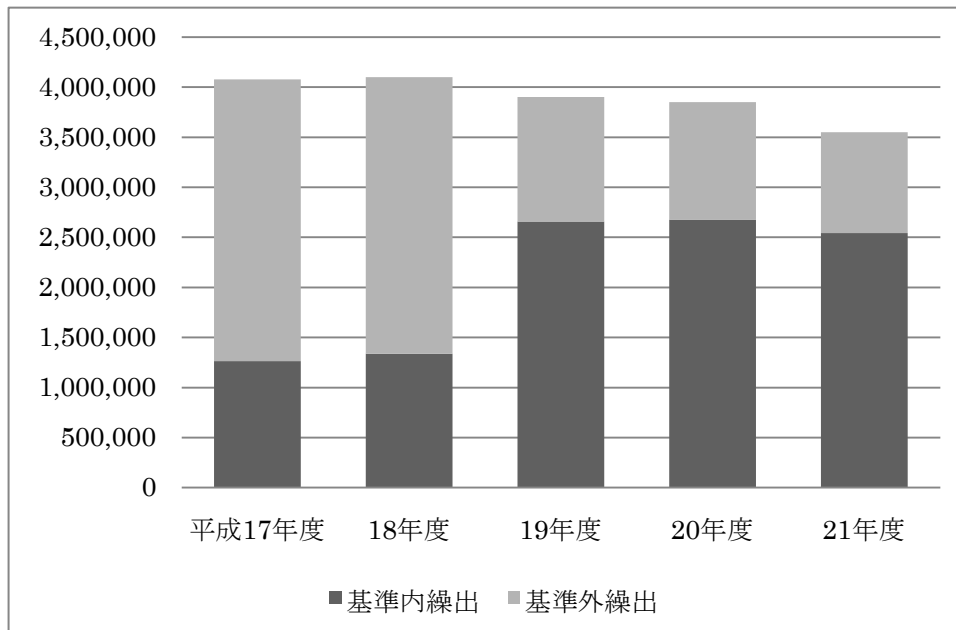
一方、これら以外の私費については、使用料収入を財源とする必要があるが、現実的には①「上記基準の他で市が独自に一般会計で負担することを定めた経費」②「使用料による歳入では回収できない経費分補填額」が発生しており、これらは一般会計繰出金の基準外繰出として一般会計繰出金により補填している。この状況を図にまとめると次のとおりとなる。

経費	私費負担経費		公費負担経費
財源	使用料	基準外繰出	基準内繰出
		①②	
		一般会計繰出金	

(2) 市の状況

市における一般会計繰出金の推移及び平成 21 年度の一般会計繰出金の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)



(市資料より)

平成 21 年度の内訳

(単位:千円)

分類	項目	金額
基準内	雨水処理に要する経費	389,089
	分流式下水道等に要する経費	1,561,546
	流域下水道の建設に要する経費	600
	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	892
	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	23,163
	不明水の処理に要する経費	46,996
	高度処理に要する経費	62,542
	高度資本費対策に要する経費	3,481
	緊急下水道整備特定事業に要する経費	1,594
	下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費	215,927
	臨時財政特例債等の償還に要する経費	236,752
	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	630
	基準外①	貸付業務費
コミュニティプラント改修助成金		5,336
コミュニティプラント補修費		98,659
受益者負担金不足額		259,502
基準外②		633,565
合計		3,550,000

(市資料より)

まず、一般会計繰出金の推移であるが、全体での金額は年々減少傾向にある。これは、一般会計の予算の中で金額が決定されるため、公共下水道事業に対する繰出金の予算額が減少した影響である。次に基準内と基準外の推移では平成 19 年度より基準外繰出が大幅に減少し、基準内繰出が大幅に増加している。これは(1)一般会計繰出金についてに記載の「2. 分流式下水道等に要する経費」等が基準内繰出として加えられた影響によるものである。

### (3) 予算実績管理について

一般会計繰出金の予算金額は、前年度の実績を基に総額が決定されている。また、基準内の一般会計繰出金を項目別に設定し、予算総額から基準内の一般会計繰出金を控除して基準外の予算が算定される。

一方、実績値での一般会計繰出金の内訳は、決算数値が確定後、経営分析により算定されている。具体的には、確定した歳出金額をそれぞれ基準内、基準外の項目ごとにあてはめ、最終的な残額が使用料で回収できなかった経費分補填額となっている。

#### 【意見】

下水道事業は、原則的に雨水処理は公費として一般会計から、汚水処理は私費として使用料からの負担が求められている。つまり、支出する経費は公費分と私費分を区別して管理することが必要である。しかし、現在の下水道会計においては、一般の官公庁会計に基づく科目の区分で管理を行っているため、予算もこの科目に基づいて設定されており、公費と私費の区分管理が曖昧となっている。その結果、次のような弊害がある。

まず、コスト意識が希薄化するリスクがある。つまり、予算設定段階では、積み上げ計算による予算の算定を行ったとしても、最終的には一つの科目に予算を集約することとなる。その場合、予算を執行する際には公費か私費かの意識は希薄化してしまい、その結果、一般会計繰出金による補填額を減少させるためのコスト削減の努力が損なわれるおそれがあると考えられる。

次に、経営判断を誤るリスクがある。雨水処理は自然現象による影響を大きく受けるため、雨水処理費用の増減は経営努力だけではコントロールできない部分がある。公費と私費の区分管理が行われていない場合、経営努力による経費の削減かそれ以外の要因による減少かが不明確となり、誤った経営判断に導くおそれがあると考えられる。

一般会計繰出金の予算額は、基準内、基準外それぞれの項目別予算の積み上げにより策定することが望まれる。また、実効性の高い経営分析を可能にするには、項目ごとに実績との比較分析を行うことが有効であり、これらの事項を容易にするためにも、地方公営企業法の適用を検討することが望まれる。

#### (4) 雨水費用・汚水費用の区分について

一般会計繰出金の内訳は、決算数値を基に算定される。しかし、一部項目の一般会計繰出金の算定は、それぞれの支出内容に応じて集計するのではなく、一定の仮定に基づいて決算数値を按分計算することにより算定している。

##### 【意見】

現在の官公庁会計では、雨水処理に係る経費と汚水処理に係る経費を区分することが困難な項目がある。例えば、公債費については、雨水用の建設に要した事業債の償還か汚水用の建設に要した事業債の償還かの区分が行われておらず、公債費としてまとめて計上している。そのため、一般会計繰出金の内訳を作成する際には、決算数値を区分することができずに、過去の建設費の積上げ額による按分計算を行っている。

雨水処理と汚水処理に係る経費の区分は公費と私費の区分であり、最終的には使用料の設定に影響することとなる。しかし、これらの按分基準が適切ではない場合には、使用料の設定を誤るおそれがある。適正な使用料の設定を行うためにもできるかぎり、実際の支出内容を検討して一般会計繰出金の内訳を算定することが望まれる。

#### (5) 一般会計繰出金の算定方法について

一般会計繰出金の内訳の算定は、財務規則等で求められている訳ではなく、経営分析に必要な資料として作成される。そのため、算定するためのマニュアル等具体的なルールがなく、担当者が専門書等を参考に算定しているものである。また、担当者以外がチェックする体制も構築されていない。

##### 【意見】

一般会計繰出金の基準内・基準外の内訳は、経営分析資料として作成されている。経営分析資料は正式な文書ではないとはいえ、そこで算定された数値は公表されることがある。また、算定した数値が誤っていた場合、経営判断に大きな支障を与えるリスクもある。算定方法には具体的なルール等を定め、マニュアル等に明文化する必要がある。また、担当者以外がチェックする体制を構築し、有用な分析指標とすることが必要である。

#### (6) 基準外繰出金のルール化

現在市では、市が独自に一般会計繰出金で負担することを定めた経費として貸付業務費、コミュニティプラント改修助成金、コミュニティプラント補修費、受益者負担金不足額を計上している。これらは、基準内の一般会計繰出金対象経費には該当しないものの、使用料で回収するべきかどうか議論の余地がある費用であり、負担すべき財源が明確にならないため、基準外ではあるが一般会計繰出金で負担しているものである。しかし、これらの基準外一般会計繰出金についての明確な運用ルールや算出

基準は設定されていない。

【意見】

一般会計繰出金を基準内、基準外に区分して分析することは、経営実績を分析する手段として重要である。市の判断で独自に一般会計繰出基準を定めることは、市の政策として必要と思われるが、明確なルールが定められていない場合、担当者ごとに異なる結果となり、有効な分析指標とならなくなるおそれがある。基準外の一般会計繰出基準について、運用ルールを明文化することが望まれる。

4. 下水道事業債について

下水道設備の建設費は、国庫補助金、下水道事業債、受益者負担金、一般財源等（一般会計繰出金等）を財源としている。平成 21 年度における下水道建設費の財源構成は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

	財源構成			
	国庫補助金	事業債	受益者負担金	一般財源等
(補助対象建設費)				
管渠、ポンプ場	515,688	392,900	—	139,083
(地方単独建設費)				
管渠、ポンプ場	—	386,800	68,632	502,408
合計	515,688	779,700	68,632	641,491

(市資料より)

下水道事業において、設備の建設費は多額となる。しかし、建設後の設備は長期的な利用が可能となり、その費用を建設時の利用者がすべて負担することは、後年の利用者との間に世代間の不公平を生むこととなる。そのため、建設費の財源に事業債を充て、その償還の財源に一般財源等及び使用料を充てることにより世代間の公平性を確保している。

一方で、下水設備の建設は長期間にわたり実施されており、また事業債の償還も長期にわたるため、未償還残高が積み重なって多額になってくる。現在までの事業債の償還状況と平成 21 年度における事業債の引受先別・利率別残高は次のとおりである。



下水道事業債の償還状況

(単位:千円)

年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成 19 年度	3,535,100 (2,787,000)	6,190,932 (2,787,000)	64,514,121	2,342,617	3.22%
平成 20 年度	4,554,900 (3,880,000)	7,551,927 (3,880,000)	61,517,095	1,998,028	2.96%
平成 21 年度	4,604,800 (3,756,000)	7,579,149 (3,756,000)	58,542,746	1,787,201	2.61%

(注) ( ) は内数で、借換の金額である。

平成 21 年度下水道事業債の引受先別・利率別残高

(単位:千円)

引受先 利率	財政融資資金	簡易生命保険	金融機構	市中銀行	計	構成比
1.0%未満	360,621	79,066	374,021	4,953,119	5,766,827	9.9%
1.0%以上 2.0%未満	3,878,841	2,926,559	1,594,041	1,513,924	9,913,365	16.9%
2.0%以上 3.0%未満	12,100,358	3,969,648	9,328,770	—	25,398,776	43.4%
3.0%以上 4.0%未満	2,616,559	192,707	2,348,631	—	5,157,897	8.8%
4.0%以上 5.0%未満	6,038,882	2,139,084	3,152,596	—	11,330,562	19.4%
5.0%以上 6.0%未満	—	—	—	—	—	0.0%
6.0%以上 7.0%未満	—	975,319	—	—	—	1.7%
計	24,995,261	10,282,383	16,798,059	6,467,043	58,542,746	100.0%
構成比	42.7%	17.6%	28.7%	11.0%	100.0%	

(市資料より)

事業債の償還状況であるが、汚水整備の普及率が上昇してきたことにより汚水整備に係る建設費がピークを脱したこと、主な建設費が管渠やポンプの整備だけとなっていることなどから、起債額は減少傾向となっている。一方、償還額が起債額を大幅に上回っていることから残高は減少し、また金利の高い時期に発行した事業債を低い金利に借換えることにより、金利負担が減少傾向にあることがわかる。

次は、事業債の引受先別・利率別残高であるが、現在、2.0%から3.0%の利率の事業債が最も残高が多くなっており、5%を超過する事業債の残高は全体の2%に満たない状況である。これは、平成19年度から平成21年度にかけて公的資金補償金免除繰上償還が可能となったため、3年にわたり金利の低い事業債に借り換えを実行したことで、5%以上の残高が減少し、低い金利の残高が増加している。

### 【意見】

建設費を事業債により調達することは、世代間の公平性を保つことにはなるが、多額な事業債の起債や、高金利の事業債の発行は後年の利用者に過度な負担を強いるおそれがある。今後、事業債の未償還残高や利子償還額の減少を図るため、高金利事業債の借り換えや繰上償還を積極的に検討する必要がある。また、将来の事業計画を踏まえ、事業債が膨大にならないよう、起債計画を慎重に行うべきである。

## 5. 受益者負担金について

### (1) 収入事務の概要

#### ① 調定額等の推移

受益者負担金及び分担金とは、公共下水道が整備されることにより、受益者（公共下水道が整備された区域又は整備される区域内の土地の所有者。ただし、その土地が地上権、賃貸借権などの目的となっている場合は、それぞれの権利者が受益者となる。）から建設費用の一部を負担してもらうことを目的として徴収するものである。

受益者負担金は都市計画法第 75 条、分担金は地方自治法第 224 条の規定にそれぞれ定められており、市はこれらの規定に基づき、「柏市公共下水道事業受益者負担条例」を制定している。

市の平成 19 年度から 21 年度の調定額等の推移はつぎのとおりである。

#### 受益者負担金

		平成 19 年度	20 年度	21 年度
調定額(千円)	現年分	114,457	115,633	71,040
	滞納分	42,340	38,997	36,047
	合計	156,797	154,630	107,087
収入額(千円)	現年分	106,519	108,305	66,299
	滞納分	6,792	3,403	2,332
	合計	113,311	111,708	68,632
不納欠損額(千円)	現年分	—	—	—
	滞納分	4,477	6,111	6,413
	合計	4,477	6,111	6,413
収入未済額(千円)	現年分	7,938	7,327	4,741
	滞納分	31,071	29,483	27,301
	合計	39,009	36,810	32,042
収納率(%)	現年分	93.1	93.7	93.3
	滞納分	16.0	8.7	6.5
	合計	72.3	72.2	64.1

(市資料より)

分担金

		平成 19 年度	20 年度	21 年度
調定額(千円)	現年分	22	22	22
	滞納分	30	15	—
	合計	53	38	22
収入額(千円)	現年分	22	22	22
	滞納分	—	—	—
	合計	22	22	22
不納欠損額(千円)	現年分	—	—	—
	滞納分	15	15	—
	合計	15	15	—
収入未済額(千円)	現年分	—	—	—
	滞納分	15	—	—
	合計	15	—	—
収納率(%)	現年分	100.0	100.0	100.0
	滞納分	0.0	0.0	—
	合計	42.3	59.4	100.0

(市資料より)

受益者負担金の現年分の収納率は93%台と高い率となっているのに対し、滞納分のそれは6.5~16.0%と低い率となっている。分担金については21年度において収納率が100%となっている。

現年分と滞納分の合計で県内の近隣他市（柏市に隣接する自治体）及び関東地方の中核市の収納率を比較すると次のとおりである。

受益者負担金

(単位:%)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
柏市	72.2	72.2	64.1
県内の近隣他市			
野田市	65.0	73.0	78.2
松戸市	80.2	79.6	84.1
流山市	93.8	95.5	94.7
我孫子市	80.7	91.2	91.9
鎌ヶ谷市	87.8	93.8	92.0
関東地方の中核市(注)1.			
宇都宮市	95.8	98.4	98.0
前橋市(注)2.	93.4	93.2	95.4
川越市	85.7	85.4	92.4
船橋市	92.0	93.9	93.5
横須賀市	52.7	57.5	67.8
相模原市(注)3.	95.9	94.6	97.2

(市資料より)

分担金

(単位:%)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
柏市	42.3	59.4	100.0
県内の近隣他市			
野田市	該当なし		
松戸市	80.2	79.6	84.1
流山市	該当なし		
我孫子市	該当なし		
鎌ヶ谷市	該当なし		
関東地方の中核市(注)1.			
宇都宮市	93.2	93.1	93.8
前橋市(注)2.	95.6	93.8	95.0
川越市	100.0	100.0	100.0
船橋市	該当なし		
横須賀市	88.1	100.0	100.0
相模原市(注)3.	98.1	98.1	97.6

(市資料より)

(注)1.監査対象年度である平成 21 年度において中核市であった市を記載している。

2.前橋市は平成 21 年 4 月に特例市から中核市に移行している。

3.相模原市は平成 22 年 4 月に政令指定都市に移行している。

受益者負担金について、市の収納率を近隣他市及び関東地方の中核市と比較すると、どちらも下位に位置していることがわかる。また、分担金についても平成 21 年度を除き、同様に下位に位置していることがわかる。

② 収入未済額の滞納年数別件数と金額 (平成 21 年度末現在)

受益者負担金

(単位:千円)

経過年数(注)	件数	金額
1 年以内	152	4,751
2 年以内	158	6,353
3 年以内	141	5,928
4 年以内	170	5,661
5 年以内	195	6,692
5 年超	61	2,657
合計	877	32,042

(市資料より)

(注) 経過年数は当初の納期限から起算した年数である。分割納付があった場合、当該納付日から時効が新たに起算されるため、時効期間(5 年)を超える収入未済額が存在する。

分担金については、平成 21 年度末現在収入未済額はない(以下、「③ 収入未済額の滞納原因別集計」及び「④ 収入未済額の現在の状況」についても同様)。

③ 収入未済額の滞納原因別集計（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件数	金額
不明(注)	877	32,042

（市資料より）

④ 収入未済額の現在の状況（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

状況	件数	金額
分納納付中	10	1,417
その他	867	30,625
合計	877	32,042

（市資料より）

⑤ 不納欠損額事由別推移（平成 21 年度末現在）

受益者負担金

（単位：千円）

事由	平成 19 年度	20 年度	21 年度
時効(5 年)	4,442	6,111	6,413
合計	4,442	6,111	6,413

（市資料より）

分担金

（単位：千円）

事由	平成 19 年度	20 年度	21 年度
時効(5 年)	15	15	—
合計	15	15	—

（市資料より）

受益者負担金及び分担金を徴収する権利は、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する（受益者負担金：都市計画法第 75 条第 7 項、分担金：地方自治法第 236 条第 1 項）。不納欠損は、この時効によるもののみとなっている。

⑥ 収入未済の防止策

受益者負担金及び分担金は、5 年間で年 4 回、合計 20 回の分割で納付することとなっている。市は毎年 7 月上旬に納入通知書を送付している。年 4 回の納期限はそれぞれ次のとおりである。

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
7 月 16 日から 7 月末日まで	9 月 16 日から 9 月末日まで	11 月 16 日から 11 月末日まで	翌年 2 月 16 日から 2 月末日まで

（市資料より）

ただし、例外として受益者は1年目の第1期の納期限までに5年分を全額納付することを選択できる。この場合報奨金がつき、全20回払いの合計額よりも納付額が割安となる。報奨金の金額は、納期限前に納付した負担金の額に相当する金額の100分の0.4に納期限に係る月数を乗じた金額である。市の平成19～21年度の全額納付の実績は次のとおりである。

	平成19年度	20年度	21年度
調定額(新規調定分)(千円)a	52,888	47,600	36,274
全額納付額(千円)b	31,130	31,320	15,298
b/a(%)	58.9	65.8	42.2
報奨金額(千円)	3,389	3,387	2,315

(市資料より)

上表のとおり、平成19～21年度の全額納付額はバラツキが見られるものの、金額比42.2～65.8%となっており、全額納付の割合がある程度水準になっていることを示している。全額納付はその後の滞納という事態をあらかじめ防ぐことで収納率の向上の点から、また、報奨金は全額納付を促進する点から、それぞれ有用な策である。市は平成22年度からではあるが、納入通知書に全額納付のメリット等を記載した用紙を同封している。

市は納期限までに納付されなかった者に対しては、次の防止策を採っている。

#### ア. 督促状・催告状(書)

市は第1期から第4期までの各納期限までに納付されなかった者に対し、督促状及び催告状を発送し、納付を促している。督促状は各期の納付期限の翌月20日頃、催告状は各期の納付期限の翌々月20日頃にそれぞれ発送している。

また、年に2回、納付期限が過年度の分について別途催告書を発送している。さらに平成22年度からではあるが、過年度の分について催告書を発送する際には財産調査を実施する旨を記載した用紙を同封し、収納率の向上に努めている。

#### イ. 不着調査の実施

市は受益者負担金及び分担金の納付書を発送したが不着となった場合、利用者の転居先を調査の上、当該転居先に納付書を送付して納付を促している。

#### ウ. 滞納処分の実施

市は督促状・催告書及び不着調査によっても滞納が解消できない場合、滞納処分を実施している。平成21年度は、財政部収納課が実施している差押えに参加する形で滞納額が8,727千円である高額滞納者に対して滞納処分を実施した。

⑦ 減免

受益者負担金及び分担金は公共下水道の整備された区域で、賦課公告されたすべての土地に賦課されるが、受益者の申請により減免することができる（柏市公共下水道事業受益者負担条例第 8 条及び柏市公共下水道事業受益者負担条例施行規則第 11 条）。減免が認められるケースは次のとおりである。

- ・国又は地方公共団体が公共の用に供している土地（官公庁、学校、老人ホームなど）
- ・状況により特に減免される土地（公道に準ずる私道、鉄道踏切、軌道、墓地、文化財など）
- ・生活保護を受けている場合

平成 21 年度の減免件数及び減免金額は次のとおりである。

件数(注)	金額	1 件当たり金額
33 件	25,535 千円	773 千円

(市資料より)

(注) 件数は決定通知書件数

⑧ 徴収猶予

受益者負担金及び分担金は受益者の申請により徴収を猶予することができる（柏市公共下水道事業受益者負担条例第 7 条及び柏市公共下水道事業受益者負担条例施行規則第 10 条）。徴収が猶予される主な場合は次のとおりである。

- ・農地（山林を含む）
- ・災害や事故等により納付が困難な場合
- ・その他市長が特に必要と認めるとき

猶予期間は原則として 1 年間であり、継続する場合は更新手続が必要となっている。猶予されている土地について、例えば宅地化する場合等、猶予の理由が消滅した場合には受益者は申請により猶予解除の手続をすることになっている。

猶予解除となった場合、猶予期間に相当する受益者負担金及び分担金は一括で納付し、猶予期間以後の期間に相当する分については一括納付（この場合、報奨金はつかない）又は分割納付することとなっている。例えば 3 年間徴収猶予を受けていた場合、3 年間分は 4 年目の第 1 期で一括納付し、残りの 2 年間分は一括納付か 8 回の分割納付となる。

平成 21 年度の徴収猶予額、徴収猶予の理由及び猶予解除額は次のとおりである。

徴収猶予額

猶予者数	件数(注)	金額	1 件当たり金額
941 名	2,459 件	951,971 千円	387 千円

(市資料より)

(注) 件数は筆数

徴収猶予の理由

理由	件数(注)1.
農地、山林	2,194
生活困窮により納付が困難	4
その他(注)2.	261
合計	2,459

(市資料より)

(注)1. 件数は筆数

2. その他は土地が駐車場として利用されている場合等

猶予解除額

件数(注)	金額	1件当たり金額
33件	8,637千円	261千円

(市資料より)

(注) 件数は猶予解除通知書件数

(2) 賦課公告の決裁について

市の事務決裁規程第4条によれば、公共下水道事業受益者負担金の対象賦課区域の決定は部長決裁によることが定められている。賦課区域の決定に関する決裁綴りを閲覧したところ、監査対象年度である平成21年度の賦課区域の決定に当たっての決裁が課長決裁となっていた。

平成21年度の当該決裁が課長決裁となっていたことから、当該綴りに綴られている平成9年度以降の賦課区域の決定に当たっての決裁を閲覧したところ、

平成9年度から18年度：部長決裁

平成19年度から21年度：課長決裁

となっていた。

【改善策】

事務決裁は市として決定することを意味し、重要なものである。事務決裁規程を厳守し、当該決裁については、部長決裁とすべきである。

(3) 督促手数料の徴収について

市は「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」第1条において、市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（以下「諸収入」という。）を定期内に納めない者に対して課する延滞金及び督促手数料に関することを定めている。

受益者負担金及び分担金はこの諸収入に該当することから、上記条例の適用を受けることとなる。市は当該条例の第3条において督促手数料について次のとおり定めている。



第3条 諸収入を定期内に納めないことに因り、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、督促手数料を納めなければならない。

2 督促手数料は、1件につき10円とする。

しかし、市は受益者負担金及び分担金を期限内に納付しない者に対し督促状を発送しているが、督促手数料は徴収していない。

#### 【改善策】

市は柏市税外諸収入の徴収に関する条例に従って督促手数料を徴収する必要がある。

#### (4) 滞納原因の把握について

前述のとおり、受益者負担金の滞納件数は平成21年度末現在において877件となっており、決して少ないとは言えない件数となっている。このため、市では滞納者ごとの滞納原因は把握しているが、全ての滞納者に至るまで原因を把握しているわけではなく、統計は特にとっていない。

#### 【意見】

市は、滞納原因を調査しているが、すべての滞納者を対象とはしていない。調査業務の効率化の観点から、高額滞納者や長期滞納者等に範囲を絞り、原因を調査することが有用と考える。また、この原因調査をすることにより、収納率を向上させるための方策の構築が可能になると考える。

#### (5) 分納について

市では受益者が所得減等の理由により受益者負担金及び分担金について柏市公共下水道受益者負担条例等の定めに従った納付ができない場合、分割納付(以下「分納」という。)による納付を認めている。分納は当該条例等で定められている納付方法ではないが、実務上必要に応じて実施されている。しかし、分納の運用に当たっては、次のような問題がある。

#### (ルールの特典)

受益者負担金及び分担金の分納期間及び分納が中断した場合の取扱いを定めたものは特になし。このため、市担当者の裁量により長期の納付計画が認められたり、分納が中断した場合の対応があいまいなまま時間が経過するといった状態が起こるおそれがある。この結果、分納している者間で不公平が生じるおそれがある。

【意見】

分納のルールがないことから、分納期間や納付計画等が市担当者の裁量により決められることが予想される。そのため、分納の決め方について、滞納者間に不公平が生じるおそれがあることから、市としての受益者負担金及び分担金の分納のルールを早期に確立する必要があると考える。

(分納誓約書の様式)

分納を行う際には、分納誓約書を入手している。分納誓約書には、分納理由、未納額（分納を受けようとする額）及び納付計画等が記載されている。しかし、分納誓約書の様式については市の規則等において定められていない。

【意見】

分納誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなることから、規則等において分納誓約書の様式を定める必要があると考える。

## 6. 水洗便所改造資金貸付金

### (1) 収入事務の概要

#### ① 水洗便所改造資金貸付金の意義

水洗便所改造資金貸付金は、下水道法第2条第8号に規定する市の処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びし尿浄化槽を撤去して公共下水道に接続する工事に要する資金を無利息で貸付けることにより、排水設備の適正な設置及び普及を図り、市の環境衛生の向上に資することを目的とする貸付金である。貸付額及び貸付金の償還期間等は次のとおりである。

対象	単位	貸付額(注)1.	償還期間(注)2,3.
くみ取り便所	1槽につき	490千円以内	49か月以内
し尿浄化槽	1基につき	270千円以内	27か月以内

(市資料より)

(注)1.貸付額は限度額であり、工事に要した費用の範囲内で10千円未満の端数を切り捨てた額が実際の貸付額となる。

2.償還期間は最長期間であり、実際の貸付額を1か月当たり償還金額10千円(固定)で除した月数が実際の償還期間となる。

3.貸付けを受けた者が震災、風水害、火災その他の災害によって貸付金の償還が困難となったときは、貸付金の償還期限を変更することができる。

#### ② 調定額の推移等

市の平成19～21年度の調定額の推移等は次のとおりである。

		平成 19 年度	20 年度	21 年度
貸付額(千円)		4,380	2,570	1,810
貸付残高(千円)	期限未到来分	8,190	4,940	3,260
	期限到来分	922	879	760
	合計	9,112	5,819	4,020
調定額(千円)	現年分	7,058	5,765	3,490
	滞納分	784	922	879
	合計	7,842	6,687	4,369
収入額(千円)	現年分	6,808	5,633	3,490
	滞納分	112	175	119
	合計	6,920	5,808	3,609
不納欠損額(千円)	現年分	—	—	—
	滞納分	—	—	—
	合計	—	—	—
収入未済額(千円)	現年分	250	132	—
	滞納分	672	747	760
	合計	922	879	760
収納率(%)	現年分	96.5%	97.7%	100%
	滞納分	14.3%	19.0%	13.5%
	合計	88.2%	86.9%	82.6%

(市資料より)

現年分の収納率は 96.5～100.0%と非常に高い率となっているのに対し、滞納分のそれは 13.5～19.0%と低い率となっている。

現年分と滞納分の合計で近隣他市（柏市に隣接する自治体）及び関東地方の中核市を比較すると次のとおりである。

(単位:%)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
柏市	88.2	86.9	82.6
県内の近隣他市			
野田市		貸付制度なし	
松戸市		貸付制度なし	
流山市		貸付制度なし	
我孫子市	62.8	11.1	9.0
鎌ヶ谷市		貸付制度なし	
関東地方の中核市(注)1.			
宇都宮市		貸付制度なし	
前橋市(注)2.	93.8	93.2	92.5
川越市		貸付制度なし	
船橋市	95.6	94.7	94.5
横須賀市		貸付制度なし	
相模原市(注)3.		貸付制度なし	

(市資料より)

(注)1.監査対象年度である平成 21 年度において中核市であった市を記載している。

2.前橋市は平成 21 年 4 月に特例市から中核市に移行している。

3.相模原市は平成 22 年 4 月に政令指定都市に移行している。

市の収納率を他市と比較すると、県内の近隣他市では平成 17 年度まで貸付制度があった我孫子市よりは高いが、関東地方の中核市との比較では前橋市及び船橋市よりも低い率となっている。

③ 収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

経過年数	件数	金額
1 年以内	0	—
2 年以内	2	45
3 年以内	1	70
4 年以内	0	—
5 年以内	2	106
5 年超	3	539
合計	8	760

（市資料より）

④ 収入未済額の滞納原因別集計（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

滞納原因	件数	金額
所得減	7	710
その他	1	50
合計	8	760

（市資料より）

⑤ 収入未済額の現在の状況（平成 21 年度末現在）

（単位：千円）

状況	件数	金額
分納納付中	1	195
その他(注)	7	565
合計	8	760

（市資料より）

（注）随時返済中のものについては「その他」としている。

⑥ 不納欠損額事由別推移

不納欠損処理をしていないため、該当がない。

⑦ 収入未済の防止策

水洗便所改造資金貸付金の償還金の納期限は、その月の末日となっている（柏市水洗便所改造資金貸付条例施行規則第 3 条第 4 項）。市は納期限までの償還ができなかった者に対しては次のような収入未済の防止策を採っている。

#### ア. 督促状・催告書の発送

償還が確認できない者に対して、納期限の翌月の中旬ごろに督促状を送付して納付を促している。また、督促状を送付しても納付しない者（5月末、11月末時点で未償還のある者）に対しては年2回（6月及び12月）に催告書を送付し、納付を促している。

#### イ. 連帯保証人への請求

市は貸付けを受けることができる者の資格の一つとして、連帯保証人があることを定めている（柏市水洗便所改造資金貸付条例第3条（3））。本人からの償還が困難な場合、連帯保証人に請求することとしている。

### （2）遅延利息の徴収について

市は「柏市水洗便所改造資金貸付条例」第5条（3）において、資金の貸付けを受けた者が償還期限までに賦払金を納入しないときは、市長が特に認めた場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間について年14.5%の遅延利息を徴収する旨を定めている。しかし、市は当該遅延利息の徴収をしていない。また、徴収をしないことにつき市長が特に認める旨の手続も実施していない。

#### 【改善策】

市は柏市水洗便所改造資金貸付条例に従い、償還金を期限までに納入しない者に対し遅延利息を調定し、徴収すべきである。また遅延利息を徴収しないことにつき市長が特に認めるならば、かかる手続を実施すべきである。

### （3）不納欠損処理について

市では水洗便所改造資金貸付金について、不納欠損処理を行っていない。市の説明によると、当該貸付金は私法上の債権であり、期間（10年間）の経過のみによって時効は完成することなく、相手方の援用（主張）が必要であることをその理由としている。

このため、平成21年度末における未納残高760千円のうち、10年以上の未納残高は平成10年度が返済期限のもので5千円、11年度が返済期限のもので110千円となっている。

#### 【意見】

市の債権を安易に不納欠損せず、回収努力を重ねる姿勢は重要である。しかし、回収の見込みがほとんどないと判断される債権は、経済的な価値のないものであり、それを市の資産として計上することは健全な会計処理とは言い難い。

貸付先及び連帯保証人との連絡が途絶える等の理由により、これ以上の回収努力を

重ねても回収の見込みがほとんどないと判断される貸付金については、不納欠損処理を適切に実施する必要があると考える。

市が不納欠損処理をしない理由は、当該貸付金が私法上の債権であり、期間の経過のみによって時効は完成することなく、相手方の援用が必要であることである。しかし、地方自治法第 96 条において、普通地方公共団体の議会が議決しなければならない事項が定められており、第 1 項第 10 号において「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」とされている。当該条項より、市議会の承認により不納欠損処理は可能であると考えられる。

#### (4) 月あたり償還金額の減額（償還期間の延長）について

市は柏市水洗便所改造資金貸付条例第 10 条において償還方法の特例を認めており、貸付けを受けた者が震災、風水害、火災その他の災害によって貸付金の償還が困難になったときは貸付金の償還期限を変更することができる旨を定めている。

しかし、市は上記以外の理由であっても、地方自治法第 176 条の 6（履行時期の特約等）に従い、貸付けを受けた者が所得減等の理由により当該貸付資金について柏市水洗便所化改造資金貸付条例等の定めに従った償還ができない場合、月あたり償還金額の減額（償還期間の延長）を認めている。

市の規則等には月あたり償還金額の減額についての細則（例えば減額を認める理由及び減額手続等）を定めたものは特にないが、市は現在、担当者と貸付けを受けた者との協議の上、決裁権限者の承認を受けて月あたり償還金額の減額を認めている。また、貸付けを受けた者との協議の際入手している誓約書については決まった様式がない。

#### 【意見】

市は貸付けを受けた者に対し、条例で規定されている災害に該当しない場合でも、月あたり償還金額の減額を認めている。しかし、それは市の担当者の裁量等が入り、不公平感を生ずるおそれがある。そういったことから、災害以外の理由で月あたり償還金額の減額を認める場合には、減額理由等を明らかにするため、条例規則等を整備する必要があると考える。

また、誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなることから、規則等において誓約書の様式を定める必要があると考える。

## 7. 排水設備修繕事業補助金

### (1) 補助金の概要

#### ① 趣旨

柏市管工事協同組合（以下「管工事組合」という。）に対し、補助金を交付するこ

とにより、市民からの排水設備修繕の要望に迅速に対応し、もって市民サービスの向上に資することを目的とする（柏市排水設備修繕事業補助金交付要綱第1条）。

② 補助対象経費及び補助率

補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」）は修理センターで実施する年中無休の24時間体制による排水設備の修繕事業とし、補助金交付の対象とする経費は対象事業に要する経費のうち人件費とする（同要綱第2条）。

補助金の額は、対象経費の2分の1の額とする。この場合、10千円未満の端数は切り捨てる（同要綱第3条第1項）。平成21年度における補助金の額は940千円を限度とする（同要綱第3条第2項）。

(2) 事務スケジュール

平成21年度の事務スケジュールは次のとおりである。

	管工事組合	市
申請	補助金等交付申請書等を提出 (平成21年6月8日)	収受(平成21年6月8日)
交付決定		交付決定(決裁日平成21年6月10日) 補助金等交付決定通知書を送付(平成21年6月10日)
支払	補助金等交付請求書を提出 (平成21年6月11日)	支出命令(支出額940千円、支払予定日平成21年6月25日)
実績報告	平成21年度排水設備修繕事業実績報告書を提出(平成22年3月31日)	受領(平成22年3月31日)
変更交付決定及び額の確定		補助額の確定 (確定額940千円、決裁日平成22年3月31日、施行日平成22年4月8日) 補助金等確定通知書を送付(平成22年4月8日)

(3) 支給実績

平成 19 年度から 21 年度までの予算額及び実績額は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
予算額	1,100	990	940
決算額	1,100	990	940

(市資料より)

上表のとおり、支給実績額は年度を追うごとに減少しており、21 年度の実績額 940 千円は 19 年度の実績額 1,100 千円に比し、160 千円 (14.5%) 減少している。これは、「(4) 補助金交付の適正化に向けて」で述べたとおり、市が補助金の適正化に向けての取り組みの結果が現れたものと考えられる。

(4) 補助金交付の適正化に向けて

市では厳しい財政運営状況の中、補助年限の設定、補助率の適正化、補助対象経費の制限、総額の抑制等を基準とした補助金の適正化を掲げている。具体的には「補助金台帳 (団体指定補助金用)」にて補助金の目的、必要性、当該目的に対する効果及び達成状況について記載し、検討している。

(5) 補助金の支給対象について

管工事組合が作成した平成 21 年度排水設備修繕事業実績報告書における補助金収入精算書支出明細書によると、補助対象となる人件費の支出実績額は次のとおりとなっている。

支出項目	支出額	内容		説明
		科目	金額	
人件費	2,091,290 円	出勤手当	1,445,368 円	A 出勤(8:30~17:00) 3,782×324 回=1,225,368 円 B 出勤(17:00~22:00・5:00~8:30) 1,500×116 回=174,000 円 C 出勤(22:00~5:00) 2,000×23 回=46,000 円
		時間外手当	645,922 円	普通 2,249×232 時間=521,768 円 深夜 2,699×46 時間=124,154 円

支出実績額の合計は 2,091 千円となっており、この金額の 2 分の 1 は 1,045 千円となる。ただし、前述のとおり平成 21 年度の補助金額は 940 千円を限度としていることから、実際の補助金額は 1,045 千円ではなく 940 千円となっている。

上記の支出実績説明のとおり、出勤手当には A 出勤という位置づけで日中の出勤時間帯についても補助金の支給対象として記載されている。



**【意見】**

排水設備の修繕には緊急を要するものが少なくなく、交付要綱にも謳われているとおりこれに迅速に対応することは、市民サービスの向上に資するものとして重要である。ゆえに排水設備の修繕に負担のかかる夜間及び早朝の出勤時間帯について人件費相当分を補助対象とすることは、交付要綱の趣旨に沿ったものであると考える。

しかし、日中の出勤時間帯は、夜間や早朝の出勤と比較して負担がかからないことや、通常勤務の時間帯であることから、補助対象とする必要はないと考える。

市は補助金の適正化に向けて様々な取り組みを実施しているが、補助金の支給対象の範囲について、改めて検討することが必要と考える。

(6) 精算時における申請書類の記載内容の確認について

市では管工事組合からの排水設備修繕事業実績報告書における補助金収入精算書支出明細書を受領した後、当該明細書に記載された補助対象額に誤りがないかの確認を行っている。そこでの確認手続は、補助対象となる人件費の金額に誤りがないかについて確かめることを目的として、提出書類に記載された金額を再計算することにより補助金額の正確性を確かめている。

ただし、この手続は管工事組合の提出した書類を基に実施する手続であるため、補助の対象となる人件費の計上金額については、管工事組合の作成処理が適正であることが前提となっている。換言すれば、計上金額に誤謬がある場合には、計算過程が正しくても、その前提となる金額に誤りがあるため、結果として補助金額も誤るおそれがある。

現在、市が実施している確認手続は、計上金額それ自体の適正性までは確認できていないのが実情となっている。

**【意見】**

管工事組合の提出した書類を基に、提出書類に記載された金額を再計算し、補助金額の正確性を確かめる手続は重要である。

しかし、その金額の裏付けとなる管工事組合の作成処理に誤謬がないかを確かめることは、補助金額の正確性を確かめるためにはより重要な手続であると考え。具体的には、年度末の精算時に実績報告書等に記載された人件費の計上の裏付けとなった証拠書類（例えば、当該職員が実際に勤務していること、申請書類に記載された人件費を管工事組合が支給していることを給与明細等によって確かめる）といった手続の実施が望まれる。

そのため、市は必要に応じて管工事組合に行き、証拠書類の閲覧、入手（必要な場合）を実施することが望まれる。

## 8. 契約について

### (1) 契約事務の概要

#### ① 競争入札と随意契約

契約の相手方となるべき者を選定する方法として、競争入札と随意契約がある。市は職員が契約事務を円滑に執行できるように「委託契約の手引」等を作成している。

競争入札は、市が不特定多数の者に対し入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、市に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。これに対し、随意契約は市が競争の方法によることなく、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

	方法	契約の相手	契約事務所管部署
競争入札	価格競争	落札者(入札により自動的に決まる)	契約課
随意契約	事前調査 見積り合わせ プロポーザル その他	左記の資料を基に市が判断して決定	業務担当部署 契約課

(市資料より作成)

市は「委託契約の手引」等において、契約の相手を競争入札により決定することを原則とし、随意契約は例外的に認められたものである旨を記載している。両者の適用範囲、メリット及びデメリットをまとめると次のとおりである。

	適用金額	メリット	デメリット
競争入札	下記の随意契約の金額基準を超えるもの	予算の無駄が少ない 公平で透明性が高い	契約手続が煩雑 小規模の事業者が参加しづらい
随意契約	工事及び製造の請負:1,300千円未満 財産の買入れ:800千円未満 物件の借入れ:400千円未満 財産の売払い:300千円未満 物件の貸付け:300千円未満 それ以外:500千円未満	契約手続が簡素 小規模の事業者でも参加がし易い	予算の効率化、契約手続の公平性及び透明性について、競争入札に劣る

(市資料より作成)

市は当該手引き等において随意契約が認められる理由及び例示を列挙しており、安易にこれを行わないよう注意を喚起している。

さらに、柏市財務規則第139条では契約の相手となるべきものが2人以上いる場合には、2人以上の者から見積書を徴収する「見積り合わせ」を行い、随意契約の相手を決定することとしている。業務の特殊性などにより、相手をあらかじめ1者に限定して契約をする場合には事前調査等を十分に行い、契約の相手となる者が他にいない

ことを確認することとしている。その上で、随意契約を行う理由を「一者随意契約理由書」に具体的に記載することとしている。

② 一般競争入札と指名競争入札

市は競争入札については一般競争入札と指名競争入札の2種類を採っている。一般競争入札は、市が公告によって不特定多数の者に対し入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込みのうち、市に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。市は入札参加資格に制限を設けた制限付き一般競争入札を採っている。

これに対し、指名競争入札は、まず市が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、次にその特定の参加者に対し入札によって申込みをさせる方法により競争を行わせ、契約の相手方となるべき者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

両者のメリット及びデメリットをまとめると次のとおりである。

	メリット	デメリット
一般競争入札	不特定多数の者をして競争させ、最も有利な条件で申込をした者を契約の相手方として決定することができるので、契約額を抑えることができる。	指名競争入札及び随意契約と比較して契約手続が煩雑となり、費用も嵩む。契約額の低さだけで契約の相手方を選んだ場合、資力や信用力の高くない者が契約の相手方として選ばれる可能性がある。
指名競争入札	資力や信用のある者をまず選定してから入札を行うので、一般競争入札に比較して資力及び信用力の高くない者をあらかじめ排除することができる。入札参加者の範囲が特定されているので、一般競争入札に比較して契約手続が簡便であり、費用も低廉になる。	選定の方法によっては、その範囲が特定化し、ある特定の者に集中する可能性がある。一般競争入札に比較して契約額が高くなる他、談合が容易となるおそれがある。

市は「柏市契約事務取扱要領」第2条において、制限付き一般競争入札の対象とする契約として次のとおり定めている。

項目(注)	
1	1,300千円以上の工事及び修繕工事
2	800千円以上の印刷製本
3	500千円以上の業務委託
4	800千円以上の物品購入

(注) 金額は全て1件当たりの設計価格

上記の項目のうち、3の500千円以上の業務委託については、同条において測量、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務等全部で20項目が定められている。

これらの項目に該当しない契約については指名競争入札によることとなる。市は指名に当たっては前回に指名した者を除いた中から今回指名する者を選定するというように、同じ者を連続して指名することがないように配慮している。

また、指名競争入札の実施にあたり原則として最低限指名しなければならない業者数は「柏市指名業者選定基準」の第5条において発注金額に従い次のとおり定められている。また、指名業者の選定に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、市内の中小建設業者の受注機会の確保に配慮することとしている（同選定基準第7条第2項）。

発注金額	指名業者数
5,000千円未満	8社以上
5,000千円以上10,000千円未満	10社以上
10,000千円以上50,000千円未満	12社以上
50,000千円以上100,000千円未満	15社以上
100,000千円以上	17社以上

(市資料より)

### ③ 契約及び落札率

平成19～21年度の契約及び落札率等は次のとおりである。

#### ア. 工事契約

下水道整備課		平成19年度	20年度	21年度
一般競争入札	件数(件)	27	30	45
	予定価格(千円)	2,054,587	529,998	1,167,526
	契約額(千円)	1,231,275	425,019	949,846
	落札率(%)	59.9	80.2	81.4
指名競争入札	件数(件)	—	—	—
	予定価格(千円)	—	—	—
	契約額(千円)	—	—	—
	落札率(%)	—	—	—
随意契約	件数(件)	1	9	10
	予定価格(千円)	11,487	12,320	14,248
	契約額(千円)	10,500	11,638	13,321
	落札率(%)	91.4	94.5	93.5
合計	件数(件)	28	39	55
	予定価格(千円)	2,066,074	542,318	1,181,775
	契約額(千円)	1,241,775	436,657	963,167
	落札率(%)	60.1	80.5	81.5

(市資料より)

下水道維持管理課				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度
一般競争入札	件数(件)	1	1	—
	予定価格(千円)	2,026	1,984	—
	契約額(千円)	1,722	1,488	—
	落札率(%)	85.0	75.0	—
指名競争入札	件数(件)	—	—	—
	予定価格(千円)	—	—	—
	契約額(千円)	—	—	—
	落札率(%)	—	—	—
随意契約	件数(件)	240	288	264
	予定価格(千円)	210,063	234,629	220,070
	契約額(千円)	192,567	219,602	203,785
	落札率(%)	91.7	93.6	92.6
合計	件数(件)	241	289	264
	予定価格(千円)	212,090	236,614	220,070
	契約額(千円)	194,289	221,090	203,785
	落札率(%)	91.6	93.4	92.6

(市資料より)

#### イ. 委託契約

下水道整備課				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度
一般競争入札	件数(件)	16	16	30
	予定価格(千円)	81,035	92,347	166,030
	契約額(千円)	35,889	41,869	82,541
	落札率(%)	44.3	45.3	49.7
指名競争入札	件数(件)	1	—	—
	予定価格(千円)	1,989	—	—
	契約額(千円)	1,947	—	—
	落札率(%)	97.9	—	—
随意契約	件数(件)	7	33	36
	予定価格(千円)	30,405	56,382	666,388
	契約額(千円)	28,457	50,712	664,228
	落札率(%)	93.6	89.9	99.7
合計	件数(件)	24	49	66
	予定価格(千円)	113,431	148,730	832,418
	契約額(千円)	66,293	92,581	746,769
	落札率(%)	58.4	62.3	89.7

(市資料より)

下水道維持管理課				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度
一般競争入札	件数(件)	2	11	18
	予定価格(千円)	7,980	221,321	147,495
	契約額(千円)	6,300	196,698	116,311
	落札率(%)	78.9	88.9	78.9
指名競争入札	件数(件)	10	1	1
	予定価格(千円)	196,740	7,044	7,064
	契約額(千円)	186,640	7,000	7,013
	落札率(%)	94.7	99.4	99.3
随意契約	件数(件)	51	25	29
	予定価格(千円)	136,135	75,948	45,856
	契約額(千円)	125,161	70,762	41,039
	落札率(%)	91.9	93.2	89.5
合計	件数(件)	63	37	48
	予定価格(千円)	340,855	304,314	200,416
	契約額(千円)	318,102	274,460	164,364
	落札率(%)	93.3	90.2	82.0

(市資料より)

ウ. 物品契約

下水道整備課については該当なし。

下水道維持管理課				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度
一般競争入札	件数(件)	該当なし	該当なし	—
	予定価格(千円)			—
	契約額(千円)			—
	落札率(%)			—
指名競争入札	件数(件)			—
	予定価格(千円)			—
	契約額(千円)			—
	落札率(%)			—
随意契約	件数(件)			1
	予定価格(千円)			71
	契約額(千円)			71
	落札率(%)			100.0
合計	件数(件)			1
	予定価格(千円)			71
	契約額(千円)			71
	落札率(%)			100.0

(市資料より)

④ 低入札価格調査制度

市は低入札価格調査制度を設け、予定価格に比し低価格で入札された案件について、応札した業者が確実に契約を履行できるのかについて調査を実施の上、落札業者を選定している。当該調査制度は、平成 21 年 10 月 1 日以降に公告する契約について改正され次のとおりとなっている。

対象が工事案件であるもの	
項目	内容
1.低入札価格調査対象案件の予定価格の変更	予定価格 10,000 千円以上を 20,000 千円以上に変更
2.対象案件に「失格基準」を新設	低入札価格調査失格基準額を設け、当該金額を下回った金額で入札した者に対しては調査を行わずに即時「失格」とする。 低入札価格調査失格基準額は、予定価格の内訳に対し、直接工事費の 75%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 60%、一般管理費の 30%(諸経費として一括して計上する場合にあっては 45%)で算出した額の合計額とする。ただし、入札金額の内訳項目ごとの額が当該項目の率を下回っても、項目の合計金額が低入札価格調査失格基準額を下回っていなければ失格にはならない。
3.低入札価格調査基準額	低入札価格調査基準額については従来通り変更なし(1 円未満の端数切り捨て)。 ・建築工事関係: 予定価格の 80% ・土木工事関係: 予定価格の 75%

(市資料より)

対象が委託案件であるもの	
項目	内容
低入札価格調査制度の廃止	建設コンサルタント業務等の低入札価格調査制度を廃止した。これに伴い、予定価格が 50 万円以上の建設コンサルタント業務等に係る制限付き一般競争入札の案件は、最低制限価格制度の調査となる。 最低制限価格制度の対象となる業務は次の 5 つである。 ・測量業務 ・建設コンサルタント業務 ・土木関係コンサルタント業務 ・地質調査業務 ・補償コンサルタント業務
最低制限価格の設定	改正前の低入札調査価格基準額(予定価格の 50%)を最低制限価格として設定した。 改正前は低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者に対して低入札価格調査を実施していたが、改正後は当該基準額を下回る金額で入札した者に対しては当該入札を無効とする。

(市資料より)

⑤ 完成検査

工事等が完了すると、その内容が契約書等に沿ったものとなっているか、検査を実施することとなる。市は検査の期限として「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第5条の規定を基に次のとおり定めている。

契約種類	期限
工事	工事完成の通知を受けた日から14日以内
工事以外	業務完了の通知を受けた日から10日以内

(市資料より)

市は請負金額が5,000千円以上の工事について、総務部工事検査課による検査を義務付けている。市は当該工事の完成検査を実施する際のマニュアルとして「柏市工事検査要領」及び「柏市工事検査実施要領」を定めている。また、上記以外の契約の完成検査については、担当課（下水道整備課及び下水道維持管理課）が実施している。担当課による完成検査を実施するマニュアルとしては当該検査要領及び検査実施要領を参考にしている。

(2) 元市職員による不祥事件について

平成22年10月27日、市の公共汚水ます設置工事を発注する見返りに業者から現金を受け取っていたとして、元市職員（以下「当該職員」）が逮捕された。事件の経過をまとめると次のとおりである。

日付	事件の経過
	平成17～20年度までの期間に不正行為が行われていた。
平成22年7月5日	市に「複数の関係業者から借金をしている」との情報が寄せられる。
7月6日	当該職員に事情聴取を行い、市内関係業者5社から借金をしていることが発覚。
7月7日	当該職員が担当していた工事の支払遅延と工事代金の未払いがあると、関係業者から申し出を受けていることが発覚。
7月12日～	当該職員、関係職員と関係業者5社に事情聴取を行なう。
9月8日	関係業者との間に金銭の授受があったとして、柏警察署に相談。
9月15日	懲戒審査委員会を開催し、処分内容を審査。
10月7日	同日付で当該職員を懲戒免職(解雇)し、管理監督職員3人を戒告、訓告、文書注意の処分とする。
10月27日	当該職員が収賄容疑で逮捕

(平成22年11月15日発行 広報かしわより作成)

当該職員は、関係業者から金銭の授受を行ったほか、工事代金の支払遅延及び未払いという事態を引き起こしている。このような事態を招いた主な原因は、当該職員が公共汚水ます設置工事の申請授受から工事施工、支払業務まで1人で実施しており、課として工事発注に係るチェック機能が十分ではなかったことに起因している。

工事の発注方法及び背景について、本来実施すべき手続の流れ及び順序と、当該職



員が実施していた手順を図示すると次のとおりである。

	本来実施すべき手順の流れ	当該職員が実施していた手順の流れ
1	申請書收受	住宅の建築確認
2	設計書作成	公共汚水ます設置申請(排水設備計画確認申請)
3	業者選定決裁	業者選定
4	金抜設計書配布	工事施工
5	見積合わせ(入札)	業者から概略見積書・出来高・写真の收受
6	施工業者決定決裁	積算設計
7	契約書締結	見積書徴収
8	工事施工	契約行為
9	出来高・写真提出	検査
10	検査	請求書
11	請求書	請負工事費支払
12	請負工事費支払	

(市資料より作成)

本来実施すべき手順の流れと当該職員が実施していた手順の流れとの違いと問題点をまとめると次のとおりである。

	違い	問題点
1	2人以上の見積りを徴収せずに業者を選定している。	柏市財務規則第139条に従い、本来実施すべき手順の5において2人以上の見積りを徴収した上で業者選定決裁をすべきところ、当該職員は見積りを徴収せずに独断で業者を選定してしまっている。
2	工事完了後に見積書徴収及び契約行為の手続(偽装工作)を実施している。	工事完了後に7見積書徴収及び8契約行為の手続を実施している。 7見積書徴収は、本来は5において2人以上から見積書を徴収し、6施工業者決定決裁へと繋がる手続であるが、3において業者を選定してしまっていることから、これを偽装するために実施したものである。 8契約行為は、これら一連の手続を文書上本来の手続を踏まえたことにするために書類を整えたものである。

上記の問題については、平成17年度から20年度までの4年間にわたり発覚することなく続けられただけでなく、平成20年4月に当該職員が別の部署に異動した後も後任職員に引き継がれ、平成22年7月に発覚するまで続けられていた。

この事件を受けて、市は平成22年10月7日に副市長名で「不祥事件の再発防止について(通達)」を出している。当該通達によると、再びこのような事件が起きないように、職員の綱紀粛正及び契約事務等の適正処理を徹底することを職員に求めている。

また、当該通達の「2契約事務等の適正処理」にて言及されているとおり、市は平成22年10月15日に副市長名で「契約事務実態調査の実施について(通知)」を出している。当該通知によると、主な調査の概要は次のとおりである。

項目	内容
1.調査対象部署	<p>全所属を対象とする。ただし、次の出先機関は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣センター:各施設ごとに作成、提出</li> <li>・保育園:保育課でとりまとめ</li> <li>・小中学校:教育委員会所管でとりまとめ</li> </ul> <p>なお、調査対象期間に機構改革等があった部署については、引き継いだ部署において対応することとする。</p>
2.調査対象となる支出	<p>平成 19～21 年度会計において支出した工事請負費(全件)及び修繕料(備品・車両に係るものを除く)のうち、担当課契約案件のもの</p>

(市資料より作成)

市は今後、当該契約事務実態調査の結果等を踏まえて、再びこのような事件が起きないように、管理職によるチェック体制の強化、全職員の意識改革及び不正を未然に防ぐための仕組みの構築に取り組む予定である。

#### 【改善策】

市は各種手引き等において、契約の相手を競争入札により決定することが原則であり随意契約が例外的に認められたものであること、随意契約が認められる理由及び例示を列挙して安易にこれを行わないよう注意を喚起していた。さらに、随意契約を実施する場合にも原則として2人以上の者から見積書を徴収しなければならないとしていた。しかし、当該職員は2人以上から見積書を徴収せずに契約をしていたが、これは財務規則第139条に抵触している。これらの行為ができたのは、他の職員による相互牽制が働かなかつたためである。

随意契約はもともと契約手続の公平性及び透明性において競争入札に劣るものであることから、不正の起きるおそれが高いものである。不正の起きるおそれが高い業務であるならば、ルールの厳格化やなお一層高いレベルでの業務手順の仕組みを構築し、運用するとともにそれを監視する仕組みを設けることが必要である。

また、当該職員が別の部署に異動した後も後任の職員が2人以上の者から見積りを徴収せずに業者を選定したこと、工事完了後に見積書徴収及び契約行為の手続(偽装工作)を実施していた。このことは、業務引き継ぎにあたり、従前からの課としての習慣をそのまま引き継いだことによる。

業務を引き継ぐにあたっては、担当する業務の例規等を厳格に理解し、そのうえで実際の業務を引き継ぐ必要がある。前例踏襲ではなく、原則に立ち返って例規等に則り、適正に業務を実施する必要がある。

前述のとおり、市は通達及び通知を相次いで出し、再びこのような事件が起きないように、職員の綱紀肅正及び契約事務等の適正処理を徹底することを職員に求めるとともに、全ての部署を対象に詳細な調査票を用いて契約事務実態調査を始めたところである。当該職員による事件及びその後任職員による行為は市民の市に対する信頼を大きく失墜させたものであり、これを回復させるには長い時間と多大な労力を要するも

のであると考える。市は早期の再発防止のための仕組みづくりと信頼回復に努める必要がある。

(3) 工事契約における予定価格の積算方法並びに予定価格と落札価格の差異について

予定価格とは、市が契約を締結するにあたり、競争入札及び随意契約においてあらかじめ定めておく価格のことをいう。予定価格を定めておくことで、競争入札及び随意契約の適正性を担保することや、競争入札における落札者を決定するにあたり適正な金額を決定することが可能となる。

市は予定価格の算定に際して、積算については原則として担当課がこれを行っている。担当課では千葉県の積算基準を基に積算を行っている。一者随意契約や契約内容が特殊であるもの等、県の積算基準では算定が難しい場合にはあらかじめ業者に参考としての見積りを出してもらうことがある。

前述のとおり、市では低入札価格調査制度を設け運用している。当該制度の趣旨は応札した者が当該価格で確実に契約を履行できるのかについての調査であるが、予定価格と応札価格との差について、応札した者が提示した価格の妥当性だけでなく予定価格の妥当性についても調査を実施している。

しかし、市は低入札価格調査制度の対象とはならない契約に関して、予定価格と落札価格の差異について特に把握は行っていないのが実情である。

**【意見】**

予定価格と落札価格との差異があるものについては、落札価格側の問題だけではなく、予定価格側にも問題があると考えられる。例えば、予定価格を算定するに当たっての単価や投入数量の妥当性についてである。

単価は市況を反映したもの、つまり時価に基づいたものであることが最適な単価であるが、市況を反映したものでなければ当該単価は適切なものとは言えず、落札した者が時価に基づいた単価を用いていた場合には、その分予定価格と応札価格との間には差異が生じることとなる。

また、投入数量についても、例えば落札業者が市の要求する仕様を守りつつ新しい工法を提案し、その結果として投入数量を削減して応札価格の引き下げを実現した場合、その分予定価格と落札価格との間には差異が生じることとなる。

落札率は一つの指標ではあるが、その前提としての予定価格と落札価格との差異の内容を把握することは、市の算定した予定価格が妥当であったかどうかを検討することにもなり、次回の契約事務の執行にあたり重要なことであると考えられる。低入札価格調査制度以外の契約についても、予定価格と落札価格との差異の内容を把握する契約の範囲を定め、当該差異の内容を検討することが望まれる。

#### (4) 登録業者の財政状況の把握について

市では登録業者の財政状態の把握について、契約課がおよそ3、4年程度に1度の頻度で信用調査会社からデータを採る形式で実施している。対象となる業者は市内に本社を置く工事及び委託業者の中で次に該当する業者である。

	項目	把握趣旨
1	落札率の低い業者	落札金額が予定価額よりも大きく低い場合、契約内容を履行するにあたり品質上懸念されるため。
2	Y 評点の低い業者(注)	財務内容の良くない業者について、契約内容の履行期間中に倒産等の事態が生じないか懸念されるため。
3	落札数の多い業者	落札数が多い場合、契約内容を履行するにあたり品質上懸念されるため。

(注) 建設業法に規定する経営事項審査における審査項目の一つで、経営状況評点のこと。業者の財務内容を数値化したもので、この点が高いほど財務内容が良好となる。

しかし、契約課による上記の調査対象は市内業者に限定されており、調査結果についても下水道整備課及び下水道維持管理課にフィードバックされることはない。また、下水道整備課及び下水道維持管理課では上記の調査を実施していない。

#### 【意見】

落札業者が契約内容を品質管理も含め忠実に履行できる体制にあるか、あるいは履行期間中に倒産等の事態が生じて中断するおそれがないかについて確かめることは、契約をするに当たって重要な事項であると考え。契約課が実施している上記の取り組みに従い、市は調査対象を市外業者にも拡大し、調査結果を下水道整備課及び下水道維持管理課にもフィードバックすることが有用と考えられる。

## 9. 人件費について

### (1) 下水道事業の人件費について

市は公共下水道事業、特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を行っているが、ここでは中心となる公共下水道事業の人件費について平成 19 年度から 3 年の推移を次に記載している。

#### 公共下水道事業

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
<b>基本データ</b>			
行政区域内人口(千人) A	392	396	400
現在処理区域内人口(千人) B	330	340	348
現在水洗便所設置済人口(千人) C	298	303	311
①普及率 B/A	84.2%	85.9%	87.0%
②水洗化率 C/B	90.5%	89.1%	89.5%
年間汚水処理水量(千 $m^3$ ) D	44,992	47,657	45,943
年間雨水処理水量(千 $m^3$ ) E	332	353	514
年間有収水量( $m^3$ ) F	36,812	37,736	38,048
③有収率 F/D	81.8%	79.2%	82.8%
終末処理場数	—	—	—
ポンプ場数(ヶ所)	—	—	—
<b>職員数(人)</b>	<b>48</b>	<b>42</b>	<b>45</b>
損益勘定所属職員(人) G	19	17	19
資本勘定所属職員(人) J	29	25	26
※職員1人当たり処理区域内人口(人): B/G	17.34	20.03	18.33
※職員1人当たり年間汚水処理量(千 $m^3$ ): D/G	2,368	2,803	2,418
<b>収益的収支</b>			
営業費用(千円)	2,991,043	3,155,544	3,134,547
職員給与費 ア(千円)	172,677	155,822	175,423
その他(千円)	2,818,366	820,174	2,959,124
※職員1人当たり給与費(百万円):ア/損益勘定所属職員 G	9,088	9,166	9,232
<b>資本的収支</b>			
資本的支出(千円)	8,709,020	9,953,755	9,780,649
建設改良費(千円)	2,535,890	2,422,438	2,223,233
うち職員給与費: イ(千円)	264,573	224,533	231,498
※職員1人当たり給与費(百万円) イ/資本勘定所属職員 J	9,123	8,981	8,903

(市資料より)

平成 20 年度において、職員数が 6 名減少している。そのため職員 1 人当たり処理区域内人口 (B/G) 及び職員 1 人当たり年間汚水処理量 (D/G) が増加している。

しかし、収益的収支の職員 1 人当たり給与費 (ア/損益勘定所属職員 G) は、年度をおうごとに増加傾向にあるが、資本的収支の職員 1 人当たり給与費 (イ/資本勘定所属職員 J) は減少傾向にある。(ここに、損益勘定所属職員は下水道の維持業務を行

う職員であり、資本勘定所属職員は整備業務を行う職員である。)

なお、ここでの給与費は、基本給・諸手当・共済費の合計額であり、退職金は含まれていない。下水道事業の職員の退職金は一般会計から支出され、企業会計で計上されている退職給付引当金の繰入額等は認識されていない。

次に、平成 20 年度における公共下水道事業の人員費について、他市と比較すると次のようになる。

このデータは平成 21 年度のものが入手できないため、平成 20 年度の決算数値となっている。

### 公共下水道事業

項 目	柏市	40 万人以上 都市平均(法 非適用都市 10 事業者)	千葉市	松戸市	市川市	船橋市
			(県内政令 指定都市)	(県内類似 規模都市)	(県内類似 規模都市)	(県内類似 規模都市)
行政区域内人口(千人) A	396	492	948	489	474	602
現在処理区域内人口(千人) B	340	359	858	382	308	367
現在水洗便所設置済人口(千人) C	303	328	845	358	281	331
①普及率 B/A	85.90%	72.90%	90.50%	78.10%	65.00%	61.00%
②水洗化率 C/B	89.10%	91.30%	98.50%	93.80%	91.10%	90.20%
年間汚水処理水量(千m <sup>3</sup> ) D	47,657	47,247	110,961	47,678	40,164	51,707
年間雨水処理水量(千m <sup>3</sup> ) E	353	3,661	4,397	303	344	4,333
年間有収水量(m <sup>3</sup> ) F	37,736	37,222	88,758	37,164	31,460	36,366
③有収率 F/D	79.20%	78.80%	80.00%	77.90%	78.30%	70.30%
終末処理場数	—	2	3	2	1	2
ポンプ場数(ヶ所)	—	12	87	4	2	3
職員数(人)	42	86	177	55	42	99
損益勘定所属職員(人) G	17	46	84	28	30	33
資本勘定所属職員(人) J	25	40	93	27	12	66
※職員1人当たり処理区域内人口(人): B/G	20.03	7.8	10.21	13.63	10.27	11.13
※職員1人当たり年間汚水処理量(千 m <sup>3</sup> ):D/G	2,803	1,027	1,321	1,703	1,339	1,567
収益的収支(千円)						
営業費用(千円)	3,155,544	3,151,857	12,705,871	3,194,928	2,849,591	2,885,659
職員給与費 ア (千円)	155,822	380,657	不明	235,722	263,484	319,797
その他(千円)	820,174	1,652,099	不明	1,025,105	1,022,026	1,962,392
※職員1人当たり給与費(百万円): ア/損 益勘定所属職員 G	9,166	8,275	不明	8,419	8,783	9,691
資本的収支						
資本的支出(千円)	9,953,755	15,518,743	28,305,675	9,684,696	4,355,996	18,695,673
建設改良費(千円)	2,422,438	5,520,221	19,196,231	2,833,568	1,312,379	12,992,280
うち職員給与費 イ (千円)	224,533	315,392	不明	223,071	105,542	559,547
※職員1人当たり給与費(百万円): イ/資本 勘定所属職員 J	8,981	7,885	不明	8,262	8,795	8,478

(市資料より)

柏市の職員数は、42名と比較的少ない。しかし、他市は終末処理場及びポンプ場を有しており、単純な比較はできない。ちなみに、同じ42名で運営されている市川市は終末処理場及びポンプ場を有しているが、柏市にはない。

柏市の職員1人当たり処理区域内人口(B/G)及び職員1人当たり年間汚水処理量(D/G)は他市に比べて比較的高く、効率的な運営がなされていると考えられる。しかし、終末処理場及びポンプ場の有無も含めてより総合的に考察する必要もあろう。

収益的収支の職員1人当たり給与費(A/損益勘定所属職員G)は、船橋市に次いで高く、資本的収支の職員1人当たり給与費(I/資本勘定所属職員J)は他市よりも高い。

## (2) 下水道事業での地域手当及び住居手当について

平成21年度における、下水道事業の地域手当と住居手当の支給状況は以下のとおりである。

手当名	支給額(千円)	支給人数(人)	1人当たり支給額(千円)
地域手当	18,274	50	365
住居手当	4,127	38	108

(市資料より)

### ① 地域手当について

「柏市一般職職員給与条例」は地域手当について次のように規定している。

第11条の2 地域手当は、民間における賃金、物価等を考慮し、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

この条例に基づき、下水道事業においても、8%の支給率で地域手当が支給されている。

しかし、国の人事院勧告による国家公務員についての柏市の地域手当の支給率は、6%であり、市の8%はこれを上回るものである。

また、支給率についての近隣他市の状況は次のようになっている。

団体名	国規準	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
船橋市	12%	9%	9%	9%	9%	9%	9%
松戸市	10%	9%	9%	9%	10%	10%	10%
市川市	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
市原市	6%	9%	9%	8%	8%	8%	8%
野田市	3%	9%	9%	8%	7%	5%	3%
流山市	3%	10%	8%	8%	8%	8%	8%
我孫子市	12%	7%	5%	8%	8%	6%	8%
鎌ヶ谷市	6%	10%	10%	10%	9%	9%	7%

(市資料より)

## 【意見】

近隣他市の支給率の状況をみると、市原市・流山市・鎌ヶ谷市は国の規準より高いものの、松戸市・市川市・野田市は国の規準と同じであり、船橋市・我孫子市は国よりも低くなっている。また、支給率の高い、市原市・流山市・鎌ヶ谷市についても、順次引き下げが行われてきている。

市においても、過去の推移は次のとおりであり、順次引き下げられている。

改定時期	国規準	平成 17.3.31 まで	平成 17.4.1 から	平成 18.4.1 から
支給率	6%	10%	9%	8%

(市資料より)

総務事務次官から各都道府県知事・各指定都市市長・各人事委員会委員長宛に平成 21 年 8 月 25 日付で送られた「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」には次のように記載されている。

### 第 2 給与制度の改正等について

- 3 (1) 国における地域手当の指定基準に基づく支給割合を超えて地域手当を支給している地方公共団体及び支給地域に該当していない地域において地域手当を支給している地方公共団体にあつては、ただちに是正すること。

市ではこれを受けて、国の勧告に準拠して、給与水準の適正性を確保していく方針とのことである。

順次、引き下げが実施され、現在も更なる引き下げを職員の組合と交渉中である。速やかに国の規準に合わせることが望まれる。

### ② 住居手当について

市は住居手当について「柏市一般職職員給与条例」第 11 条の 3 で規定している。当該条例の第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号において、自己の所有する住宅に居住する職員についても月額 8,000 円を支給することとされている。

この条例に基づき、下水道事業においても、自宅に係る住居手当が月額 8,000 円支給されている。しかし、国においては、平成 21 年 12 月 1 日で自宅に係る住居手当の支給はすでに廃止されている。

市としては、自宅に係る住居手当の支給を以下の理由で行ってきた。

- ・地方自治法第 204 条第 2 項に「条例で住居手当を支給できる」とされている。
- ・手当（条例）の内容は、地方公務員法第 24 条第 3 項「均衡の原則」などを考慮し提案、議決される。
- ・民間事業所の約半数が住居手当を支給している（自宅に対する支給状況までは明らかにされていない）。
- ・近隣自治体は支給している。
- ・国は官舎（公務員住宅）があるが、柏市はない。



ちなみに、近隣市の支給状況は次のとおりである。

船橋市	10,000 円
松戸市	7,000 円
市川市	8,500 円
市原市	8,000 円
野田市	7,000 円
流山市	7,000 円
我孫子市	7,000 円
鎌ヶ谷市	9,000 円

(市資料より)

なお、柏市の支給額は次のように推移してきている。

改定時期	平成 20.3.31 まで	平成 20.4.1 から
月 額	9,000 円	8,000 円

(市資料より)

#### 【意見】

上述のように、自宅に係わる住居手当は、近隣他市では支給実績があるが、国ではその支給を廃止している。

また、総務事務次官から各都道府県知事・各指定都市市長・各人事委員会委員長宛に平成 21 年 8 月 25 日付で送られた「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」には次のように記載されている。

#### 第 1 本年の給与改定に関する取扱いについて

- 1 (2) 国においては、自宅に係る住居手当を廃止することされたが、地方公務員の給与制度は国家公務員の給与制度を基本として決定すべきものであることから、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うこと。

市ではこれを受けて、国の勧告に準拠して、給与水準の適正性を確保していく方針とのことである。

現在、廃止を目指して職員の組合と交渉中であるが、速やかな廃止が望まれる。

#### (3) 残業について

下水道整備課及び下水道維持管理課の下水道事業に関する平成 21 年度における残業時間の実績は以下のとおりである。

(単位:時間)

月	下水道整備課	下水道維持管理課	合計
4月	425.0	116.0	541.0
5月	479.0	111.5	590.5
6月	710.5	58.5	769.0
7月	393.5	29.5	423.0
8月	443.5	34.0	477.5
9月	298.0	8.5	306.5
10月	412.5	135.0	547.5
11月	361.5	31.0	392.5
12月	295.0	10.5	305.5
1月	403.0	13.0	416.0
2月	725.5	21.0	746.5
3月	553.5	28.5	582.0
合計	5,500.5	597.0	6,097.5

(市資料より)

課によってばらつきがあり、下水道整備課が圧倒的に多い。

また、平成21年度の職員1人、1ヶ月あたりの平均残業時間は、柏市全体では10.8時間であるが、下水道整備課の平均は21.8時間と他部署と比較しても多い。

下水道整備課においては、6月及び2月に700時間を超える残業が行われている。さらに、下水道整備課を担当別に展開すると以下になる。

(単位:時間)

	経営担当	計画担当	整備担当	派遣職員	合計
人数	3	4	11	3	21
4月	138.5	163.5	59.5	63.5	425.0
5月	85.5	161.5	136.5	95.5	479.0
6月	293.0	128.0	169.0	120.5	710.5
7月	63.5	24.0	204.5	101.5	393.5
8月	58.5	16.5	269.5	99.0	443.5
9月	35.0	31.0	141.0	91.0	298.0
10月	101.0	77.5	108.0	126.0	412.5
11月	67.0	94.0	81.0	119.5	361.5
12月	37.5	0.0	166.5	91.0	295.0
1月	63.0	71.0	157.0	112.0	403.0
2月	50.5	8.0	454.0	213.0	725.5
3月	77.0	120.0	212.5	144.0	553.5
合計	1,070.0	895.0	2,159.0	1,376.5	5,500.5
月平均	89.1	74.5	179.9	114.7	458.3
一人年平均	356.6	223.7	196.2	458.8	261.9
一人月平均	29.7	18.6	16.3	38.2	21.8

(市資料より)

担当によって繁忙期が異なり、経営担当は4・6・10月が多く、計画担当は4・5・6・10・11・3月が多い。整備担当は7・8・2・3月で、派遣職員は6・10・11・2・3月の残業時間が多い。

1人当たりの残業時間が多いのは派遣職員、経営担当、計画担当、整備担当の順となる。

次に、残業時間の多い経営担当と派遣職員を人別に展開すると以下のようなになる。

経営担当			(単位:時間)	
	A	B	C	経営担当
4月	1.5	44.5	92.5	138.5
5月	0.0	41.0	44.5	85.5
6月	66.0	89.5	137.5	293.0
7月	6.5	28.0	29.0	63.5
8月	0.0	23.5	35.0	58.5
9月	8.0	13.5	13.5	35.0
10月	2.0	31.0	68.0	101.0
11月	0.0	18.0	49.0	67.0
12月	0.0	13.5	24.0	37.5
1月	0.0	22.5	40.5	63.0
2月	0.0	24.0	26.5	50.5
3月	5.5	35.5	36.0	77.0
合計	89.5	384.5	596.0	1070.0
月平均	7.4	32.0	49.6	89.1

(市資料より)

4・6・10月に残業時間が多いが、個人によってかなりのばらつきがあり、6月には100時間を超える残業を行う者もいる。

派遣担当			(単位:時間)	
	A	B	C	派遣職員
4月	22.0	31.5	10.0	63.5
5月	26.0	35.5	34.0	95.5
6月	35.5	45.0	40.0	120.5
7月	32.0	33.0	36.5	101.5
8月	31.0	35.0	33.0	99.0
9月	39.0	25.0	27.0	91.0
10月	38.5	42.5	45.0	126.0
11月	34.5	49.5	35.5	119.5
12月	32.5	41.5	17.0	91.0
1月	40.0	44.5	27.5	112.0
2月	75.5	80.0	57.5	213.0
3月	49.0	46.0	49.0	144.0
合計	455.5	509.0	412.0	1376.5
月平均	37.9	42.4	34.3	114.7

(市資料より)

個人別には、比較的、ばらつきはないが、年間を通じて多くの残業を行っている。

ここに、派遣職員とは下水道整備課から千葉県東葛飾地域整備センター柏区画整理事務所への派遣であり、県の実務を通じて職員の資質向上と知識、技術等の習得を目的としており、残業も含めて研修派遣という位置づけがなされており、残業手当相当分について県からの補填はない。

なお、残業の申請及び承認は「時間外・休日勤務命令書」により、次のように行われている。

- ①原則として、事前に所属長から時間外勤務命令を受け、その予定時間を「時間外・休日勤務命令簿」に記入し、承認をもらう。
- ②退庁時に「時間外・休日勤務命令簿」を守衛(出先機関等に勤務する職員は直接所属長)へ提出し、退庁時間を守衛が確認し、実際の残業時間を所属長が承認する。

#### 【意見】

平成 21 年度の下水道事業での残業時間を分析すると、下水道整備課と下水道維持管理課でかなりの格差がある。さらに、下水道整備課の中でも担当別、さらには同じ担当でも個人別にかなりの格差が見受けられる。

残業時間の削減は、難しい課題である。特定の個人に過大な負荷のかかることのないように、課・担当の垣根をこえたワークシェアや負荷をもたらず業務の再検討、事前の適正な人員配置等が望まれる。

そのためには、現状の残業データを適切に管理し、分析する必要がある。単に、下水道の担当部署のみの管理ではなく、人事部を含めて総合的に残業時間を分析して残業の発生原因を解明し、残業時間削減の対応策を構築することが望まれる。

#### (4) 再任用制度について

市では、「柏市職員再任用条例」及び「柏市職員再任用条例施行規則」に基づいて、再任用制度を運用している。

対象者は、原則的には、柏市に 25 年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者である。この制度は市職員の経験を生かすこと、職員の満額年金支給までの雇用を確保すること等の観点から、条例を整備して設けている制度で、対象は市職員のみとなっている。

下水道維持管理課においても、平成 21 年度で 4 人が再任用されている。

原則、週 3 日の勤務で残業はない。平成 21 年度の再任用職員の人件費は次のとおりである。

(単位:千円)

	人数	給料	手当	共済費	合計
下水道維持管理課	4	6,176	1,946	99	8,222

(市資料より)

なお、下水道事業の場合は、再任用職員の基本給料は、柏市一般職員給与条例で規定されており、週5日をフルで勤務した場合、月額214,200円である。

**【意見】**

再任用制度は、市を退職した元市職員が長年培った経験と能力を市の業務へ活かすことを1つの目的としている。そのためには、市の業務と再任用者の経験・能力の一致が望ましいと考えられる。下水道事業に関しては、現在、4人の全ての再任用職員は下水道事業の経験者であり、制度の目的は達成されている。今後も、市職員の培った経験と能力を活かすという制度の目的が有効に達成されていくことが望まれる。

また、現在、再任用職員の勤務は週3日が原則とされているが、制度の目的をより有効に達成するためには、3日に限らず、残業時間の削減の1つの方策としてより弾力的に運用することが望まれる。

(5) 一般会計から支出される人件費

平成21年度において、下水道維持管理課で2名、下水道整備課で2名の職員に対する人件費が、治水事業に従事しているため一般会計から支出されている。

その金額は、次のとおりである。

(単位:千円)

	人数	給料	手当	共済費	合計
下水道整備課	2	8,091	6,013	2,398	16,503
下水道維持管理課	2	5,539	4,110	1,843	11,493
合計	4	13,630	10,123	4,241	27,996

(市資料より)

この4名は、治水事業に関連する業務に従事しているとして、下水道事業会計ではなく、その人件費が一般会計から支出されている。

**【意見】**

下水道整備課と下水道維持管理課の職員が治水事業を行っているのは確かである。しかし、上記の4名の行う全ての業務の内容が、一般会計すなわち治水事業の業務に属するか否かの検討は厳密にはなされていない。また、この4名以外の職員が治水事業の業務を全く行っていないかの検討も厳密には行われてはいない。

市としては、全体としてこの4名の人件費見合いの治水事業が行われていると考えている。

一般会計から支出される人件費の金額は、下水道事業会計の収支計算に影響し、ひいては下水道使用料の合理的算定にまで影響する。

今後、下水道整備課及び下水道維持管理課の行う業務のうちどの程度が治水事業として行われているかをより厳密に把握することが望まれる。

## 10. 流域下水道負担金について

柏市の下水道事業は、市の単独公共下水道として昭和 35 年から開始している。昭和 42 年に「公害対策基本法」が制定されたことを契機に、この対策の一環として千葉県起業による手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道計画が樹立され、昭和 56 年度に手賀沼流域下水道に、平成 2 年度に江戸川左岸流域下水道に部分的に供用を開始した。その後、平成 11 年度には柏処理区、平成 21 年度に十余二処理区を手賀沼流域下水道に接続したことにより、すべての地区が流域下水道へと接続している。

このような経緯により、現在では市の終末処理場を廃止し、すべて流域下水道で終末処理が行われている。そのため、流域下水道事業者へ支払う維持管理負担金の額は、下水道事業の歳出の中でも重要性が増している。過去 5 年間における流域下水道負担金の推移は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

年度	流域下水道	建設負担金		維持管理負担金			合計
		柏市負担率	決算額	単価	対象汚水量	決算額	
平成 17 年度	手賀沼	57.39%	329,303	56.9	42,443,056	1,928,113	2,257,416
	江戸川左岸	0.68%	3,848	54.3	1,790,274	90,739	94,587
	計	—	333,151	—	44,233,330	2,018,853	2,352,004
18 年度	手賀沼	57.39%	161,236	56.9	45,395,639	2,059,525	2,220,761
	江戸川左岸	0.68%	9,541	54.3	1,934,247	95,230	104,771
	計	—	170,777	—	47,329,886	2,154,756	2,325,533
19 年度	手賀沼	57.39%	141,115	56.9	43,650,168	1,881,604	2,022,719
	江戸川左岸	0.68%	11,426	54.3	1,994,843	90,144	101,570
	計	—	152,541	—	45,645,011	1,971,749	2,124,290
20 年度	手賀沼	57.39%	87,209	56.9	46,333,118	2,108,244	2,195,453
	江戸川左岸	0.68%	9,816	54.3	1,996,135	89,256	99,072
	計	—	97,025	—	48,329,253	2,197,500	2,294,525
21 年度	手賀沼	57.39%	117,075	56.3	44,844,634	2,092,703	2,209,778
	江戸川左岸	0.68%	6,141	53.8	1,924,964	79,702	85,843
	計	—	123,216	—	46,769,598	2,172,405	2,295,621

(市資料より)

一方、市の歳出のうち、建設費と運営費の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
建設費	3,190,599	1,869,318	2,528,874	2,397,016	2,128,728
うち流域下水道建設負担金	333,151	170,777	152,541	97,025	123,216
負担金の占める割合(%)	10.4	9.1	6.0	4.0	5.8
運営費	3,122,150	3,353,359	3,218,074	3,381,610	3,264,540
うち流域下水道維持管理負担金	2,018,853	2,154,756	1,971,749	2,197,500	2,172,405
負担金の占める割合(%)	64.7	64.3	61.3	65.0	66.5

## 【意見】

市は下水道の終末処理場を廃止し、すべて流域下水道へと接続している。そのため、特に運営費に占める流域下水道負担金は、全体の 6 割を超える重要な支出となっている。

現在市はこれらの支出に関しては、流域下水道事業者からの報告書に基づいて会計処理を行っているものの、当該報告書では、全体で発生した支出額と加盟市町村の按分状況が報告されているだけであり、支出内容の詳細等は記載されていない。市は下水道の利用者から使用料を徴収して運営している以上、かかったコストの内容は下水道利用者に説明できるようにする必要がある。そのためにも、流域下水道の負担金といった説明だけではなく、負担金の内容や増減内容を説明できるだけの資料を入手する必要があると考える。

## 1 1. 財産管理について

### (1) 物品所管換の有償処理について

物品一覧表を通査した結果、「取得価格（評価額）」欄が「0」となっている物品が散見された。その理由を市の担当者に質問したところ、会計課の備蓄分を取得（移管）した物品については、「取得価格（評価額）」欄を「0」で記帳しているとの回答を得た。

物品の所管換については、柏市財務規則第 273 条に次のとおり規定されている。

#### (所管換の有償整理)

第 273 条 前条の所管換は、異なる会計間においては、有償にて整理するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

当該取得価格（評価額）欄が「0」となっている物品は会計課から所管換されたものであるため、上記第 273 条で規定する、「異なる会計間」における所管換に該当する。よって市長が特に認める場合以外は、有償で整理することになる。

また、所管換の手続自体も、第 272 条に規定する「物品所管換調書」（別記第 129 号様式）及び「所管換物品送付（受領）書」（別記第 130 様式）は使用されていなかった。

## 【改善策】

異なる会計間における物品の所管換は柏市財務規則第 273 条に従って、市長が特に認める場合以外は有償で物品一覧表を整理する必要がある。

また、所管換手続は第 272 条に定める様式の書類を使用すべきである。

## (2) 専門物品の管理について

篠籠田貯溜場は平成 11 年 6 月に終末処理場から貯溜場に用途変更し、十余二終末処理場（以下「十余二処理場」という。）は平成 21 年 4 月から操業を停止し、その後は遊休地として売却予定である。篠籠田貯溜場と十余二処理場には、試験室等で使用していた終末処理場として必要な専門物品がそのまま保管されている。

現場視察において当該専門物品の保管状況を確認したところ、現在も使用可能かどうか分からないような状態のものが散見された。



(十余二処理場の専門物品)

十余二処理場で使用していた当該専門物品については遊休化しており、今後の使用する可能性は低いと市の担当者から回答を得ている。

なお不用物品について柏市財務規則には、次のように規定している。

### (不用の決定等)

第 276 条 会計管理責任者等は、その保管中の物品のうち、次の各号に掲げる物品があるときは、物品供用不適品通知書によりその旨を財政担当部長に通知しなければならない。

- (1) 市において不用となったもの
- (2) 修繕しても使用に耐えないもの
- (3) 修繕することが不利と認められるもの

2 財政担当部長は、前項の規定により会計管理者等から通知のあった物品について不用の決定をしなければならない。この場合において、特に必要と認められる場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。



(物品の処分)

第 277 条 財政担当部長は、前条第 2 項の規定により不用の決定をした物品の交換、売払い、譲与又は廃棄の決定をしなければならない。

2 会計管理者等は、前項の規定により処分の決定を受けた物品を相手方に送付したときは、受領書を徴さなければならない。

現在、市では当該専門物品について遊休化しており、今後使用の可能性が低いと認識しているにもかかわらず、上記第 276 条に定める不用の決定及び第 277 条に定める物品の処分をともに実施していない。

#### 【改善策】

終末処理場で使用する以外の目的での使用が見込まれない専門物品及び物理的・機能的に使用が不可能な物品については、柏市財務規則第 276 条に従い不用の決定を行い、柏市財務規則第 277 条に従った処分を実施すべきである。

#### (3) 十余二処理場の薬品について

十余二処理場で使用していた薬品は、作業時には受託業者が管理していたが、作業終了時に残存分を市が受託業者より引渡を受けている。なお、当該薬品現物は担当者が常駐している篠籠田貯溜場に保管されている。

現場視察で当該薬品の保管状況を確認したところ、段ボールに雑然と保管されており、受託業者からの引渡リストと現物を照合できるような保管がなされていなかった。



(篠籠田貯溜場での薬品保管状況)

このような状態では、たとえ盗難等があったとしても直ちに判明できない可能性がある。また、市の担当者に当該薬品の管理方法について質問したところ、保管規程等は特に定められておらず、受託業者からの引渡より一度も現品と引渡リストの照合を実施していないとの回答を得た。

なお、当該薬品は柏市財務条例第 266 条第 1 項第 2 号に定める消耗品に該当すると市の担当者から回答を得た。よって当該薬品は物品に分類されるが、「(3) 専門物品の管理について」に記載と同様、同条第 276 条に定める不用の決定及び第 277 条に定める物品の処分をともに実施していない。

#### 【改善策】

十余二処理場で使用していた薬品の中には人体にとって有害であると考えられるものもあり、その保管及び管理は他の物品に比べ、特に徹底する必要がある。よって、保管規程を作成し、定期的な現物実査を実施すること等によって適切に管理する必要がある。また、今後の使用可能性を検討し、使用可能性が低いのであれば、柏市財務規則第 276 条に従い不用の決定を行い、柏市財務規則第 277 条に従った処分を実施すべきである。

#### (4) 物品の現物管理について

物品一覧表に従い、現物実査を実施した。具体的には市庁舎内の下水道維持管理課及び下水道整備課の所管物品について、物品一覧表に記載があるものから実際に現物があるかどうかを、現物から物品一覧表に記載があるかどうかを、それぞれ数件確認した。なお、篠籠田貯溜場及び十余二処理場の物品についても、同様の手続を実施した。

その結果、物品一覧表には記載されているが、現物が確認できなかった物品が散見された。また、柏市財務規則第 283 条に定める標識がなされていない物品も散見されており、現物から物品一覧表への記載が確認できない物品も散見された。

#### 【改善策】

物品については、柏市財務規則第 283 条に従い、標識を貼付する等の管理を実施する必要がある。また、現物があつて、物品一覧表に記載のない物品は、購入時に物品一覧表への記載がされなかったことや、あるいは所管換があつた場合に適切に記載されていないこと等が考えられることから、それぞれ柏市財務規則第 269 条（物品等の出納の記録）及び第 272 条（所管換）等に従った処理を行う必要がある。また、不用等であれば柏市財務規則第 276 条（不用の決定等）に従い不用の決定を行い、第 277 条（物品の処分）に従い、適切に処分すべきである。

次に物品一覧表にあつて現物がない物品は、所管換が適切に実施されていない場合や、紛失の場合が考えられる。所管替が適切に実施されていない場合は柏市財務規則

第 272 条（所管換）に則り処理する必要がある。また、紛失の場合は、市は現在第 271 条（物品の返納）に従って処理を行っているが、紛失は物品の返納にはあたらないため、別途規則等を設ける必要がある。

（5）リース物品について

現在、柏市情報政策課においてリース契約している OA 機器のうちパソコンについては、同課において情報パソコン設定一覧表を作成し、貸与した部署等を管理している。また、リース物品にリース会社から送付された標識（シール）を貼付し、貸与先の部署に年 2 回、使用状況を確認している。しかし、これは運用上実施されているだけで、規程等により明記されていない。また、リース物品について現物を確認したところ、標識（シール）が貼付されていないリース物品が散見された。

【意見】

市所有の物品との区分を明確にするために、リース会社から契約時に送付されるシール等の標識の貼付を徹底することが必要と考える。また、貸与先の部署においてもリース台帳の記帳が望ましいと考える。

（6）建設費について

篠籠田貯溜場及び十余二処理場に保管している物品のうち、明らかに取得価格が 3 万円を超過していると考えられる物品で、物品一覧表に記載されていない物品が散見された。担当者に質問を行った結果、これらの物品は当初の建設時に購入されたものであり、建物の工事とともに購入された物品は建設費として処理しており、物品としては管理していないとの回答を得た。

なお、施設設立時に取得した主な高額物品は、次のとおりである。

保管場所	物品名称
篠籠田貯溜場	フラン器
十余二処理場	ドラフトチャンバー
十余二処理場	顕微鏡

【意見】

財務規則上、公有財産は公有財産台帳で、備品については備品管理票により管理している。これらの帳簿は、公有財産等の異動の都度当該帳簿に記録することにより、公有財産等の状況を適時に正確に把握し管理できるように作成されている。

上記のような物品は、建物とは切放して管理可能であり、建物の附属設備とは考えにくい。また、建物に含めて管理してしまうと、除却や売却、交換等の異動状況を帳簿上に反映することは困難であり、結果的に管理対象外になってしまうおそれがある。

また、重要性が高い重要物品については、年に 2 回現物を調査し、会計管理者に通

知することが財務規則に規定されているが、建設当初の建設費にはこれらに該当するであろう比較的高額な物品が含まれているにもかかわらず、これらは報告の対象外となってしまう。

たとえ建設費等の中に含めて支出したとしても、その際はかならず工事の内訳書等を入手しているはずであり、分別は難しくは無いと思われる。公有財産及び物品を明確に切り分け、それぞれ適正な管理を行うことが望まれる。

なお専門物品については、「(3) 専門物品の管理について」に記載のとおり、今後不用決定及び処分等が見込まれるが、その場合も物品一覧表への記帳が必要となると、市の担当者から回答を受けているため、物品一覧表への記帳について留意されたい。

#### (7) 公共下水道台帳の整備について

「下水道法」第 23 条により下水道管理者は公共下水道台帳の記帳が義務付けられている。具体的な内容は次のとおりである。

(公共下水道台帳)

第 23 条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

上記第 2 項については「下水の処理開始の公示事項等に関する省令」の第 3 条において、公共下水道台帳の記載内容について定めている。

市は第 3 条によって必要とされている次の項目について、公共下水道台帳への記載がなされていない。

第 3 条

第 2 項 1 号 排水人口並びに排水区域名の地名

第 3 項 2 号 ト 下水の放流先の低水位及び平均水位

チ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等（法第十条第一項の排水設備及びルに掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称

#### 【改善策】

市の担当者からは、当該項目は実務上の必要性が乏しいため、公共下水道台帳の記帳が遅れているとの説明を受けた。しかし、当該項目も省令で定められた公共下水道台帳に必要な記載内容であるため、適正に記載する必要がある。

(8) マンホールポンプ及び管渠の物品一覧表への記帳について

市は約 60 箇所マンホールポンプを有している。マンホールポンプは、その処理能力によって、取得価額は 200 千円から 3,000 千円と幅はあるが、これらは全て物品一覧表に記帳されていない。また、管渠についても同様に台帳記帳が実施されていない。



(マンホールポンプ)

【意見】

市はマンホールポンプ及び管渠について公共下水道台帳には記帳している。ただし、公共下水道台帳の記帳内容は設置場所や能力的な項目が主であり、取得価額等は記帳されていない。マンホールポンプは通常マンホール1箇所につき2台あり、全部で約120台あることを考えると財産価値としては決して低いものではない。また管渠も数量は多く、財産価値は高いと考えられる。よって、財産管理的な意味から物品一覧表への記帳が必要であると考えます。

(9) 公有財産台帳について

公有財産台帳について確認したところ、次のような点が発見された。

① 台帳価格の改定について

柏市財務規則第 264 条に台帳価格の改定について次のように定められている。

(台帳価格の改定)

第 264 条 財産担当部長及び財産管理者は、その合議により、公有財産につき 3 年ごとにその年の 3 月末日の現況においてこれを評価し、その評価額

により公有財産の台帳価格を改定しなければならない。ただし次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 市の企業に属するもの
- (2) 法第 238 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げるもの
- (3) その他価格を改定することが適当でないもの又は改定する必要がないと市長が認めるもの

上記 (2) は、地方自治法第 238 条第 1 項第 6 号は株式、社債等、第 7 号は出資による権利である。市は公有資産台帳に記帳している不動産について、柏市財務規則第 264 条に定められている台帳価格の改定を実施していない。

#### 【改善策】

柏市財務規則第 264 条に従って、公有財産台帳の台帳価格の改定を実施する必要がある。

#### ② 土地台帳の取得価額欄について

柏市財務規則第 263 条において、財産台帳等に記載する場合の台帳価格について、次のとおり定めている。

(台帳価格)

第 263 条 公有財産を新たに柏市公有財産台帳、柏市公有財産台帳副本又は柏市公有財産記録簿に記載する場合において、その記載すべき価格は、購入に係るものは購入価額、交換に係るものは交換時における評定価額、寄付に係るものは受納時における評定価額、収用に係るものは補償金額により、その他のものは次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 土地 類地の時価を考慮して算定した金額
- (2) 建物、工作物その他資産 建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは、見積価額
- (3) 立木竹 その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは見積価額
- (4) …以下、省略

土地台帳の記帳において、面積欄の記載はあるが、ほぼ全ての物件について、取得価額欄が空欄となっていた。

#### 【改善策】

柏市財務規則第 263 条に従って、公有財産台帳に取得価額を適切に記載すべきである。なお、上記「①台帳価格の改定について」に記載しているとおり、柏市財務規則第 264 条において、3 年に一度の評価額への改定が要求されているため、当初価格の

把握が困難であれば、一度全ての不動産に対して鑑定評価等を実施し、取得価額欄に記載することも考えられる。

#### (10) 土地の貸借について

土地の貸借について確認したところ、次のような点が発見された。

##### ① 貸している土地（占有許可）における占有料について

市では公共下水道等の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して公共下水道等の敷地又は排水施設を占有しようとする者及び占有期間満了後引き続き占有しようとする者に対し、市長の許可を条件に所有する土地を賃貸している（占有許可）。

当該占有に係る占有料について、柏市下水道条例（以下「条例」という。）第 20 条第 3 項は以下のとおり定めている。

（占有）

##### 第 20 条

3 市長は、第 1 項の占有の許可を受けたものから占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りではない。

- (1) 公共下水道等に下水を排除することを目的とする占有物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、企業的性を有しない事業に係る占有物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めて占有の許可をした占有物件

一部占有物件（3 件）については、上記第 20 条第 3 項のただし書きに該当しないにもかかわらず、徴収すべき占有料を徴収していない。なお、当該未徴収占有料について市の担当者に算定してもらったところ、年額 43,270 円であり、平成 21 年度末残高は次のとおりであるとの回答を得ている。

占有期間	未徴収 占有料残高(円)
H6/6/1～H22/3/31	622,833
H5/6/1～H22/3/31	12,120
H19/11/1～H22/3/31	4,625
合計	639,578

#### 【改善策】

当該占有料未徴収物件は、上記条例第 20 条第 3 項のただし書きに記載の各号のい

ずれにも該当していないため、占有料を徴収するか、条例第 24 条に定める減免手続を実施すべきである。

② 占有料に関する免除規定及び減免規定について

占有料については、条例第 20 条第 3 項ただし書きの各号に免除規定が定められている。現在占有料が免除となっている占有物件のうち占有者が「水道部」となっている占有物件については、免除理由を第 5 号規定としている。市の担当者によると、当初第 4 号規定により占有料免除としていたが、第 4 号に記載の地方公営企業法第 2 条第 1 項に水道事業が含まれていたため、いわゆるバスケット条項である第 5 号を免除理由にしたとの回答を得た。

また、条例第 24 条第 1 項には占有料の減免について次のように定めている。

(使用料及び占有料の減免)

第 24 条 市長は、使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）の納入者が、次の各号の一に該当すると認める場合、その申請により使用料等の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害等により減免を必要とするとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により公の保護を受けているとき。
- (3) 前 2 号の規定に準じた特別の理由があるとき。

現在、当該規定の適用により占有料を減免した物件はない。

【意見】

上記の条例第 20 条 3 項第 5 号による占有料の免除については、第 4 号との関係において問題があると考え。なぜなら、本来第 4 号において、わざわざ「地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件」と規定しているにも関わらず、第 5 号においてバスケット条項を定め、占有料を免除することは、第 4 号の趣旨に反していると考えられるからである。よって、当該第 5 号における占有料の免除については、慎重に検討する必要があると考え。

また、条例第 24 条に定める減免規定においては、第 3 号がバスケット条項となっているが、「前 2 号の規定に準じた特別の理由」と定められているため、適用は限定的である。本来、占有料の徴収の要否について個々の事情を勘案すべきは、条例第 20 条第 3 項ではなく、条例第 24 条の減免規定であると考えられる。減免申請書に個々の事情を記載することによって、適切な承認が可能となるからである。現在、条例第 24 条による減免がほとんどなされていないことを鑑みると、むしろ条例第 20 条第 3 項第 5 号のバスケット条項を条例第 24 条第 3 号に記載し、減免手続により占有料の徴収の要否を適切に判断することが望ましい。

なお、市も条例第 20 条と第 24 条についての問題は認識しており、改善を検討して



いると、市の担当者より回答を得ている。

③ 借りている土地の全件把握について

市では公共下水道管理設用地等の目的で土地を賃借している。当該借りている土地について把握状況を確認したところ、現在市で把握しているのは賃貸借契約書がある土地のみであり、賃貸借契約書がない土地の有無については、把握できていない状況であった。

【意見】

借りている土地について、賃貸借契約がなければ法的に問題であり、トラブルの原因となるおそれがあるため、早急にすべての借りている土地を把握する必要がある。全件の把握が完了したならば、賃貸借契約書と照合し、賃貸借契約書のないものについては、賃貸借契約書を作成する必要がある。

(11) 十余二処理場の管理について

市は平成 21 年 4 月に操業を停止した十余二処理場の土地について、売却を予定している。当該売却については、平成 22 年 11 月に柏市ホームページ上で通知し、売却自体は来年度を予定している。



(写真: 十余二処理場)

十余二処理場は現在常駐者はおらず、市が負担しているランニングコストは、電気料金、上下水道料金、建物火災保険であり、合計年間約 638 千円である。

## 【意見】

現在遊休地となっている十余二処理場に常駐者はおらず、市の職員が定期的に見回りしている。現在市が負担しているランニングコストは少額ではあるが、反面、警備会社等による警備も実施していないため、不審者等の敷地への侵入等により事故・事件等の温床となる危険も否めない。したがってなるべく早期の売却が望まれる。

## 12. システム管理について

### (1) 情報システムの概要

市では今回の監査対象となった下水道事業に関して以下のシステムを利用している。

なお、井戸水以外の下水道使用料に関するシステムは上水のシステム（「水道料金システム」（平成22年7月以降は「上下水道料金管理システム」））をそのまま利用しているため、対象外としている。

#### ア. 柏市下水道台帳管理システム（GIS）

柏市下水道台帳管理システム（GIS）は、公共下水道の維持管理業務（台帳管理、施設管理、用地管理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、公共下水道設置申請手続から管網案内、苦情処理に至る事務に必要な最新情報が把握できる。下水道台帳管理システムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	下水道台帳情報管理
主要ユーザー部門	下水道維持管理課
稼働開始時期	平成19年度
開発形態	パッケージ
開発・変更担当部門	国際航業株式会社
クライアント端末数	9台
運用形態	クライアントサーバ

(市資料より)

#### イ. 下水道受益者負担金システム（収納事務）

下水道受益者負担金システムは、収納事務（収納管理・賦課・台帳管理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、賦課から滞納整理にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。下水道受益者負担金システムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	収納・賦課・台帳管理(下水道受益者負担金)
主要ユーザー部門	下水道維持管理課
稼働開始時期	平成 13 年度
開発形態	委託開発
開発・変更担当部門	株式会社ディー・エス・ケイ
クライアント端末数	1 台
運用形態	スタンドアロン

(市資料より)

#### ウ. 維持管理マネジメントシステム

維持管理マネジメントシステムは、下水道施設の調査結果（テレビカメラ調査のビデオ、目視調査の写真、調査票）、診断結果（緊急度）、補修計画及び補修履歴を当システムで一元化することで、計画的な維持管理の基礎データとなる。維持管理マネジメントシステムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	調査、改築・データの管理
主要ユーザー部門	下水道維持管理課
稼働開始時期	平成 22 年度(システム導入は平成 21 年度)
開発形態	パッケージ
開発・変更担当部門	株式会社パスコ
クライアント端末数	1 台
運用形態	スタンドアロン

(市資料より)

## エ. 地盤情報管理システム

地盤情報管理システムは、下水道敷設工事に係る仮設工・敷設工法選定の基礎となる地質条件・地下水位の確認及び土質定数を設定するために実施した地質調査(柱状図) データについて管理することにより、ボーリング箇所の確認や近接工事の際のデータ抽出等、主に柏市公共工事に係る内部閲覧等を目的に毎年データを更新し、管理・運用しているものである。地盤情報管理システムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	ボーリングデータ管理
主要ユーザー部門	下水道整備課
稼働開始時期	平成 12 年度
開発形態	パッケージ
開発・変更担当部門	国際航業株式会社
クライアント端末数	1 台
運用形態	スタンドアロン

(市資料より)

## オ. 公共下水道整備計画策定支援システム

公共下水道整備計画策定支援システムは、都市計画データ及び下水道各種計画データを基礎とし、整備計画区域をシステム入力することにより、単年度及び複数年度の整備普及率の見込を算定するものである。公共下水道整備計画策定支援システムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	下水道整備計画作業
主要ユーザー部門	下水道整備課
稼働開始時期	平成 12 年度
開発形態	パッケージ
開発・変更担当部門	株式会社東京設計
クライアント端末数	1 台
運用形態	スタンドアロン

(市資料より)

カ. 下水道使用料システム（井戸水）

下水道使用料システム（井戸水）は、井戸水に関する下水道料金計算事務（計算管理・調定管理・収納管理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、井戸水に関する下水道料金の計算から収納にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。下水道使用料システム（井戸水）の概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	下水道使用料(井戸水)の賦課・徴収管理
主要ユーザー部門	下水道維持管理課
稼働開始時期	平成 11 年度
開発形態	委託開発
開発・変更担当部門	株式会社ディー・エス・ケイ
クライアント端末数	2 台
運用形態	クライアントサーバ

(市資料より)

キ. 受益者負担金管理システム（GIS）

受益者負担金管理システムは、地図データ管理事務（賦課の有無・受益地データ）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、参照から配賦決定にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。受益者負担金管理システムの概要は次のとおりである。

項目	内容
業務	調査、改築データの管理
主要ユーザー部門	下水道維持管理課
稼働開始時期	平成 19 年度
開発形態	委託開発
開発・変更・運用担当部門	国際航業株式会社
クライアント端末数	1 台
運用形態	スタンドアロン

(市資料より)

(2) 委託業務契約について

監査対象である下水道事業関連システムのうち以下のシステムは、過去3年間継続して同一業者による随意契約となっており、契約価額等は以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	項目	平成19年度	20年度	21年度	22年度予算
柏市下水道台帳管理システム(GIS) 【システム整備/データ入力】	設計価格	49,980	36,960	7,455	5,764
	契約価額	44,730	33,600	6,615	5,092
	落札率	89.5%	90.9%	88.7%	88.3%
	委託先	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
柏市下水道台帳管理システム(GIS) 【システム保守】	設計価格	—	1,456	2,866	2,866
	契約価額	—	1,260	2,467	2,520
	落札率	—	86.5%	86.1%	87.9%
	委託先	—	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)
	契約形態	—	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
受益者負担金管理システム(GIS)	設計価格	1,564	1,491	1,480	1,480
	契約価額	1,365	1,365	1,312	1,312
	落札率	87.2%	91.5%	88.7%	88.7%
	委託先	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
下水道受益者負担金システム(収納事務)	設計価格	(注)ー	(注)ー	(注)ー	(注)ー
	契約価額	3,160	3,127	3,304	2,742
	落札率	(注)ー	(注)ー	(注)ー	(注)ー
	委託先	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
地盤情報管理システム	設計価格	325	325	325	325
	契約価額	294	294	294	294
	落札率	90.3%	90.3%	90.3%	90.3%
	委託先	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)	国際航業(株)
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
公共下水道整備計画策定支援システム	設計価格	830	820	820	835
	契約価額	829	808	819	819
	落札率	99.9%	98.6%	99.9%	98.1%
	委託先	㈱東京設計事務所	㈱東京設計事務所	㈱東京設計事務所	㈱東京設計事務所
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
下水道使用料システム(井戸水)	設計価格	(注)ー	(注)ー	(注)ー	(注)ー
	契約価額	2,461	2,172	2,038	3,294
	落札率	(注)ー	(注)ー	(注)ー	(注)ー
	委託先	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ
	契約形態	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約

(注) 税関関連システムに含まれている。

【意見】

市では上記委託業務に対して、単独随意契約を継続して行っており、他の同業他社に対する相見積もり等は実施していない。当該委託業者はそれぞれシステムの開発業者であるため、当該随意契約には一定の合理性は認められる。ただし、当該業務が開発業者以外でも効率的な実施が可能かどうかの検討及び相見積もり等の実施により、現在の設計価格及び契約価額の妥当性を検討することは必要と考える。

また、市の担当者からは、設計価格については担当部局が算定するものの、契約締結権限自体は契約課である契約もあるとの回答を得ている。

当該契約についても契約課と協力して、開発業者以外の者による効率的な業務の実施可能性や相見積もり等の実施を検討することが望まれる。

(3) パスワード及び個人 ID について

各システムのオペレーションシステム（以下、「OS」という）及びシステムのパスワード及び個人 ID の設定状況は以下のとおりである。

	システム名	OS		システム	
		パスワード <sup>1</sup>	ID	パスワード <sup>1</sup>	ID
①	柏市下水道台帳管理システム(GIS)	共有	共有	未入力	なし
②	下水道受益者負担金システム(収納事務)	未設定	未設定	共有	共有
③	維持管理マネジメントシステム	共有	未設定	なし	なし
④	地盤情報管理システム	未設定	未設定	未設定	なし
⑤	公共下水道整備計画策定支援システム	共有	未設定	未設定	なし
⑥	下水道使用料システム(井戸水)	未設定	未設定	共有	共有
⑦	受益者負担金管理システム(GIS)	未設定	未設定	なし	なし

(市資料より)

- (注) 1.「共有」は、共有パスワード・共有 ID を設定している状態  
2.「未設定」は、機能はあるが、設定していない状態  
3.「未入力」は、空欄をパスワードとして設定している状態  
4.「なし」は、機能自体がない状態

パスワード及び ID は、OS 及びシステムごとに設定することが一般的である。

上表をみるに、ほとんどのシステムで設定されている OS 及びシステムのパスワード及び ID は共有となっており、パスワード及び ID の設定がなされていないもの及び機能自体がないものもある。さらにパスワードの定期的な変更や複雑性については規程等において特に定められておらず、定期的な変更は実施されていない。

【意見】

パスワードについては、共有ではなく個別パスワードの設定が望ましい。また、個人 ID の設定も同様である。次にパスワードの定期的な変更（例えば 3 ヶ月ごと）や複雑性（文字数や使用文字）についての規定を設け、実施することが望まれる。また、パスワードについては過去のパスワード履歴を管理し、過去のパスワードの再使用を

不能とするような仕組みを検討することが必要と考える。

また、システムごとの重要性、使用頻度においてパスワード及び個人 ID の設定に強弱をつけることも考えられる。具体的には本来、全てのシステムにおいて OS 及びシステムごとに個別パスワード及び個人 ID の設定が望ましいが、重要性が高いと考えられる収納等を扱う上記②及び⑥等を優先して実行すること等があげられる。

#### (4) アクセスログのモニタリングと不正アクセスチェックについて

各システムのアクセスログについて市の担当者に確認したところ、柏市下水道台帳管理システムについては、アクセスログを保管し始めたが、その他のシステムについては、アクセスログを保管していないとの回答を受けた。また、柏市下水道台帳管理システムについても、これを活用した不正アクセスの有無のチェック等を実施しているわけではなく、ログは保管しているものの定期的なモニタリングまでは実施していないとの回答を受けた。

##### 【意見】

柏市下水道台帳管理システム以外のシステムについてもアクセスログの保管が望まれる。また、保管したアクセスログは定期的にモニタリングすることにより、不正なアクセスの有無の確認・防止の措置を講ずることが可能となる。また、情報漏洩等が発生した場合には早期発見できる体制を整えておくことが必要であると考ええる。

なお、当該アクセスログのモニタリングと不正アクセスチェックを有効とするには、前述の「(3) パスワード及び個人 ID について」に記載の個別パスワードと個人 ID の設定が前提となるため、あわせて実施することに留意されたい。

### 1 3. 将来の事業見通しについて

#### (1) 事業計画について

##### ① 全体計画について

「Ⅱ 柏市下水道事業の概要 1. 下水道事業の概要 (2) 計画概要表及び 7. 今後の計画」において記載したように、市では、資金計画との整合性を図りながら、昭和 47 年に立案された下水道整備に関する全体計画については 5 年ごとに、また、認可計画については 1 年～2 年ごとに見直しを実施し、中長期計画を策定している。

平成 29 年度を目標年次とする当初の全体計画に照らして、平成 21 年度末の認可計画及び整備済み区域と整備率等の状況は次のとおりである。



平成 21 年度末公共下水道整備状況

(単位:千円)

処理区名	処理区分区名	計画決定区域(市)		事業認可区域(市)		整備済区域			
		面積 (ha)	定住人口 (人)	面積 (ha)	定住人口 (人)	整備面積 (ha)	整備区域内 人口(人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)
手賀沼	西原第1	53.00	6,000	53.00	6,000	46.84	5,364	46.84	5,364
	西原第2	10.00	1,147	10.00	1,147	9.44	1,088	9.44	1,088
	西原第3	52.00	4,411	51.70	4,410	37.45	3,351	37.45	3,351
	流山第1	35.00	4,365	35.00	4,365	34.33	4,284	34.33	4,284
	流山第2	15.00	2,438	15.00	2,438	14.30	2,288	14.30	2,288
	駒木第3	10.00	161	9.30	159	0.00	0	0.00	0
	柏第1(1)	48.00	3,699	48.00	3,699	47.63	3,670	47.63	3,670
	柏第1(2)	304.00	6,639	304.00	6,639	241.98	6,032	241.98	6,032
	小計	352.00	10,338	352.00	10,338	289.61	9,702	289.61	9,702
	柏第2(1)	437.00	39,615	437.30	39,616	413.72	38,229	413.72	38,229
	柏第2(2)	81.00	4,248	81.30	4,249	66.86	3,679	66.86	3,679
	小計	518.00	43,863	518.60	43,865	480.58	41,908	480.58	41,908
	柏第3(1)	75.00	10,101	75.00	10,101	75.00	10,101	75.00	10,101
	柏第3(2)	41.00	2,510	41.00	2,510	35.23	2,197	35.23	2,197
	小計	116.00	12,611	116.00	12,611	110.23	12,298	110.23	12,298
	柏第4(1)	88.00	10,372	88.00	10,372	87.00	10,254	87.00	10,254
	柏第4(2)	23.00	1,110	23.00	1,110	20.04	1,029	20.04	1,029
	小計	111.00	11,482	111.00	11,482	107.04	11,283	107.04	11,283
	柏第4-1(1)	149.00	13,830	149.00	13,830	141.04	13,278	141.04	13,278
	柏第4-1(2)	10.00	601	10.00	601	9.41	576	9.41	576
	小計	159.00	14,431	159.00	14,431	150.45	13,854	150.45	13,854
	柏第5-1	50.00	3,396	50.00	3,396	49.87	3,387	49.87	3,387
	柏第5-2	14.00	1,133	14.00	1,133	13.96	1,130	13.96	1,130
	柏第6	492.67	42,129	492.67	42,129	415.55	36,926	415.55	36,926
	柏第7	39.00	2,901	39.00	2,901	39.00	2,901	39.00	2,901
	柏第8-1	65.00	4,254	65.00	4,254	61.10	4,102	61.10	4,102
	柏第8-2	127.00	12,085	127.00	12,085	120.38	11,758	120.38	11,758
	柏第9-1	26.00	2,382	26.00	2,382	26.00	2,382	26.00	2,382
	柏第9-2	119.00	10,485	119.00	10,485	117.78	10,590	117.78	10,590
	柏第10	3.00	288	3.00	288	3.00	288	3.00	288
	柏第11	259.00	23,993	260.16	23,993	245.54	23,331	244.03	23,188
	柏第12	82.00	7,013	82.00	7,013	81.26	6,950	81.26	6,950
	柏第13	338.00	29,017	339.00	29,020	325.98	28,280	325.98	28,280
	柏第14(1)	156.00	16,012	156.00	16,012	156.00	16,012	156.00	16,012
	柏第14(2)	209.00	24,419	209.00	24,419	209.00	24,419	209.00	24,419
	小計	365.00	40,431	365.00	40,431	365.00	40,431	365.00	40,431
	我孫子第1	2.33	158	2.33	158	1.01	86	1.01	86
	我孫子北部第1	18.00	1,252	18.00	1,252	5.12	403	5.12	403
	柏北部第1-1	230.00	3,983	235.19	3,983	249.13	1,561	129.95	814
	柏北部第1-2	302.00	17,693	295.51	17,693	75.33	5,993	68.34	5,437
	柏北部第2	107.00	549	108.50	550	0.00	0	0.00	0
	柏北部第3	14.00	1,085	14.00	1,085	8.43	700	8.43	700
	柏北部第4	7.00	567	7.00	567	0.00	0	0.00	0
	柏北部第5	32.00	2,175	32.00	2,175	11.06	851	9.61	739
	柏北部第6	36.00	3,218	36.00	3,218	36.00	3,218	36.00	3,218
	小計	4,159.00	321,434	4,160.96	321,437	3,530.77	290,688	3,401.64	289,130
	松戸	64.00	6,206	62.94	6,206	63.56	5,905	62.29	5,749
	鎌ヶ谷第4	14.00	1,221	14.00	1,221	9.00	797	9.00	797
	柏第10	147.00	8,579	147.00	8,579	91.91	7,148	91.91	7,148
	柏第12	53.00	2,305	52.60	2,062	31.98	2,099	31.98	2,099
沼南第1	175.00	14,966	180.49	15,436	176.81	14,708	176.77	14,705	
沼南第2	46.00	4,010	46.56	4,058	37.45	3,357	37.45	3,357	
沼南第3	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
沼南第4	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
沼南第5-1	149.00	4,168	143.10	4,003	98.23	3,393	90.89	2,923	
金山第1	190.00	566	55.00	566	55.00	463	55.00	463	
金山第2	129.00	2,315	129.00	2,315	89.32	1,582	89.32	1,582	
小計	967.00	44,336	830.69	44,446	653.26	39,452	644.61	38,823	
手賀沼計	5,126.00	365,770	4,991.65	365,883	4,184.03	330,140	4,046.25	327,953	
江戸川	流山第7	4.00	316	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	流山第7-1	35.00	2,765	35.00	2,765	27.00	2,176	27.00	2,176
	流山第7-2	4.00	316	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	流山第7-3	32.00	2,528	32.00	2,528	29.76	2,332	29.76	2,332
	流山第7-4	21.00	1,659	21.00	1,659	15.79	1,177	15.79	1,177
	流山第9-4	9.00	711	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	流山第8	156.00	12,324	156.00	12,324	139.15	10,842	139.15	10,842
	江戸川計	261.00	20,619	244.00	19,276	211.70	16,527	211.70	16,527
合計	(C) 5,387.00	(イ) 386,389	(D) 5,235.65	(ウ) 385,159	(E) 4,395.73	(エ) 346,667	(オ) 4,257.95	(カ) 344,480	
整備率 及び 普及率	旧柏市	区域率(C/A)	75.92%	区域率(D/A)	75.64%	整備率(E/A)	62.14%	普及率(オ/A)	89.46%
		人口率(イ/ア)	98.95%	人口率(ウ/ア)	98.87%	認可内整備率(E/D)	82.03%	普及率(オ/ア)	89.00%
	旧沼南町	区域率(C/A)	54.86%	区域率(D/A)	47.17%	整備率(E/A)	36.60%	普及率(エ/ア)	77.71%
		人口率(イ/ア)	87.33%	人口率(ウ/ア)	87.55%	認可内整備率(E/D)	77.60%	普及率(オ/ア)	76.47%
	計	区域率(C/A)	71.03%	区域率(D/A)	69.02%	整備率(E/A)	56.20%	普及率(エ/ア)	87.94%
		人口率(イ/ア)	97.46%	人口率(ウ/ア)	97.41%	認可内整備率(E/D)	81.33%	普及率(オ/ア)	87.39%
全体 計画 区域	旧柏市	5,815.00 ha (A)	行政人口	旧柏市	343,422 人 (ア)				
	旧沼南町	1,761.00 ha (A)		旧沼南町	50,766 人 (ア)				
	計	7,576.00 ha (A)		計	394,188 人 (ア)				

(注) 毎年度3月末人口にて大字・町丁別人口の修正を行った上で人口普及率の算出を行っている。

(市資料より作成)

② 汚水整備計画について

ア. 計画達成状況について

最新の柏市公共下水道基本計画（旧柏市）は平成 15 年 3 月に、また、沼南町公共下水道事業全体計画説明書（旧沼南町）は平成 13 年 9 月に更新されて以来更新されていない。

汚水整備に関する平成 21 年度末時点での旧柏市公共下水道未整備面積及び見込残事業費の状況は次のとおりである。

認可を受けたエリアを優先的に着手し、下水道普及率が 90% を超えた段階で、順次認可を受けていない調整残面積部分にも着手する予定である。

（単位：千円,ha）

流域	処理区分名	全体計画 (A)	認可面積 (B)	市街化整備面積 (C)	市街化残面積 (D)	調整残面積 (E)	整備単価 (F)	整備費 ((D+E)×F)
手賀沼	流山第1	35.00	35.00	34.33	0.67	—	20,000	13,400
	流山第2	15.00	15.00	14.30	0.70	—	20,000	14,000
	柏第1	397.00	352.00	289.61	62.39	45.00	20,000	2,147,800
	柏第2	537.00	518.60	480.58	38.02	18.40	20,000	1,128,400
	柏第3	124.00	116.00	110.23	5.77	8.00	20,000	275,400
	柏第4-1	165.00	159.00	150.45	8.55	6.00	20,000	291,000
	柏第4	122.00	111.00	107.04	3.96	11.00	20,000	299,200
	柏第5-1	63.00	50.00	49.87	0.13	13.00	20,000	262,600
	柏第5-2	31.00	14.00	13.96	0.04	17.00	20,000	340,800
	柏第6	492.67	492.67	419.59	73.08	—	20,000	1,461,600
	柏第7	39.00	39.00	39.00	—	—	20,000	—
	柏第8-1	76.00	65.00	61.10	3.90	11.00	20,000	298,000
	柏第8-2	158.00	127.00	120.38	6.62	31.00	20,000	752,400
	柏第9-1	26.00	26.00	26.00	—	—	20,000	—
	柏第9-2	124.00	119.00	117.78	1.22	5.00	20,000	124,400
	柏第10	11.00	3.00	3.00	—	8.00	20,000	160,000
	柏第11	513.00	260.16	252.02	8.14	252.84	20,000	5,219,600
	柏第12	124.00	82.00	81.26	0.74	42.00	20,000	854,800
	柏第13	438.00	339.00	328.33	10.67	99.00	20,000	2,193,400
	柏第14	443.00	365.00	365.00	—	78.00	20,000	1,560,000
	我孫子第1	2.33	2.33	1.01	1.32	—	20,000	26,400
	西原第1	54.00	53.00	46.84	6.16	1.00	20,000	143,200
	西原第2	10.00	10.00	9.44	0.56	—	20,000	11,200
	西原第3	53.00	51.70	37.45	14.25	1.30	20,000	311,000
	駒木第3	10.00	9.30	—	9.30	0.70	20,000	200,000
	我孫子北部第1	28.00	18.00	5.48	12.52	10.00	20,000	450,400
	柏北部第1-1	637.67	235.19	151.13	84.06	402.48	20,000	9,730,800
	柏北部第1-2	300.33	295.51	89.90	205.61	4.82	20,000	4,208,600
	柏北部第2	167.00	108.50	0.66	107.84	58.50	20,000	3,326,800
	柏北部第3	32.00	14.00	8.43	5.57	18.00	20,000	471,400
	柏北部第4	49.00	7.00	—	7.00	42.00	20,000	980,000
	柏北部第5	121.00	32.00	15.44	16.56	89.00	20,000	2,111,200
	柏北部第6	100.00	36.00	36.00	—	64.00	20,000	1,280,000
小計		5,498.00	4,160.96	3,465.61	695.35	1,337.04	—	40,647,800

流域	処理区分名	全体計画 (A)	認可面積 (B)	市街化整備面積 (C)	市街化残面積 (D)	調整残面積 (E)	整備単価 (F)	整備費 ((D+E)×F)
江戸川左岸	流山第7	14.00	—	—	4.00	10.00	20,000	280,000
	流山第7-1	35.00	35.00	27.00	8.00	—	20,000	160,000
	流山第7-2	4.00	—	—	4.00	—	20,000	80,000
	流山第7-3	32.00	32.00	29.76	2.24	—	20,000	44,800
	流山第7-4	21.00	21.00	16.82	4.18	—	20,000	83,600
	流山第8	190.00	156.00	139.15	16.85	34.00	20,000	1,017,000
	流山第9-4	21.00	—	—	9.00	12.00	20,000	420,000
	小計	317.00	244.00	212.73	48.27	56.00	—	2,085,400
合計	5,815.00	4,404.96	3,678.34	743.62	1,393.04	—	42,733,200	

(注) 上表の内、調整残面積 1,393.04ha は認可未取得となっている。

(市資料より作成)

また、汚水整備に関する平成 21 年度末時点での旧沼南町公共下水道未整備面積及び見込残事業費の状況は次のとおりである。

(単位:千円,ha)

	全体計画 (A)	認可面積 (B)	市街化整備 面積(C)	市街化残面積 (D)	調整残面積 (E)	市街化整備 単価(F)	調整整備 単価(G)	整備費 (E×G+D×F)
沼南第1処理区分	186	180.49	176.77	3.72	5.51	34,000	14,000	203,620
沼南第2処理区分	73	46.56	37.45	9.11	26.44	34,000	14,000	679,900
沼南第3処理区分	116	—	—	—	116.00	34,000	14,000	1,624,000
沼南第4処理区分	126	—	—	—	126.00	34,000	14,000	1,764,000
沼南第5-1処理区分	390	143.1	90.89	52.21	246.90	34,000	14,000	5,231,740
沼南第5-2処理区分	41	—	—	—	41.00	34,000	14,000	574,000
柏第10処理区分	147	147	91.91	55.09	0.00	34,000	14,000	1,873,060
柏第12処理区分	110	52.6	31.98	20.62	57.40	34,000	14,000	1,504,680
松戸処理区分	64	62.94	62.29	0.65	0.00	34,000	14,000	58,140
鎌ヶ谷処理区分	14	14	9	5	0.00	34,000	14,000	170,000
金山第1処理区分	190	55	55	—	135.00	34,000	14,000	1,890,000
金山第2処理区分	133	129	89.32	39.68	4.00	34,000	14,000	1,405,120
金山第3処理区分	41	—	—	—	41.00	34,000	14,000	574,000
金山第4処理区分	35	—	—	—	35.00	34,000	14,000	490,000
金山第5処理区分	95	—	—	—	95.00	34,000	14,000	1,330,000
合計	1761	830.69	644.61	186.08	929.25			19,372,260

(注) 上表の内、調整残面積 929.25ha は認可未取得となっている。

(市資料より作成)

### 【意見】

上表より、全体計画を達成するためには、旧柏市で概ね 427 億円、旧沼南町で概ね 193 億円の事業費が必要となると見込まれる。平成 29 年度までに達成するためには、汚水整備だけでも、平成 22 年度以降 8 年間で年間約 78 億円の投資が必要となる。

「柏市手賀沼流域関連公共下水道事業計画変更認可申請書(平成 21 年 6 月)」及び「柏市江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画変更認可申請書(平成 20 年 3 月)」に記載された下水道事業に関する財政計画書によると、平成 20 年度及び平成 21 年度の汚水及び雨水を含む旧沼南町も合わせた柏市全体の建設事業費は平均 29 億円であり、現状では当初全体計画を達成することが困難な状況にある。

現実的に達成不可能な計画に向かってむやみに事業費を投じることのないよう、費用対効果を勘案した現実的に達成可能な計画の策定を検討することが望まれる。

また、「Ⅱ 柏市下水道事業の概要 3. 下水道整備状況（5）千葉県下水道普及率」において記載したように、柏市の下水道普及率は87.4%と千葉県内では比較的高い水準にある。整備計画は、社会情勢、経済情勢の変化に対応して財政事情に合わせて策定される必要があり、そもそも、当初の全体計画自体が必達目標であるのかどうか、慎重に検討の上、より効率的、効果的な計画を検討することが望ましい。

#### イ. 整備計画に関する予算統制について

柏市では上表のとおり、1ha 当たり計画整備単価を旧柏市は全エリアで2,000万円、旧沼南町は市街化及び調整でそれぞれ3,400万円及び1,400万円として計画を策定している。しかし、計画上の整備単価自体の定期的な見直し及び、整備単価と実績単価との比較検討は一切行われていなかった。

#### 【意見】

まず、全体計画策定時の整備単価をそのまま踏襲した事業計画を推進することで、当初整備単価ありきの計画となり、以後の無駄削減等の余地が一切排除されてしまっている可能性がある。また、旧柏市の計画整備単価は市街化及び調整残面積をひとくくりにして設定しており、残事業費見込額自体が正確でない可能性も否定できない状況にある。

今後、整備計画の見直しに合わせ、定期的に整備単価の見直しを実施することが望まれる。旧柏市の計画整備単価の算定についても、より実態に即した設定を検討することが望まれる。

次に、整備を実施した後に、計画整備単価と実績単価を比較してどの程度乖離があったのか、またその原因を分析し、将来発生する事業費を削減し、より効率的・効果的な投資を実施するためにどのような施策があるか、今後の課題は何か、といったことについて検討を実施することが望まれる。

なお、平成21年度の実績整備単価を確認した結果、旧柏市では19,969千円、旧沼南町では15,225千円であった。市の担当者に確認したところ、柏エリアは既成市街地の整備で1ha当りの延長が長く公共汚水ますの数も多いが、沼南エリアは調整区域内通過幹線で1ha当りの延長が短く公共汚水ます設置がないため両者の単価は乖離しているとのことであった。

#### ③ 雨水整備計画について

「Ⅱ 柏市下水道事業の概要 3. 下水道整備状況（4）雨水整備状況（幹線）」において記載したように、雨水整備に関する平成21年度末時点での整備率は、幹線のみに限った場合であっても50%程度と低い水準にあり、それ以外の詳細な部分についてはほぼ計画未達となっている。

市の担当者に確認したところ、これには主に、雨水整備は污水整備と異なり、場所や状況に応じて矩形の断面や工法が違うことから、整備単価も一律ではなく、具体的な計画策定や予算計画策定が容易ではないため、雨水被害が深刻で緊急に対応すべき状況を除いては、污水整備に比べ対応が後手に回っていたという原因があるとのことであった。

この状況を踏まえて、平成 22 年 7 月より、柏市において、雨水検討部会を立ち上げ、雨水幹線整備の順位付け等を実施しており、その結果、63 拠点が要対応エリアとして特定されている。以下に主な要対応エリアと被害状況を記載する。

位置 番号	集計値	浸水被害状況(地区ごと被害数)							
		住所	内訳件数(件)					合計	
			H20.8.30 集中豪雨	H19.6.10 集中豪雨	H16.10.9 台風 22 号	H15.10.13 集中豪雨	H15.8.5 集中豪雨		
8	288	増尾、加賀 大津左 4	床上浸水	15		4	5		24
			床下浸水	15	14	9	6		44
			店舗浸水	38	1	23			62
			合計	68	15	36	11	0	130
5	207	豊四季 678 番先 セブンイレブン 大堀右岸 8	床上浸水	23	2	1	1		27
			床下浸水	8	19	13	18		58
			店舗浸水	3	3	1			7
			合計	34	24	15	19	0	92
9	197	増尾台 大津左 4	床上浸水	13		10			23
			床下浸水	10	2	6			18
			店舗浸水	9	17	6			32
			合計	32	19	22	0	0	73
31	112	逆井 (逆井北町会下流) 大津左 5	床上浸水	15		1	1		17
			床下浸水	20		3	4		27
			店舗浸水						0
			合計	35	0	4	5	0	44
21	109	永楽台 1 丁目、 豊住 4 丁目 大津左 3 P175C4~F1	床上浸水	7		1	3		11
			床下浸水	28	7	1	10		46
			店舗浸水	2	1	1			4
			合計	37	8	3	13	0	61
19	32	豊住 3 丁目 シールド上流左 大堀右 8 P191H1	床上浸水	2					2
			床下浸水	1	4		1		6
			店舗浸水	8					8
			合計	11	4	0	1	0	16
17	27	今谷上町 36~46 (八坂神社) 大堀右 8 P174B3、4	床上浸水						0
			床下浸水	15	10		2		27
			店舗浸水						0
			合計	15	10	0	2	0	27
4	20	豊四季 678 番先 大堀右岸 8	床上浸水						0
			床下浸水	12			6		18
			店舗浸水	1					1
			合計	13	0	0	6	0	19

位置 番号	集計値	浸水被害状況(地区ごと被害数)							
		住所	内訳件数(件)					合計	
			H20.8.30 集中豪雨	H19.6.10 集中豪雨	H16.10.9 台風22号	H15.10.13 集中豪雨	H15.8.5 集中豪雨		
15	2	高 田	床上浸水						0
			床下浸水	2					2
		大 堀 左 1 0 P77G3、P86J1	店舗浸水						0
			合計	2	0	0	0	0	2
14	1	若 柴	床上浸水						0
			床下浸水				1		1
		大 堀 左 2 P 7 9 G 1	店舗浸水						0
			合計	0	0	0	1	0	1

(市資料より)

(注) 上表は被害通報のあった件数を集計したものであり、実際の被害状況とは違う可能性がある。

なお、上表に記載されたエリアの整備状況及び柏市の社会資本整備計画(28ページ)との関係は以下のとおりである。

排 水 区 名	地 区 名	整 備 計 画	位 置 番 号	市 の 優 先 順 位	社 会 資 本 総 合 整 備 計 画 番 号
大堀川右岸第8号 (豊四季地区)	上流域:セブンイレブン	完了	NO. 5	2	—
	下流域:県道・常磐線間		NO. 4	20	
大津川左岸第5号	逆井北町会	完了	NO. 31	4	—
大津川左岸第4号 (加賀・増尾地区)	つばめ池~セブンイレブン	H22~H24	NO. 8	1	A1-3-1
	セブンイレブン~増尾西小	H25	NO. 9	3	
大堀川左第2号-7	若柴地区	H23~H26	NO. 14	49	A1-3-2
大堀川右岸第8号 (豊四季地区上流)	八坂神社(豊四季地区)	H25~H27	NO. 17	15	A1-3-3
	上流右(豊四季地区)		NO. 18	8	
	上流左(豊住地区)		NO. 19	11	
大堀川右岸第10号	高田地区	H26	NO. 15	44	A1-3-4
大堀川左岸第2枝線	北部中央地区関連	H14~	(注1)	—	A1-3-5
大津川左岸第3号	永楽台・豊住地区	H26	NO. 21	5	A1-3-6
大堀川左岸第10枝線	北部中央地区関連	H14~	(注)1	—	A1-3-7
利根川第6-1枝線	北部東地区関連	H14~	(注)1	—	A1-3-8
大堀川右岸第7号-1	長寿命化計画による改築	H23~	(注)2	—	A1-3-9

(市資料より)

(注) 1. 浸水被害の報告は無いが区画整理に合わせて下水道整備を進めることとなったエリア

2. 浸水被害の報告は無いが長寿命化計画による改築対象エリア

### 【意見】

現状特定されている63拠点については雨水による浸水被害の発生が明らかであり、早急に対策を講ずる必要があるが、実際に整備が完了している、あるいは計画が策定されている拠点は上表の11拠点と限定された状況にあると言える。

自然災害に対する早期の防災対策の観点から、今後は雨水整備の対応を後回しにせず、特定されたエリアについては速やかに整備計画の範囲に含められるよう検討することが望まれる。

## (2) 財政計画について

「Ⅱ 柏市下水道事業の概要 7. 今後の計画」において記載したように、柏市では歳入・歳出予算に基づく財政計画が策定されている。

しかし、「損益計算書」のような形式での会計年度ごとの利益計画は策定されておらず、損益計画の目標値を達成する観点での予算統制も行われていない。

### 【意見】

地方公営企業法を適用し、より実態に合致した適切な整備計画等の事業計画を策定するためにも、利益計画の策定と予算統制を実施することが望まれる。

## 1 4. 地方公営企業法の適用について

### (1) 地方公営企業法の概要

地方公営企業法とは、「地方自治の発達に資することを目的として、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定めている法律」（地方公営企業法第1条）であり、「地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定めたもの」（地方公営企業法第6条）として位置づけられている。

この法律の適用範囲は、同法第2条において規定されており、次のとおりとなっている。

強制適用される企業 (地方公営企業法第2条第1項)	地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業 一 水道事業（簡易水道事業を除く） 二 工業用水道事業 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業 六 電気事業 七 ガス事業
財務規定等のみが強制適用される企業（注）1. (地方公営企業法第2条第2項)	地方公共団体の経営する企業のうち 病院事業
任意適用企業 (地方公営企業法第2条第3項)	地方公共団体の経営する企業のうち 条例の定めによって、この法律の規定の全部又は一部を適用することを決めた企業

(地方公営企業法より)

(注) 財務規定等とは、この法律の第3条から第6条、第17条から第35条、第40条から第41条、附則第2項及び第3項の規定をいう(地方公営企業法第2条第2項)。

地方公共団体は、上表のとおり、強制適用以外の事業については、条例で定めることにより、地方公営企業法を任意に適用することができるが、任意適用の場合には、全部適用と一部適用のいずれかを選択することになる。

ここで、全部適用と一部適用の違いは、全部適用の場合は、法の全規定、すなわち、組織や財務、職員の身分的取扱に関する規定が適用されるのに対し、一部適用の場合には、法のうち、財務に関する規定のみが適用される点で異なっている。

	適用範囲
全部適用の場合	1 組織に関する規定（法 7 条～16 条） ・管理者の設置など 2 財務に関する規定（法 17 条～35 条） ・特別会計の設置、発生主義の採用など 3 職員の身分的取扱に関する規定（法 36 条～39 条） ・地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用、労働組合の結成など
一部適用の場合	1 財務に関する規定（法 17 条～35 条） ・特別会計の設置、発生主義の採用など

（地方公営企業法より）

## （2）全部適用の場合のメリットとデメリット

全部適用の場合のメリットとデメリットは、次のとおりである。

なお、一部適用の場合には、このうちの「②財務に関する規定適用」のメリットやデメリットが該当することとなる。

### ① 組織に関する規定適用に関して

<メリット>

- ・事業管理者が設置され、それまで市長に属していた権限の一部が与えられるため、迅速な意思決定やリーダーシップの発揮による戦略的な事業運営が期待できる。

<デメリット>

- ・事業運営に失敗した場合には、事業管理者の経営責任が問われる。

### ② 財務に関する規定適用に関して

<メリット>

- ・発生主義及び複式簿記の採用により、財政状態や経営成績を明確化できる。
- ・使用料改定の際に、財政状態や経営成績を合わせて開示することで、市民や議会からの理解が得やすい。
- ・適切な期間損益計算の実施を通じて、使用料対象経費を適切に算定し得る。
- ・独立採算制による職員の経営参画意識の向上が期待できる。
- ・出納整理期間がなくなることにより、決算の確定が現行の下水道事業会計より 2 ヶ月早まり、その結果、前事業年度決算実績が当事業年度の事業運営に活用できる。



<デメリット>

- ・企業会計（発生主義会計や複式簿記等）に関する十分な理解、知識の習得、職員の教育研修が求められる。

③ 職員の身分的取扱に関する規定適用に関して

<メリット>

- ・職員の任免を事業管理者が行える。
- ・職員の給与については、経営状況その他の事情等を考慮して、企業独自の給料表を設定可能（ただし、給与の種類及び基準は条例で制定する必要あり）

<デメリット>

- ・組合との交渉等が発生する可能性がある。

④ その他

上記①～③のほか、すでに法の全部が強制適用されている水道事業との統合が、一部適用の場合に比べ、スムーズに行えることも全部適用のメリットの一つとして挙げられる。

(3) 市が抱えている下水道事業の課題

近年、市は下水道事業が抱える課題として、以下の3つの問題点を認識している。

1) 使用料金による下水道使用料対象経費の全額回収について

下水道事業は、地方財政法上は、公営企業に分類され、特別会計を設けて経理し、原則として独立採算により運営することが求められている（地方財政法第6条、地方財政法施行令第37条）。また、市では、平成10年度に当時の行政改革推進委員会が市長宛に「提言書」を提出し、使用料・手数料の適正化に向けた取り組みの実施を要請している。中でも下水道事業の適正な使用料の水準は、使用料対象経費の全額を回収できる水準であるとして取組みを進めてきたところである。

しかしながら、市の現状の下水道事業会計を見ると、使用料対象経費の全額は使用料だけでは回収できておらず、不足分を一般会計からの基準外繰出金による補填で賄っている。

市では、長引く景気低迷や少子高齢化の進展により、当面の市税収入の増加が期待できない一方で、今後の社会保障費負担の増加や老朽化施設の大規模改修費のことを考慮すると、引き続き厳しい財政運営を迫られると予想している。

したがって、下水道事業会計としても、使用料対象経費に対する使用料収入の不足分について、一般会計からの基準外繰出金による補填の継続は困難であると考えており、早急に使用料収入による使用料対象経費の全額回収の達成を急いでいるところである。

## 2) 更新需要のための財源確保について

市は、昭和 35 年より下水道整備事業に着手し、以来、整備区域の拡大に努めてきたが、老朽化した設備の大規模な改築更新工事については、これまで実施してきていなかった。というのも、最初に整備が完了した区域内の設備は、当事業年度でようやく着工から 50 年を迎えたばかりであり、市としては、国土交通省が示した下水道管路施設の耐用年数であるこの 50 年という使用期間の経過を改築更新工事实施時期の一つの目安としていたからである。

このような状況のもと、その使用期間が 50 年を経過する設備が徐々に増加することから、市では、今後の改築更新工事の計画策定を当事業年度より開始した。しかし、現行の下水道事業会計においては、適正な使用料金の算定上、改築更新工事に必要な資金を含めていないため、必要な財源が確保できない状況である。

## 3) 経営情報の適時入手について

市の下水道事業会計は、官公庁方式の特別会計により歳入歳出決算書を作成しているが、前事業年度の当該決算書の確定が当事業年度の 9 月となっているため、その結果を当事業年度の事業運営にはあまり反映できない。したがって、当事業年度の健全な事業運営を遂行していくために必要な経営情報を適時に入手できない状況にある。

市は、上述した下水道事業の 3 つの課題のうち、今後の更新需要への対応を最も重要な課題と位置付け、下水道管などの保有資産の状況や更新費用見込額の的確な把握、更新に必要な財源（内部留保資金）の計画的な確保等につき検討を開始した。また、使用料対象経費の全額回収という目標を達成することも含め、より健全な事業運営をするため、必要な経営情報を入手する方策についても検討し始めた。

しかしながら、現行の官公庁方式による特別会計のもとで上記の対応を図っていくのには限界があること、他市町村において既に公共下水道事業に対し地方公営企業法を任意適用している自治体が増加していることなどから、市は、平成 22 年 8 月に「下水道事業地方公営企業法適用検討会」を設置し、発生主義会計・複式簿記を採用する地方公営企業法の適用を検討し始めたところである。

## (4) 地方公営企業法の適用について

市は、下水道事業のかかえる課題を解決するため、現行の下水道事業会計に代わり、地方公営企業会計を適用することの検討を開始した。また、総務省の「地方公営企業会計制度等研究会」より下水道事業に財務規定等（地方公営企業法第 2 条）の適用を義務づけるような報告がされている。そこで、次に地方公営企業会計を適用することとした場合の留意事項について検討する。

① 地方公営企業法の適用の範囲の決定

地方公営企業法を任意適用する場合には、法の全部を適用するのか又は法のうちの一部を適用するのかのいずれかを選択しなければならない（地方公営企業法第2条3項）が、全部適用した場合と一部適用した場合とでは、移行に伴う影響が異なってくる。

【意見】

市が下水道事業に対して地方公営企業法を適用すると決定した場合には、全部適用か一部適用かを選択することになる。

全部適用した場合には、「(2) 全部適用の場合のメリットとデメリット」で述べたとおり、組織に関する規定適用のメリットや職員の身分的取扱に関する規定適用のメリットを活用することができ、さらに、市として、今後、地方公営企業法を全部適用している水道部との組織統合を見据えている場合には、下水道事業としても全部適用を選択した方が、会計システムや契約システム等のシステムの独自開発が不要となり、スムーズな組織統合が図れるものと思われる。しかしながら、これらの規定の適用は、関係者へ与える影響が大きく、移行に際して多くの作業等が発生することが想定される。

一方、一部適用した場合には、移行に要する作業は全部適用に比し、少ないものの、上述したシステムを新たに独自開発する必要があり、多大な開発経費の発生や人件費の増大が想定される。

したがって、それらのことを踏まえて、下水道事業に地方公営企業法を全部適用すべきか一部適用すべきかを慎重に選択することが望まれる。

② 現行の特別会計から地方公営企業会計に移行するに際しての対応

現行の特別会計から地方公営企業会計に移行する際には、次のような経理処理上の対応が必要となる。

ア. 現金主義会計から発生主義会計への変更

現行の特別会計は、現金預金の入金（歳入）及び出金（歳出）に基づき、経理処理されるが、地方公営企業会計においては、すべての収益及び費用は、その発生の事実に基づいて計上し、発生した年度に正しく割り当てなければならない（地方公営企業法第20条1項）とされ、また、すべての資産又は負債及び資本の増減や異動についても、発生の事実に基づいて整理しなければならないとされている（地方公営企業法第20条2項）。

【意見】

発生主義会計のもとでは、現金収支を伴わない取引であっても当該取引の発生の事実に基づいて計上することが求められている。この考え方は、現行の特別会計に

は無い考え方であり、実際に処理を行うに当たっては、経理事務の正確性や効率化を図るために、会計規程等を独自に制定する必要があると考える。

参考として、現金主義会計から発生主義会計への主な調整項目について記載する。

## 1. 収益

地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度と同じであるため（地方公営企業法第19条、地方自治法208条）、地方公営企業法を適用した場合の事業年度も、市の会計年度と同じく4月1日から翌年の3月31日までの期間となる。

発生主義会計のもとでは、各事業年度に属する収益は、4月1日から翌年の3月31日までの期間に属する収益が計上される。

下水道に係る収益のうち使用料については、地域毎に検針月が異なり、奇数月に検針が行われる地域と偶数月に検針が行われる地域とに分かれている。ただし、いずれも当該月の月初に検針が行われ、前回検針日以降の約2ヶ月分の使用量が測定され、料金調定されている。

したがって、毎年3月分の使用料については、奇数月に検針される地域では4月分の使用料と一緒に5月月初に検針・料金調定され、また、偶数月に検針される地域では2月分の使用料と一緒に4月月初に検針・料金調定されるため、いずれの場合においても、この3月分の使用料について発生主義への調整が必要となる。

## 2. 費用

発生主義会計のもとでは、各事業年度に属する費用は、4月1日から翌年の3月31日までに発生した費用が計上される。

例えば職員の給与手当のうち時間外勤務手当については、当月発生分が翌月に支払われるため、3月分の時間外勤務手当については、3月末において未払費用として計上する等、発生主義会計への調整が必要になる。

また、事業債の利息については、償還期日の元利金支払時に計上されているが、翌年度以降に支払われる利息についても年度末までの経過分の利息については、未払利息として計上する必要がある。

## 3. 各種引当金

引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に計上するものである。引当金としては、例えば、退職給付引当金、修繕引当金などがある。

## イ. 資本取引と損益取引の区分について

地方公営企業会計では、資本取引と損益取引の明確な区分が求められる（地方公

営企業法施行令第9条3項)。この規定の意味するところは、資本剰余金と利益剰余金の区分を明確にすることである。

企業活動は、投下された資本を元に事業活動を行い、最終的な資本の増加を意図して行われるが、この資本増加には、損益計算の結果として算出された利益による増加と、損益の発生とは関係ない資本独自の増加の両方が含まれている。したがって、資本の増加を、利益の増加と資本そのものの増加に峻別しないと、利益算定のための損益計算が無意味なものになってしまう。

#### 【意見】

利益と資本を区別するために特に注意すべきことは、利益剰余金と資本剰余金を明確に峻別することである。したがって、地方公営企業会計を適用する際には、あらかじめ日常的に頻出する取引を以下の3つの形態に分類整理しておくことが望まれる。

1. 自己資本金、借入資本金、資本剰余金（再評価積立金、受贈財産評価額、国庫補助金等）の増減に関する資本取引
2. 費用、収益の発生及びこれに直接関連する利益剰余金（減債積立金、利益積立金、繰越利益剰余金等）の増減に関する損益取引
3. 資本の増減とは関係ない、すなわち、資本取引にも損益取引にも該当しない取引

#### ウ. 減価償却費の計上について

地方公営企業会計では、有形固定資産や無形固定資産などの償却資産について減価償却費を計上することが求められる（地方公営企業法施行規則第6条）。

減価償却費を計上するためには、資産の取得価額（又は帳簿価額）と償却率の2つの計算要素を把握する必要がある。このうち、償却率は、地方公営企業法においては、同法施行規則別表第4号において、資産の耐用年数ごとに決められており、また、資産の耐用年数についても同法施行規則別表第2号において、資産の種類、構造又は用途、細目ごとに決められている。

しかしながら、市は、現状これらの情報を把握するために必要な固定資産台帳を整備していない。

#### 【意見】

上述したとおり、減価償却費を計上するためには、対象となる資産の取得価額（又は帳簿価額）と償却率を把握する必要がある。このうち、償却率を把握するためには、対象となる資産の耐用年数を決定する必要があるが、耐用年数を決定するためには、個々の資産の種類、構造又は用途、細目に関する情報を把握しなければならない。

したがって、地方公営企業会計の適用に際しては、事前に資産の取得価額（又は

帳簿価額)や資産の種類、構造又は用途、細目などの情報を記録した固定資産台帳を整備する必要がある。

#### (5) 地方公営企業法の改正動向について

地方公営企業の会計制度は、昭和 27 年に地方公営企業法が施行されて以来、発生主義や複式簿記の会計を導入しつつも、多額の事業債の起債による大規模な施設整備を優先する必要があったこと等、地方公営企業の特質から独自の仕組みがとられてきた。一方、一般の企業会計については、経済のグローバル化に伴う国際会計基準との調和を図るため、会計ビッグバンと呼ばれる大幅な会計基準の見直しが行われてきた。

このように企業会計基準が国際会計基準を踏まえて見直されている一方で、地方公営企業会計制度については、昭和 41 年以降大きな改正が行われておらず、企業会計との相違が年々拡大してきており、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

今後、「地域主権改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の法案の成立にあわせて、地方公営企業会計のルール改正が検討されている。総務省「地方公営企業会計制度等研究会」報告書(平成 21 年 12 月 24 日)によると、地方公営企業会計の改正検討の主なポイントは次のとおりである。

##### ● 借入資本金

借入資本金とは、①建設又は改良等の目的のため発行した企業債②建設又は改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいう。

この借入資本金は、民間の企業会計においては、昭和 27 年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで資本金として整理されている。

改正された場合、今まで、借入資本金として純資産の部に計上されていた事業債が、負債として負債の部に計上されることとなる。

##### ● みなし償却の廃止

みなし償却制度とは、補助金により取得した固定資産につき、原始取得価額から補助金を控除した金額をもって償却基礎取得価額又は帳簿価額とみなし、各事業年度の減価償却費を算出することができる制度である。

みなし償却の廃止が検討されている理由は、補助金充当部分が減価償却されないこととなり資産価値の実態を反映しなくなること、また、適用が任意であるため、適用している団体と適用していない団体とで、団体間比較を阻害しているからである。

##### ● 減損会計

減損会計とは、貸借対照表に計上されている固定資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理をいう。

- 退職給付引当金の義務化

現行の地方公営企業法のもとでは、引当金の計上は任意となっているが、退職給付引当金の計上が義務化されることが予定されている。

- キャッシュ・フロー計算書

発生主義会計のもとでは、収益又は費用は現金収支の時ではなく、発生の時に認識される。したがって、収益又は費用が認識計上される期間と、現金の収入支出が認識される期間とに差異が生じることになる。キャッシュ・フロー計算書は、損益計算書には開示されないこの現金の収入支出（資金の変動）に関する情報を得ることが可能になるという意義がある。

なお、上述した減損会計の導入、退職給付引当金の計上義務化、キャッシュ・フロー計算書の作成義務化が検討されている理由は、企業会計や地方独立行政法人会計においては既に義務付けられているからである。

**【意見】**

地方公営企業会計に移行する時期によっては、移行直後に「地域主権改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の法案が成立し、あわせて、地方公営企業会計のルールが改正され、キャッシュ・フロー計算書の作成や減損会計などへの対応が、予期せぬ事務負担の増加となってしまう可能性もある。したがって、今後の法案の国会審議の動向に注意するとともに、地方公営企業会計のルール改正に柔軟に対応できる体制を構築することが望まれる。





保健福祉部（高齢者支援課及び保健福祉総務課）  
の補助金に係る財務に関する事務の執行



## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

### 2. 特定の事件（監査のテーマ）

保健福祉部（高齢者支援課及び保健福祉総務課）の補助金に係る財務に関する事務の執行

### 3. 監査対象年度

平成21年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

### 4. 監査対象部局

保健福祉部高齢者支援課及び保健福祉総務課

### 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

鈴木 信一 公認会計士

補助者

小出 健治 公認会計士

植田 茂 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

伊原 嘉伸 公認会計士

林 広隆 公認会計士

藤田 晃士 公認会計士

赤井 雄一 公認会計士

### 6. 特定の事件の選定理由

市の平成21年度における一般会計予算額は114,313百万円であり、このうち補助金予算額は3,000百万円（定額給付金額を除く）で、一般会計の2.6%を占めている。市では、財政状況が厳しいことから平成10年に「補助金の適正化について（通知）」を発し、補

助率の適正化、補助対象経費の制限、総額の抑制等の基準を示して補助金の適正化を進めている。

一方、ますます進む少子高齢化社会の中で、少子化対策や高齢者福祉のための補助金の削減は、相当難しく厳しいものがあり、市民の関心も相当高いと考える。

このような中、補助金について公益性や必要性といった観点から検討することは、市財政の改善や市民の福祉の向上にとっても有用と考える。

そこで、市の補助金の中でも金額の大きい保健福祉部の補助金について、それに係る財務に関する事務の執行が、関係諸法令等に準拠して適正に行われているか、かつ、経済的、効果的に行われているかを監査することは有用と考え監査テーマとして選定した。

## 7. 監査の要点

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- (3) 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- (6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

## 8. 主な監査手続

- (1) 補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業等を確認した。
- (2) 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で定める組織が補助対象になっているかを確認した。
- (3) 必要な資料は全て徴求され、定められた審査・確認が行われているかを確認した。
- (4) 補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確認した。
- (5) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討した。
- (6) 補助金実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認した。
- (7) 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認した。
- (8) 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認した。

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の結果及び意見

### 1. 軽費老人ホームサービス提供費補助金

#### (1) 概要

##### ① 趣旨

軽費老人ホームサービス提供費補助金は、老人福祉法第24条第2項の規定により、市内で軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対する補助金である。軽費老人ホーム入所者の経済的負担を軽減するため、社会福祉法人が入所者から徴収すべきサービス提供費の一部を減免した場合、その減免額に対し交付される。施設を運営する社会福祉法人が実際に支払ったサービス提供費と、市が定める基準によって算定したサービス提供費とを比較し、いずれか低い方の額から、入所者から実際に徴収したサービス提供費を控除した額が補助される。

なお、当該補助金は、平成20年4月1日に柏市が中核市となったことにより、千葉県より移譲されたものである。

##### ② 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、軽費老人ホームの運営に必要な職員俸給、職員諸手当、賃金、法定福利費、厚生経費、旅費、一般物品費、固定資産物品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、会議費、修繕費、委託費、役務費、賃借損料、各所修繕費、雑費、その他市長が必要と認める経費である。補助の額は、対象事業を行った月の初日における軽費老人ホームの全ての入所者に係る基準月額（単独設置施設70,300円、併設置施設47,500円）から本人徴収月額を控除した額について、対象事業を行った月分を合算した額とする。また、これ以外に一定の加算金について申請を受けて加算する。補助率は100分の100である。

#### (2) 事務スケジュール

##### ① 申請

###### (1) 申請書提出期間

4月1日から4月15日まで

###### (2) 提出書類

ア 申請書

イ 補助金所要額調書

ウ 補助金所要額内訳書

エ 軽費老人ホームの入所者が支払う本人徴収月額がわかる書類

##### ② 審査

市は、「柏市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱」第2条第3項に規定する対象に基づき、補助金対象経費（勤続年数や民間施設職員給与等改善費等）につ

いて確認を行い、補助金所要額を算定する。

③ 交付方法

・ 交付決定

申請受理日から 30 日後を目処に決定し、交付決定通知書を発送する。

・ 請求

社会福祉法人より、概算金額を請求書にて請求される。

・ 交付

社会福祉法人が指定する口座へ、概算払いにて一括入金する。

補助金の額は 1,000 円未満切捨てとする。

④ 実績報告

・ 実績報告書提出期間

当該年度の 3 月 1 日以降から 3 月 31 日まで

(当月 1 日現在の入所者において、入所定員を判断しているため、当該年度の最終月の 1 日以降となる。)

・ 提出書類

ア 実績報告書(申請時における申請額から変更が生じた場合は、変更申請書兼実績報告書)

イ 補助金精算書

ウ 補助金精算内訳書

エ 対象事業に係る収支決算書

⑤ 審査

市は勤続年数や民間施設職員給与等改善費等について確認を行い、補助金所要額と既交付金額との差額を算出する。

⑥ 精算

・ 交付確定

事業完了日となる当該年度末日(3月31日)付けで、確定通知書(申請額と差額が生じる場合は、変更交付決定通知書兼確定通知書)を通知する。

・ 請求

ア 対象

申請額との差額が生じ(既受入額<所要額)、追加支給を受ける社会福祉法人

イ 方法

社会福祉法人より、請求書にて請求される。

・ 返納【社会福祉法人から柏市へ】

ア 対象

申請額との差額が生じ(既受入額>所要額)、柏市へ差額を返納を受ける社会

福祉法人

イ 方法

納入書により返納する。

### (3) 支給実績

平成 20 年度及び 21 年度の支給実績は次のとおりである。

(単位:千円)

交付先	設置主体	平成 20 年度	21 年度
つるの家	(社)美野里会	16,633	17,683
四季の里	(社)真和会	16,752	15,839
望陽荘	(社)望陽会	20,179	20,239
沼南の里	(社)大和会	33,474	32,164

(市資料より)

(注)1.交付金額は全て市の自主財源である。

2.「沼南の里」以外は、特別養護老人ホームを併設している。

3.定員は全ての施設で、各事業年度とも 50 人である。

### (4) 監査体制について

交付先である社会福祉法人に対しては、市が、社会福祉法第 56 条に基づき、年に 1 度の監査を行っている。この監査は指導監査であり、補助金の監査を主たる目的としたものではなく、毎年、7 月から 2 月にかけて、7 人から 8 人のメンバーで前年度を対象に行っている。現在、会計については、1 名の公認会計士又は税理士がメンバーに加わって実施している。補助金については、会計の一部として監査されている。具体的には、「軽費老人ホーム(ケアハウス)指導監査調書」というチェックリストに基づいて行われる。

第 56 条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

### (5) 補助金交付の適正化に向けて

市では厳しい財政運営状況の中、補助年限の設定、補助率の適正化、補助対象経費の制限、総額の抑制等を基準とした補助金の適正化を掲げている。具体的には補助金の目的、必要性、当該目的に対する効果及び達成状況について検討し、その結果を「補助金台帳(団体指定補助金用)」に記載している。

## (6) 監査の結果及び意見

### ① 交付金の支給時期について

現在、補助金の交付は年に一度、社会福祉法人が概算払い請求書を提出し、社会福祉法人が指定する口座に一括振込が行われている。具体的には、5月から6月にかけて対象の4法人に振込まれている。

これに関して、近隣の自治体では以下のように年複数回交付している自治体もある。

#### ・年4回交付（A県，B市）

6月，9月，12月，3月に補助金の交付を行なう。年度当初に補助金交付の申請を行い，交付決定を行なう。この時点における概算額を4分割し，最終支払いにおいて精算を行なう。

#### ・年3回交付（C市，D市）

C市は，6月，11月，2月に補助金の交付を行なう。年度当初に補助金交付の申請を行い，交付決定を行なう。この時点における概算額を3分割し，最終支払いにおいて精算を行なう。

D市は，6月，11月，2月に補助金の交付を行なう。年度当初に補助金交付の申請を行い，交付決定を行なう。6月は，概算額の4割を支払い，11月はさらに，概算額の4割を支払い，最終支払いにおいて変更交付を行った後に，精算を行なう。

### 【意見】

交付先の社会福祉法人の経費は年間を通じて発生する。現状のように年度の初期の段階での一括交付は、社会福祉法人の経費の発生状況と一致しているとは思われない。また、交付先の社会福祉法人に不測の事態が発生した場合に、精算手続が煩雑となるおそれがある。

したがって市においても、年に複数回の支給を検討することが望まれる。

年に3回・4回の交付が事務的に負担増になるならば、年2回の方法も考えられる。具体的には交付決定のあった5月から6月にかけて1回交付し、事業者の6ヶ月の実績が確定する11月から12月にかけて2回目を交付するというものである。

### ② 指導監査について

先に述べたように、社会福祉法人に対する監査は主として業務を対象とする指導監査であり、補助金監査は当該監査の一部として行われている。

補助金に関する監査の中で、最も重要となるのは入所者の所得階層別の各月の人数である。事業者は当該データを「階層別、月別利用人員内訳」（本人徴収月額の根拠資料）としてまとめている。



## 【意見】

市の担当者によると、監査において「階層別、月別利用人員内訳」は、その基礎資料と照合しているとのことであるが、照合の実施過程を示す証跡が残されていない。

また、監査は、具体的には、「軽費老人ホーム（ケアハウス）指導監査調書」というチェックリストに基づいて行われている。しかし、現在このチェックリストには、「階層別、月別利用人員内訳」の検証の項目が記載されていない。

当該項目をチェックリストに記載するとともに、「階層別、月別利用人員内訳」のチェック自体の資料を監査証跡として残すべきである。

### ③ 年間の実績報告の検証について

「柏市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱」第3条は補助金の額について、次のように規定している。

第3条 補助金の額は、対象事業を行った月の初日における軽費老人ホームのすべての入所者に係る基準月額から本人徴収月額を控除した額について、対象事業を行った月分を合算した額（特別運営費があるときは、当該合算した額から当該特別運営費を控除した額）とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金の額とする。

2 前項の基準月額は、平成20年柏市告示第240号第1項の表備考3各号に定める上限額に、軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「利用料等取扱指針」という。）の別紙（軽費老人ホーム利用料等取扱基準）の第1の2(3)に定める各種加算額等を加えた額とする。

3 第1項の本人徴収月額は、平成20年柏市告示第240号第1項に定める額とする。

4 第1項の特別運営費は、利用料等取扱指針の別紙の第1の5(1)に定める特別運営費とする。

5 第1項の場合において、補助金の額は、対象経費の10分の10の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を限度とする。

現在、補助金の実績報告は以下の書類に基づいて、3月1日から3月31日までに行われ、3月31日付けで交付確定がなされている。

#### 提出書類

- ・実績報告書（申請時における申請額から変更が生じた場合は、変更申請書兼実績報告書）
- ・補助金精算書

- ・補助金精算内訳書
- ・対象事業に係る収支決算書

そのため、これらの書類の3月分については、概算計上せざるを得ない。

しかし、その後、3月分の実績を取り込んだ決算数値が出て、第5項による頭打ちがあるか否かの再検討は行われていない。

第5項では、補助金の額は、対象経費が上限とされているが、

第1項～第4項で計算した金額(A)が、対象経費(B)を超える場合は対象経費(B)が限度とされる。現在、対象の4法人は、概算数値で、全て大幅に(B)が(A)を超えている。そのため、3月の対象経費を実績数値におき直した決算数値において、(A)が(B)を超えて限度額が変更になるか否かの再検討は省略されている。

#### 【意見】

交付確定を確実なものとするために、3月分の実績を取り込んだ年間の数値を用いて対象経費を計算し、(A)が(B)を超えて限度額が変更にならないことを検証する必要がある。また、その検証過程の証跡を残すことが必要である。

## 2. 社会福祉協議会運営費補助金

### (1) 概要

#### ① 趣旨

社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し、補助金を交付することにより、社会福祉事業の促進を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

#### ② 補助対象経費及び補助率

対象事務等	対象経費	補助率
運営事務	1 人件費	
	(1)プロパー職員	90%
	(2)その他の職員	100%
	2 管理費 管理用消耗品、光熱水費、修繕料、 電話料、手数料、保険料、使用料、賃借料、委託料等	100%

(市資料より)

(2) 事務スケジュール

	社協	市
申請	補助金交付申請書等 提出 (H21/5/1)	收受(H21/5/1)
交付決定		交付決定(決裁日 H21/5/29) 補助金等交付決定通知書 送付 (H21/5/29)
第1回概算払	補助金交付請求書 提出 (H21/6/2)	支出命令(支払予定 H21/6/15)
第2回概算払	補助金交付請求書 提出 (H21/10/1)	支出命令(支払予定 H21/10/22)
実績報告	補助金実績報告書兼補助金交付 変更申請書 提出(H22/3/31)	受領(H22/3/31)
変更交付決定及 び額の決定		変更交付決定及び額の決定 (決裁日 H22/3/31) 補助金等変更交付決定通知書兼補助 金等確定通知書 送付(H21/5/14)
精算	返納(H22/5/25)	

(市資料より)

(注) 上記日付は平成 21 年度の実績

補助金等変更交付決定通知書兼補助金等確定通知書の日付については、記載誤りであると市の担当者より回答を得ている(誤 H21/5/14 正 H22/5/14)。

(3) 支給実績

(単位:千円)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
予算	85,258	87,154	86,414
決算	85,038	78,440	78,741

(市資料より)

(4) 補助金交付の適正化に向けて

市では厳しい財政運営状況の中、補助年限の設定、補助率の適正化、補助対象経費の制限、総額の抑制等を基準とした補助金の適正化を掲げている。具体的には補助金の目的、必要性、当該目的に対する効果及び達成状況について検討し、その結果を「補助金台帳(団体指定補助金用)」に記載している。

(5) 監査の結果及び意見

① 補助金交付に必要な申請書類について

社協に補助金を交付する際に必要な書類について、「柏市社会福祉法人の助成に関する条例」(昭和 50 年柏市条例第 41 号) 第 3 条に以下のように定められている。

(申請)

第3条 助成を受けようとする社会福祉法人は、申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その内容を記録した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

平成21年度の社会福祉協議会運営費補助金の交付申請書類のうち、上記(1)理由書及び(3)財産目録及び貸借対照表が添付されていなかった。

#### 【改善策】

理由書、財産目録及び貸借対照表は、条例に従った申請書に添付させて入手すべきである。ただし、理由書については、申請書に補助事業の主な内容として事業の目的及び内容の記載があり、これを理由書としているとの回答を得た。理由書としての形式は特に定められていないが、現在の記載は補助金が必要な理由についての直接的な記載ではないため、理由書を整える必要がある。

なお、市は「社会福祉法」第59条及び「社会福祉法施行規則」第9条の規定に基づき、財産目録及び貸借対照表を社会福祉協議会より別途入手していることから、交付要綱によって添付の省略規定を設けることも考えられる。

#### ② 積立金について

社協の平成21年度貸借対照表には、以下のとおり積立金が計上されている。

名称	残高(千円)
修繕積立金	101,427
車両設備購入資金積立金	23,553
事業運営基金積立金	196,752
福祉大会事業積立金	1,500
交通遺児等援護基金積立金	12,364
合計	335,597

各積立金の内容については、市の担当者から以下のとおり説明を受けている。

#### 修繕引当金

今後の沼南社会福祉センターを維持するにあたり、必要と思われる修繕費用について積み立てるもの

#### 車両設備購入資金積立金

事業用車両の更新を目的として、保有車両の減価償却相当額を積み立てるもの

#### 事業運営基金積立金

「社会福祉法人柏市社会福祉協議会事業運営基金規程」に基づき、災害発生時等の緊急対応に対する備えとする他、社会情勢等の変化による会費等収入や市補助・委託金の変動があった場合においても、安定した福祉サービスを提供することを目的として積み立てるもの

#### 福祉大会事業積立金

年1回、住民福祉大会における功労者等の授与式典及び基調講演等の実施や将来の周年記念事業としての活用目的として積み立てるもの

#### 交通遺児等援護基金積立金

交通遺児に対する援護金を賄うために積み立てるもの

各積立金について規定が定められているのは、事業運営基金積立金のみであり、積立基準について、「社会福祉法人柏市社会福祉協議会事業運営基金規程」（以下「運営基金規程」という。）に以下のように規定されているが、その他の積立金については、規定等により特に積立基準は定められていない。

##### （積立）

第2条 積み立てる額は、その年度における寄付金及び募金等の収入の範囲内で、毎年度の予算で定める額とする。

また、上記積立金の具体的な運用は、平成21年度末においては全て銀行預金によって行われている。

なお、積立金の運用方法については、運営基金規程においては、以下のとおり定められている。

##### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

当該規定によると有価証券も運用方法のひとつに定められているが、平成17年度以降有価証券で運用した実績はないと市の担当者より回答を得ている。

#### 【意見】

一般的な社会福祉協議会の積立金については「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）（以下「通知」という。）について参考となる考え方が示されている。具体的には通知及び同通知の別紙における問答、問い5において、「運営費については、長期的に安定した計画を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の

経費に充てることができるものである」との記載がされている。よって社協の積立金は将来計画を慎重に勘案する必要があると考える。なお通知に定める対象施設を社協が所有していないため、直接的には当該通知の対象外ではあると市の担当者により説明を受けたが、社協の積立金に対する基本的な考え方は同様であるとする。なにより社協の収入の多くが市の補助金により賄われている事実を鑑みると、社協の積立金の積立てを無制限に認めるべきではないと考える。

なお市の担当者によると、社協と協議し、過去一定の積立金の取崩を実施しているとの回答を得た。しかし、本来積立金とは、積立目的を検討し、計画的に残高としての程度必要であるかといった観点が必要となるが、現在そのような観点での検討はなされていないため、今後は当該必要な残高という観点での積立及び取崩等を実施すべきであるとする。

また、積立基準及び取崩基準についても、「運営基金規程」により事業運営基金積立金のみ定められているが、その他の積立金についても規程等により定めることを指導することが望ましい。

次に事業運営基金積立金についての運用規定に有価証券での運用が定められているが、運用可能な有価証券の定義が「最も確実かつ有利」とあいまいである。当該積立金の目的を鑑みればその運用はリスクを生じるようなものであってはならないため、「元本保証がなされている」等具体的な定義を規定することを指導することが望まれる。また、銀行預金による運用においてもペイオフ等についても考慮し、銀行ごとに預金上限金額を設ける等の対応を行うことを指導することも検討されたい。

### ③ 自主財源率向上のための市の役割について

平成 21 年度社会福祉協議会決算において、社会福祉協議会の収入のうち、会費収入及び寄付金収入の経常活動収支に占める割合を近隣他市の社会福祉協議会と比較すると、以下のとおりである。

(単位:千円)

	柏市	流山市	松戸市	野田市	船橋市
会費収入	37,581	9,137	29,736	20,143	26,835
寄付金収入	16,845	2,099	4,958	988	7,779
計①	54,427	11,237	34,695	21,131	34,615
経常活動収入②	400,066	178,446	308,897	146,403	517,994
会費/寄付金割合(①/②)	13.6%	6.3%	11.2%	14.4%	6.7%

(市資料より)

(注) 一般会計のみ対象としている。

柏市の経常活動収支における会費収入及び寄付金収入の割合は、野田市に次いで 2 番目に高いが、それでも 15%未滿となっている。

#### 【意見】

社会福祉協議会運営費補助金は、法人運営のための人件費や一部経費について支給されているが、社協の自主財源が多ければ多いほど、精算時に補助金が減額される。

よって会費及び寄付金収入は社協の代表的な自主財源であり、今後は会費及び寄付金収入を増大させ、自主財源率の向上を図ることが望まれる。そのためには、社協の意義等を広く市民に周知させ、理解を深める等の方策について、社協と協議する等市の指導監督が必要と考えられる。

#### ④ 効果測定の実施について

補助金については、支給対象の事業の効率性や有効性を評価することが必要である。当該社会福祉協議会運営費補助金の場合は、社協の事業運営が効率的に行われているかについて、定期的に評価する必要がある。

現状、市は補助金交付時及び実績報告時に添付資料にて社協の活動内容及び活動実績を記載させたものを提出させている。また、(4)「補助金交付の適正化に向けて」で記載したとおり、補助金の目的、必要性、当該目的に対する効果及び達成状況について検討し、その結果を「補助金台帳（団体指定補助金用）」に記載している。ただし、これらの記載内容は支給した補助金の効果測定として、社協の運営の効率性等について評価するほど詳細なものではない。

#### 【意見】

補助金の評価測定については、補助金の支給に対して社協の事業運営が効率的に行われているかについて評価するために、具体的な評価基準を設定することが必要である。

その際は、社会福祉事業の促進を図りもって地域福祉の増進に資するという社協本来の目的に留意しつつ、かつ効率的に事業運営を行う点も考慮する必要がある。具体的には様々な評価基準が考えられるが、評価基準の設定に当たっては、以下の事項が有用と思われる。

##### ・東葛飾地域社会福祉協議会連絡会の活用

社協は、浦安市や船橋市、鎌ヶ谷市等他の近隣9市と、急速に開発され変貌著しい状況下にある東葛飾地区の社会福祉協議会が相互に連携し、もって社会福祉事業の推進を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした「東葛飾地域社会福祉協議会連絡会」（以下「連絡会」という。）に原則年1回参加している。当該連絡会の内容について現在議事録等文書化されているものはないが、独自でメモをとり、社協及び市において、他の社会福祉協議会と共有化された問題点について検討することが有用である。

当該検討結果は、社協自身の目標設定等にも有用であると考えられる。

##### ・目標数値設定

経費等については過去の実績から、数値目標を設定することが考えられる。実績との比較によって差異内容を確認し、原因分析することによって効率的な事業運営が可能となる。

### 3. 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金

#### (1) 概要

##### ① 趣旨

社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「社協」という）に対し、補助金を交付することにより、社会福祉事業の促進を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

##### ② 補助対象経費及び補助率

平成 21 年度における対象事業、対象経費及び補助率は次のとおりである。

対象事業	対象経費	補助率
地域福祉活動	1 ネットワーク推進職員人件費	
	(1) プロパー職員	90%
	(2) その他の職員	100%
	2 ネットワーク事業に要する経費 報償費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、燃料費、郵便料、電話料、食糧費、使用料、賃借料等	50%
	3 地区社会福祉協議会活動助成事業に要する経費	
	(1) 基本事業費 1 世帯当たり社協の補助する額に対象世帯数を乗じて得た額	80%
	(2) 活動費 活動費助成金	50%
	(3) 運営費 運営費助成金	50%
	4 ボランティア活動促進事業に要する経費	
	(1) ボランティア団体に社協が補助する経費 活動費助成金	50%
	(2) ボランティアの啓発、育成及び研修に要する経費 消耗品費、郵便料、電話料、研修等参加負担金、体験学習施設の使用料、食糧費、複写費使用料、コーディネーター費用弁償、パンフレット印刷代、図書購入費、備品代、保険料等	50%
	5 福祉教育推進事業に要する経費	
	(1) 教育推進校に社協が補助する経費 教育推進校への助成金	50%
(2) 福祉教育の啓発、育成及び研修に要する経費 郵便料、電話料、印刷製本費、報償費、消耗品費、食糧費、委託料、手数料	50%	

(市資料より)



(2) 事務スケジュール

平成 21 年度の事務スケジュールは次のとおりである。

	社協	市
申請	補助金交付申請書等を提出 (平成 21 年 4 月 22 日)	收受(平成 21 年 4 月 22 日)
交付決定		交付決定(決裁日平成 21 年 6 月 2 日) 補助金等交付決定通知書を送付(平成 21 年 6 月 2 日)
第 1 回概算払	補助金交付請求書を提出 (平成 21 年 6 月 4 日)	支出命令(支出額 47,133 千円、支払予定 日平成 21 年 6 月 15 日)
第 2 回概算払	補助金交付請求書を提出 (平成 21 年 10 月 5 日)	支出命令(支出額 47,133 千円、支払予定 日平成 21 年 10 月 22 日)
実績報告	補助金実績報告書兼補助金交 付変更申請書の提出(平成 22 年 3 月 31 日)	受領(平成 22 年 3 月 31 日)
変更交付決定 及び額の確定		変更交付決定及び額の確定 (確定額 78,007 千円、決裁日平成 22 年 3 月 31 日、施行日平成 22 年 5 月 14 日) 補助金等変更交付決定通知書兼補助金等 確定通知書を送付(平成 22 年 5 月 14 日)
精算	過払い額 16,259 千円を返納 (平成 22 年 5 月 25 日)	

(3) 支給実績

平成 19 年度から 21 年度までの予算額及び実績額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 19 年度	20 年度	21 年度
予算額	103,369	102,532	94,266
決算額	100,381	86,774	78,007

(市資料より)

上表のとおり、支給実績額は年度をおうごとに減少しており、21 年度の実績額 78,007 千円は 19 年度の実績額 100,381 千円に比し、22,374 千円 (22.3%) 減少している。これは、「2. 社会福祉協議会運営費補助金 (4) 補助金交付の適正化に向けて」で述べたとおり、市が補助金の適正化に向けての取り組みの結果が現れたものと考えられる。

(4) 監査の結果及び意見

① 補助金交付に必要な申請書類について

社協に補助金を交付する際に必要な書類について、「柏市社会福祉法人の助成に関する条例」第 3 条に以下のように定められている。

(申請)

第3条 助成を受けようとする社会福祉法人は、申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その内容を記録した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

平成 21 年度の社会福祉協議会運営費補助金の交付申請書類を閲覧したところ、上記の申請書に添えて提出しなければならない書類のうち、(1)理由書及び(3)財産目録及び貸借対照表が添付されていなかった。

#### 【改善策】

理由書、財産目録及び貸借対照表については、条例に従って申請書に添付させて入手すべきである。

なお、市は「社会福祉法」第 59 条及び「社会福祉法施行規則」第 9 条の規定に基づき、財産目録及び貸借対照表を社会福祉協議会より別途入手している。別途入手しているものについては、重ねてこれを入手する必要がない限り交付要綱において添付を省略する旨の規定を設けることも考えられる。

#### ② 地区社協等に対する効果測定状況の把握について

平成 21 年度の地域ぐるみ社会福祉ネットワーク事業補助金の決算額 78,007 千円の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	決算額
1.市派遣職員人件費	8,756
2.社協専任職員人件費	47,877
3.地区社協活動助成経費	17,246
4.ネットワーク事業経費	300
5.ボランティア活動促進事業	2,551
6.福祉教育推進事業	1,275
合計	78,007

(市資料より)

上記の 6 項目のうち、3.地区社協活動助成経費は、社協を通じて市内に 23 ある地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の活動のために使われている。また、1.市派遣職員人件費、2.社協専任職員人件費及び 4.ネットワーク事業経費は主に地区社協の活動をサポートするために使われている。5. のボランティア活動促進事業は社協を通じて市内で活動しているボランティア団体をサポートするために使われて

いる。6.の福祉教育推進事業は社協を通じて市内小中高等学校における福祉教育活動のために使われている。

そのため、地域ぐるみ社会福祉ネットワーク事業補助金の効率性や有効性を評価するに当たっては、地区社協等における当該補助金の効果の測定が重要となる。

補助金の交付対象である社協では、地区社協に実績報告書等や、その添付書類として活動報告書、決算書、支出内訳表及び監査結果報告書を提出させている。また、様式には定められていないが、実績報告書の添付書類には事業及び活動の成果がわかる資料等も列挙されている。

実績報告書には、社協が地区社協に交付した活動助成金既交付受領額を記載することとしている。また、活動報告書には活動ごとに活動目的、活動回数及び成果等を記載することとなっている。以上のように、実績報告書等には地区社協の活動実績が比較的詳しく記載されている。

社協は、この実績報告書等や地区社協への訪問等により、「地区社協支援活動報告書兼診断シート」を作成している。このシートには、主として組織の運営に関する診断、事業活動に関する診断等を記載している。

当該実績報告書及び報告書兼診断シート等は、地区社協の運営実態を適切に把握し、もって社協が地区社協に交付した活動助成金の使途の効率性や有効性を評価する点から大きな意義を持つものである。しかし、市は、社協が地区社協に対して実施している活動について、活動を行っているという事実の把握に留まっており、活動の評価状況の把握（報告書等の入手及び閲覧）までは実施していないのが実情である。

また、社協はボランティア活動促進事業については、実績報告書等をボランティア団体から入手している。その上で、当該報告書等を基にボランティア団体からヒアリングを行い書類審査シートとして結果をまとめている。福祉教育推進事業についても、社協は補助金の交付先である市内の小中高等学校から活動実績を記載した報告書を入手し、状況を把握している。しかし、これらについても市は社協が上述のような評価活動を実施していることを認識しているが、評価内容までは把握していない。

#### 【意見】

市は社協への補助金の効果を測定する上で、地区社協等の活動実態を把握し、検討することが必要である。そこで市は社協が所有している地区社協等からの実績報告書等を入手し、効果測定をすることが望まれる。

また、現在社協が地区社協等から入手している実績報告書等の記載項目及び記載方法についても、社協及び地区社協等を取りまく環境の変化に応じて定期的に見直し、地区社協等の運営実態を適切に把握することが有用なので、市は社協に対しその旨指導することが望まれる。